



医政発1209第22号
産情発1209第2号
健 発1209第2号
生食発1209第7号
保 発1209第3号
令和4年12月9日

各 { 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 } 殿

厚生労働省医政局長
厚生労働省大臣官房医薬産業振興・医療情報審議官
厚生労働省健康局長
厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官
厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」の
公布及び一部施行について（通知）

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」
（令和4年法律第96号。以下「改正法」という。）が本日公布され順次施行されることと
なりました。

また、改正法の一部が公布日等に施行されることに伴い、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和4年政令第377号。以下「整備政令」という。）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和4年厚生労働省令第165号。以下「整備省令」という。）が本日公布され、関係法令が改正されました。令和5年4月1日以降の施行に必要な政省令及び通知等については、今後制定し、その具体的な内容について別途通知する予定です。

これらの改正の趣旨等は下記のとおりですので、十分御了知の上、管内の関係機関等に対し、その周知を図るとともに、その運用に遺漏のなきようお願いいたします。なお、本改正に関するQ&A等を後日発出する予定ですので、当該Q&A等についても御参照いただき

ますようお願いいたします。

記

第一 改正の趣旨

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるため、国又は都道府県及び関係機関の連携協力による病床、外来医療及び医療人材並びに感染症対策物資の確保の強化、保健所や検査等の体制の強化、情報基盤の整備、機動的なワクチン接種の実施、水際対策の実効性の確保等の措置を講ずるもの。

第二 改正の概要

一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正

1 疑似症サーベイランスの強化（公布日施行）

(1) 改正の趣旨

現在、重症の原因不明の感染症の早期探知を行うために、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）第 14 条第 1 項に基づき、指定届出機関（疑似症定点）からの疑似症の発生動向を調査する「疑似症サーベイランス」を運用しているが、指定届出機関からの届出のみでは正確に把握することが困難な感染症を迅速に探知し、積極的疫学調査に結びつけるため、今後、一定の状況下において、本サーベイランスの届出機関を拡大し、積極的疫学調査の早期実施等に資する届出項目を設定できるようにすることで、強化された「疑似症サーベイランス」を実施できるようにする。

(2) 改正の概要

- ① 都道府県知事（保健所設置市区の長を含む。③において同じ。）は、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものであって当該感染症にかかった場合の病状の程度が重篤であるものが発生し、又は発生するおそれがあると厚生労働大臣が認めたときは、指定届出機関以外の医師に対し、当該感染症の患者又は当該死亡した者の②に記載する事項を届け出をを求めることができることとする（当該医師は、正当な理由がない限り、求めに応じなければならないこととする）。（感染症法第 14 条第 7 項及び第 8 項関係）
- ② また、当該届出については、直ちに提出することとし、届出に記載する事項としては、患者等の氏名や住所、症状等とする。（感染症の予防及び感染症の患

者に対する医療に関する法律施行規則（平成 10 年厚生省令第 99 号。以下「感染症法施行規則」という。）第 7 条第 4 項及び第 5 項関係）

- ③ 当該届出を受けた都道府県知事は、当該届出の内容を厚生労働大臣に報告しなければならないこととする。（感染症法第 14 条第 9 項関係）
- ④ なお、「疑似症サーベイランス」の運用に当たっては、国立感染症研究所において「疑似症サーベイランスの運用ガイドンス」を作成しているところ、①の「正当な理由」等本改正を踏まえた運用の変更については、別途、お示しする。

2 厚生労働大臣による健康監視業務の代行（公布日から 10 日後施行）

(1) 改正の趣旨

新型インフルエンザ等感染症に感染したおそれのある入国者の健康監視は、その感染力の強さに鑑み、患者発生時にその周囲の者への調査をできる限り早期に開始する必要があるため、本来は、都道府県又は保健所設置市等において実施される。しかしながら、今般の新型コロナウイルス感染症の対応にあつては、市中感染の増加により都道府県等の業務がひっ迫したことを受け、都道府県等の事務負担を軽減しながら入国者に対する健康確認・感染者の把握を迅速に行うべく、厚生労働省において、健康監視業務を事実上代行してきたという経緯がある。これを踏まえ、国内において新型インフルエンザ等感染症の患者が増加し都道府県等の業務がひっ迫する場面においては、国が入国者の健康状態の確認等を代行できることにつき、法律上の根拠を設けることとする。

(2) 改正の概要

- ① 厚生労働大臣は、都道府県知事（保健所設置市区の長を含む。本項目及び②において同じ。）から要請があり、かつ、感染症法等の規定により当該都道府県知事が処理することとされている事務の実施体制その他の地域の実情を勘案して、当該都道府県又は保健所設置市等における新型インフルエンザ等感染症等のまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該都道府県知事に代わって自ら検疫法（昭和 26 年法律第 201 号）第 18 条第 4 項に規定する者に対し、健康状態の報告の求めや質問の措置を実施するものとする。（感染症法第 15 条の 3 第 5 項関係）
- ② 厚生労働大臣は、都道府県知事の事務を代行するときは、その対象となる者にその旨を通知するとともに、当該報告又は質問の結果、健康状態に異状を生じた者を確認したときは、直ちにその旨を都道府県知事に通知するものとし、当該通知を受けた都道府県知事は、当該職員に必要な調査等をさせることができるものとする。（感染症法第 15 条の 3 第 6 項及び第 7 項関係）

3 都道府県と市町村の間の情報共有（公布日施行）

(1) 改正の趣旨

住民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や住民からの相談受付等を実施するため、都道府県知事は、市町村長に対し情報の公表に関する必要な協力を求めることができることとし、都道府県知事は、当該協力のため必要があると認めるときは、当該市町村の長に対して必要な情報を提供することができる旨の規定を新設する。

(2) 改正の概要

- ① 都道府県知事は、感染症法第 16 条第 2 項に規定する新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われたときから新型インフルエンザ等感染症等と認められなくなった旨の公表等が行われるまでの間（以下「感染症発生・まん延時」という。）、当該公表が行われた感染症の発生の状況、動向及び原因に関する情報に対する住民の理解の増進に資するため必要があると認めるときは、市町村長に対し、必要な協力を求めることができることとする。（感染症法第 16 条第 2 項関係）
- ② また、都道府県知事は、当該協力の求めに関し必要があると認めるときは、協力を求めた市町村長に対し、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者（当該都道府県内に居住地を有する者に限る。）の数及び当該者の居住する市町村の名称、当該者がこれらの感染症の患者又は所見がある者であることが判明した日時その他厚生労働省令で定める情報を提供できることとする。（同条第 3 項関係）
- ③ その際、都道府県知事は個人情報保護に留意しなければならないこととする。（同条第 4 項関係）
- ④ 情報提供の対象となる「厚生労働省令で定める情報」については、都道府県知事が必要と認める情報とする。（感染症法施行規則第 9 条の 8 関係）

4 健康観察等に係る一般市町村の長の協力及び情報提供（公布日から 10 日後施行）

(1) 改正の趣旨

都道府県知事（保健所設置市区の長を含む。本項目及び(2)において同じ。）は、新型インフルエンザ等感染症の濃厚接触者及び患者等に対し、当該者の居宅等若しくはこれに相当する場所から外出しないこと等の協力を求める時は、必要な生活支援を行うよう努める（感染症法第 44 条の 3 第 4 項）こととされているが、住民に身近な存在である一般市町村（保健所設置市区以外の市町村をいう。以下同じ。）の宿泊・自宅療養者・高齢者施設での療養者等（以下「宿泊・自宅療養者等」という。）への良好な療養環境の整備への一層の参画を求める観点から、都道府県知事は、一般市町村の長に対し、宿泊・自宅療養者等の健康観察等に関して必要な協力を求めるものとする。あわせて、一般市町村の長は、協力に必要な範囲で

患者情報等の提供を求めることができる旨を、法律上明記する。

(2) 改正の概要

- ① 都道府県知事は、新型インフルエンザ等感染症若しくは新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者、新型インフルエンザ等感染症の患者又は新感染症の所見がある者に健康状態の報告又は外出自粛の協力を求めるときは、必要に応じ、一般市町村の長に対して、協力を求めるものとする。また、協力を求められた一般市町村の長は協力に必要な範囲で患者情報等の提供を求めることができるものとする。このため、都道府県知事は一般市町村の長と連携して健康観察等を実施する場合は、必要な範囲で患者情報等の提供を行っていただきたい。(感染症法第 44 条の 3 第 6 項及び第 7 項並びに第 50 条の 2 第 4 項関係)
- ② また、本改正により、都道府県知事が当該事務を行うにあたり、一般市町村の長に必要な協力を求めるものとする事となるため、当該協力の求めに応じた健康状態の報告又は外出自粛の協力の求めに関する事務に従事した市町村の公務員又は公務員であった者についても、その職務の執行に関して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らした場合の罰則規定(感染症法第 73 条第 2 項)の対象とする。
- ③ 運用に当たっては、一般市町村の長が都道府県知事に対し、その協力に必要な範囲で患者情報等の提供を求めることができる旨を法律上明記したことを踏まえ、積極的に一般市町村と連携し、宿泊・自宅療養者等の健康観察や生活支援等に対応いただきたい。なお、本規定は、災害時において被災した宿泊・自宅療養者等や濃厚接触者の避難に係る都道府県等と一般市町村との情報共有にも活用できる。
- ④ 健康観察等に係る一般市町村の長の協力については、各都道府県の予防計画の策定過程等において、都道府県と市町村の間で協議し、役割分担とともに、費用負担についてもあらかじめ合意を得ておくことが望ましい。

5 厚生労働大臣による総合調整(公布日施行)

(1) 改正の趣旨

厚生労働大臣に、感染症発生・まん延時の場合に限り、都道府県知事や保健所設置市区の長、医療機関等に対する感染症の予防に関する人材(感染症の専門家や保健師等)の確保や患者の移送等の感染症のまん延防止の事項に関する総合調整権限を創設する。

(2) 改正の概要

- ① 厚生労働大臣による総合調整権限は、感染症発生・まん延時であって都道府

県の区域を超えた感染症の予防に関する人材の確保、患者の移送その他感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときに、都道府県知事や保健所設置市区の長、医療機関その他の関係者に対して行使できるものとする。(感染症法第44条の5第1項及び第51条の2第1項関係)

- ② また、都道府県知事又は保健所設置市区の長が他の都道府県知事や保健所設置市区の長、医療機関その他の関係者の必要な協力を求めることも考えられるため、都道府県知事又は保健所設置市区の長から総合調整についての要請があった場合で、厚生労働大臣が総合調整の必要があると判断した場合は、当該要請に応諾し総合調整を行うこととする。(感染症法第44条の5第2項及び第51条の2第2項(第64条第1項において準用する場合を含む。)関係)
- ③ さらに、厚生労働大臣が行った総合調整の結果に対して、都道府県知事や保健所設置市区の長、医療機関その他の関係者が意見を申し出ることができることとするとともに、厚生労働大臣が総合調整を行うために必要があると認めるときは、報告又は資料の提出を求めることができることとする。(感染症法第44条の5第3項及び第4項並びに第51条の2第3項関係)
- ④ 加えて、感染症法に基づく厚生労働大臣の総合調整と新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「特措法」という。)に基づく政府対策本部長の総合調整とで、措置の内容に齟齬が生じることを防ぐため、厚生労働大臣が総合調整を行う必要が生じた場合は、特措法第18条第1項に規定する基本的対処方針との整合性の確保を図らなければならないこととする。(感染症法第44条の5第5項及び第51条の2第3項関係)
- ⑤ その他、総合調整権限及び既存の指示権限については、令和6年4月1日施行予定の基本指針において、方針に関する事項を規定することとしており、別途、お示しする。都道府県知事、保健所設置市区の長又は医療機関その他の関係者が厚生労働大臣の総合調整に関し、要請又は意見の申し出を行う場合については、以下の宛先までご連絡いただきたい。

(連絡先)

- ・ 厚生労働省健康局結核感染症課 (variants@mhlw.go.jp、03-3595-3489)

6 都道府県知事による総合調整、指示(公布日施行)

(1) 改正の趣旨

都道府県知事の総合調整権限について、平時から感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための枠組みづくりに資するよう、対象となる措置を平時から感染症発生・まん延時に至るまでの感染症対策全般に拡大する。

また、都道府県知事が感染症発生・まん延時その他感染症対策を的確かつ迅速に遂行することができるよう、保健所設置市区の長に対する入院勧告、入院措置

に係る指示権限を創設する。

(2) 改正の概要

- ① 都道府県知事による総合調整は、平時であっても感染症対策にあたり必要がある場合に実行できることとし、総合調整の対象についても、保健所設置市区の長の他、市町村長も対象とするほか、医療機関や感染症試験研究等機関といった民間機関も対象とすることとする。(感染症法第 63 条の 3 第 1 項関係)
- ② また、必要がある場合に限り、保健所設置市区の長から都道府県知事に対して総合調整を要請できることとするほか、都道府県知事が行う総合調整に対して、総合調整の対象となる関係機関が意見を申し出ることができることとするとともに、都道府県知事が総合調整を行うために必要があると認めるときは、報告又は資料の提出を求める規定を置くものとする。(同条第 2 項から第 4 項まで関係)
- ③ 都道府県知事による指示は、感染症発生・まん延時の際、国民の生死に直結する緊急性を有する入院勧告や入院措置の事項に係る措置を実施するために必要な場合に限り、保健所設置市区の長に対してのみ行えることとする。(感染症法第 63 条の 4 関係)
- ④ なお、総合調整及び指示については、令和 6 年 4 月 1 日施行予定の予防計画において、方針に関する事項を規定することとしており、基本指針及び予防計画のガイドラインにおいて別途お示しする。保健所設置市区の長及び他の関係機関等が都道府県知事の総合調整に関し要請又は意見の申し出を行う場合に備え、都道府県におかれては、照会先を管内に周知いただきたい。
- ⑤ また、当該規定により総合調整又は指示を行った場合は、(ア) 当該対応が必要であった理由・背景、(イ) 行った総合調整・指示の内容・日付について、以下の宛先までご連絡いただきたい。

(連絡先)

- ・ 厚生労働省健康局結核感染症課 (variants@mhlw.go.jp、03-3595-3489)

7 指定感染症に係る規定の整備 (公布日施行)

(1) 改正の趣旨

指定感染症にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるものと認めるときは、厚生労働大臣は、速やかに、その旨や必要な情報を公表することとし、必要の規定の準用を行うこととする。

(2) 改正の概要

- ① 厚生労働大臣は、指定感染症にかかった場合の病状の程度が重篤であり、か

つ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるものと認めるときは、速やかに、その旨を公表するとともに、個人情報保護に留意の上、当該指定感染症の発生の予防又はそのまん延の防止に必要な情報を公表しなければならないこととし、国民の大部分が当該指定感染症に対する免疫を獲得したこと等により全国的かつ急速なまん延のおそれがなくなったと認めるときは、その旨を公表しなければならないこととする。(感染症法第44条の7関係)

- ② また、指定感染症に関する準用規定を整備する。(感染症法第44条の8及び第44条の9関係)

8 都道府県連携協議会（令和5年4月1日施行）

(1) 改正の趣旨

都道府県に管内の保健所設置市区、感染症指定医療機関、診療に関する学識経験者の団体、消防機関その他関係機関（高齢者施設等の関係団体等）からなる都道府県連携協議会を組織することとする等、平時から関係機関間の連携を図るとともに、感染症発生・まん延時においては、必要な協議を行うよう努めるものとする等、関係機関間における感染症発生・まん延時の対応に関する枠組の構築を推進する。

(2) 改正の概要

- ① 都道府県に管内の保健所設置市区、感染症指定医療機関、診療に関する学識経験者の団体、消防機関その他関係機関（高齢者施設等の関係団体等）からなる都道府県連携協議会を組織し、構成員が相互の連絡を図ることにより、予防計画の実施状況及びその実施に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図ることとする。(感染症法第10条の2第1項及び第2項関係)
- ② 感染症発生・まん延時の際には連携協議会を開催し、必要な対策の実施について協議するよう努めるものとする。(同条第3項関係)
- ③ さらに、連携協議会において協議が調った事項については、その構成員はその協議の結果を尊重しなければならないこととし、都道府県連携協議会に関し必要な事項は、都道府県連携協議会が定めることとする。(同条第4項及び第5項関係)
- ④ なお、連携協議会の運営規則等については、今後早期にお示しする。

9 電磁的な方法による届出等の努力義務等（令和5年4月1日施行）

(1) 改正の趣旨

感染症対策において、感染拡大防止のためには、疫学情報がリアルタイムで収集され、関係者で共有されることが重要である。この取組を更に推進させるため、感染症発生等の情報を行政が迅速・効率的に収集し、感染症対策に活かしていく

ための仕組みとして、厚生労働省令で定める感染症指定医療機関の医師から都道府県に対して届出を行う場合には、電磁的方法（新型コロナウイルス感染症については新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）、それ以外の感染症については感染症サーベイランスシステム）を使用して行うものを念頭に置く。）によるものとする義務（それ以外の医師については、努力義務とする。）を課すほか、都道府県から国又は他の都道府県に対する報告等については電磁的方法（対象とする報告等に応じて、HER-SYS や感染症サーベイランスシステム、その他適切な手法を定める予定）によるものとする義務を課すこととする。

(2) 改正の概要

- ① 都道府県知事若しくは保健所設置市区の長（以下本項目及び②～⑤において「都道府県知事等」という。）から厚生労働大臣又は他の都道府県知事等に対する報告及び通報については電磁的方法によるものとする義務を課すこととする。（感染症法第 12 条第 2 項から第 4 項まで、第 13 条第 3 項から第 5 項まで、第 14 条第 3 項、第 14 条の 2 第 4 項並びに第 15 条第 13 項及び第 14 項関係）
- ② 発生届に関し、厚生労働省令で定める感染症指定医療機関の医師については、電磁的方法により行うことを義務化するとともに、それ以外の医師については努力義務化し、また、当該届出が電磁的方法により行われた場合は、都道府県知事等は、報告等を行ったものとみなすこととする。慢性の感染症の患者を治療する医師による届出及び所定の感染症により死亡した者等の死体を検案した場合の届出についても同様とする。（感染症法第 12 条第 5 項から第 7 項まで並びに第 9 項及び第 10 項関係）
- ③ 獣医師の届出については、電磁的方法により行うことを努力義務化するとともに、当該届出が電磁的方法により行われた場合は、都道府県知事等は、報告等を行ったものとみなすこととする。（感染症法第 13 条第 6 項関係）
- ④ 指定届出機関の管理者による定点届出については、当該機関が厚生労働省令で定める感染症指定医療機関である場合には電磁的方法により行うことを義務化するとともに、それ以外の場合については努力義務化し、また、当該届出が電磁的方法により行われた場合は、都道府県知事等は、報告を行ったものとみなすこととする。（感染症法第 14 条第 4 項関係）
- ⑤ 指定届出機関以外の病院又は診療所の医師による疑似症のサーベイランスの届出については、当該医療機関が厚生労働省令で定める感染症指定医療機関である場合には電磁的方法により行うことを義務化するとともに、それ以外の場合については努力義務化し、また、当該届出が電磁的方法により行われた場合は、都道府県知事等は、報告を行ったものとみなすこととする。（感染症法第 14 条第 10 項関係）

10 新型インフルエンザ等感染症等に係る検体の提出要請等(令和5年4月1日施行)

(1) 改正の趣旨

変異株の発生初期において、その性質を迅速に把握するためには、発生届や退院届(「11 新型インフルエンザ等感染症等の患者の退院等の届出」参照)の情報に加え、当該届出に係る患者の病原体が従来株か変異株であるかをゲノム解析により迅速に特定することが重要であることから、国から感染症指定医療機関の管理者その他の者に対する検体提出の要請を可能とし、当該要請を受けた者に対する検体提出義務を課すこと等とする。

(2) 改正の概要

① 厚生労働大臣は、感染症発生・まん延時において、感染症の性質及び感染症にかかった場合の病状の程度に係る情報その他の必要な情報を収集するため必要があると認めるときは、感染症指定医療機関の管理者その他厚生労働省令で定める者に対し、新型インフルエンザ等感染症の患者又は新感染症の所見がある者の検体又は当該感染症の病原体の全部又は一部の提出を要請することができることとする。(感染症法第44条の3の2第1項及び第50条の3第1項関係)

(※) 提出を要請する期間は、変異株の性質を把握するために必要な検体数が集まるまでを念頭に置くが、これらは要請ごとに状況に応じて定めることとする。

② 厚生労働大臣は①の要請をしたときは、都道府県知事(要請を受けた者の所在地が保健所設置市区の区域内にある場合にあつては、その所在地を管轄する保健所設置市区の長。③から⑥までにおいて同じ。)に、その旨を通知するものとする。(感染症法第44条の3の2第2項及び第50条の3第2項関係)

③ ①の要請を受けた者は、①の検体又は病原体の全部又は一部を所持している又は所持することとなったときは、直ちに、その所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならないこととする。(感染症法第44条の3の2第3項及び第50条の3第3項関係)

④ 厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事は、提出を受けた検体又は病原体について直ちに検査を実施し、その結果を、電磁的方法により厚生労働大臣(保健所設置市区の長にあつては、その区域を管轄する都道府県知事を含む。)に報告しなければならないこととする。(感染症法第44条の3の2第4項及び第50条の3第4項関係)

⑤ 厚生労働大臣は、自ら検査を実施する必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、提出を受けた検体又は病原体の一部の提出を求めることができることとする。(感染症法第44条の3の2第5項及び第50条の3第5項関係)

⑥ 感染症指定医療機関等が①の要請に応じない場合における都道府県知事の

検体の提出命令及び無償収去について規定することとする。(感染症法第 44 条の 3 の 2 第 6 項及び第 50 条の 3 第 6 項関係)

- ⑦ 検体若しくは病原体の受理又は検査の実施に係る事務に従事した公務員又は公務員であった者については、その職務の執行に関して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らした場合の罰則規定(感染症法第 73 条第 2 項)の対象とする。

11 新型インフルエンザ等感染症等の患者の退院等の届出(令和 5 年 4 月 1 日施行)

(1) 改正の趣旨

新型インフルエンザ等感染症等の実態を把握するためには、入院後の患者情報を把握し、当該感染症の重症度等を迅速に把握・分析する必要があることから、感染症指定医療機関を通じて退院時等の患者の情報を収集する仕組みを新設する。

(2) 改正の概要

- ① 厚生労働省令で定める感染症指定医療機関の医師は、入院している新型インフルエンザ等感染症の患者又は新感染症の所見がある者が退院し、又は死亡したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該者について厚生労働省令で定める事項を、電磁的方法により当該感染症指定医療機関の所在地を管轄する都道府県知事及び厚生労働大臣(その所在地が保健所設置市区の区域内にある場合にあつては、その所在地を管轄する保健所設置市区の長、都道府県知事及び厚生労働大臣)に届け出なければならないこととする。(感染症法第 44 条の 3 の 3 及び第 50 条の 4 関係)
- ② 上記の入院患者の届出に係る事務に従事した公務員又は公務員であった者については、その職務の執行に関して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らした場合の罰則規定(感染症法第 73 条第 2 項)の対象とする。

12 医薬品の確保に係る国の責務(令和 6 年 4 月 1 日施行)

(1) 改正の趣旨

医薬品に関し、感染症法における国の責務(努力義務)においては、感染症に係る医療のための医薬品の研究開発の推進を図るための体制整備が規定されているが、それに加えて、医薬品の安定供給の確保についても規定に追加する。

(2) 改正の概要

国の責務として、感染症に係る医療のための医薬品の安定供給の確保に努めるものとする。こととする。(感染症法第 3 条第 3 項関係)

13 第一種協定指定医療機関及び第二種協定指定医療機関の新設（令和6年4月1日施行）

(1) 改正の趣旨

患者の入院を受け入れる医療機関又は発熱外来や宿泊・自宅療養者等の外来医療・在宅医療を担当する医療機関として通知を受けたもの及び協定を締結したもののについて、新たに都道府県知事が指定する指定医療機関の類型に位置付けた上で、当該医療機関により実施される入院医療・外来医療・在宅医療を公費負担医療（外来医療・在宅医療については、「20 新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者及び新感染症外出自粛対象者の医療に要する費用負担」参照）の対象とする。

(2) 改正の概要

- ① 患者の入院を受け入れる内容の通知（感染症法第36条の2第1項第1号）を受けた医療機関又はその内容の協定（感染症法第36条の3第1項（感染症法第36条の2第1項第1号に掲げる措置をその内容に含むものに限る。））を締結した医療機関であって、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者の入院を担当させるものについては、「第一種協定指定医療機関」として法律上位置付け、都道府県知事が指定し、他の指定医療機関と同様に新型インフルエンザ等感染症等の患者の入院等の対応を行い、それらに係る費用については、公費負担医療の対象とする。（感染症法第6条第16項、第38条第7項等関係）
- ② 発熱外来又は宿泊・自宅療養者等の外来医療・在宅医療を担当する内容の通知（感染症法第36条の2第1項第2号又は第3号）を受けた医療機関又はその内容の協定（感染症法第36条の3第1項（感染症法第36条の2第1項第2号又は第3号に掲げる措置をその内容に含むものに限る。））を締結した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局（以下13の(2)②及び16において「医療機関」という。）であって、外出自粛対象者の医療を担当する医療機関については、「第二種協定指定医療機関」として法律上位置付け、都道府県知事が指定し、それらに係る費用については、新たに規定を整備し、公費負担医療の対象とする。（感染症法第6条第17項、第38条第8項、第44条の3の2から第44条の3の4まで、第50条の3から第50条の5まで等関係）

14 基本指針（令和6年4月1日施行）

(1) 改正の趣旨

今般の新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえ、記載事項を充実させるほか、3年ごとの中間見直しを新設する。

(2) 改正の概要

<基本指針の記載事項について> (感染症法第9条第2項関係)

- ① 基本指針の記載事項に次の事項を追加する。
 - ・ 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項 (同項第7号関係)
 - ・ 感染症に係る医療を提供する体制その他感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための措置に必要なものとして厚生労働省令で定める体制の確保に係る目標に関する事項 (同項第9号関係)
 - ・ 第44条の3第2項又は第50条の2第2項に規定する宿泊施設の確保に関する事項 (感染症法第9条第2項第10号関係)
 - ・ 第44条の3の2第1項に規定する新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は第50条の3第1項に規定する新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項 (感染症法第9条第2項第11号関係)
 - ・ 第44条の5第1項 (第44条の8において準用する場合を含む。)、第51条の4第1項若しくは第63条の3第1項の規定による総合調整又は第51条の5第1項、第63条の2若しくは第63条の4の規定による指示の方針に関する事項 (感染症法第9条第2項第12号関係)
 - ・ 第53条の16第1項に規定する感染症対策物資等の確保に関する事項 (感染症法第9条第2項第13号関係)
 - ・ 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項 (同項第16号関係)
- ② また、「感染症の予防に関する人材の養成に関する事項」について、感染症発生・まん延時における研修の強化のため、「資質の向上」を加える。(感染症法第9条第2項第15号関係)
- ③ さらに、「感染症及び病原体等に関する調査及び研究に関する事項」について、感染症発生・まん延時における国や都道府県等の意思決定・情報集約機能の強化のため、「情報の収集」を加える。(同項第4号関係)
- ④ 加えて、現行の「緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策 (国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保を含む。)」に関する事項については、感染症対策には検査の実施体制が重要であること及び感染症法第16条の2においても医療機関等と検査機関に協力を求められることと規定していることを踏まえ、「緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供のための施策 (国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保を含む。)」に関する事項」とする。(同項第18号関係)

<基本指針の中間見直しについて> (感染症法第9条第3項関係)

① 基本指針における一部の事項（以下「特定事項」という。）については、3年ごとの中間見直し規定を設けることとする。特定事項については、最新の科学的知見等に基づく見直しの必要性や医療計画等との整合性を踏まえて、次の事項とする。

- ・ 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項
- ・ 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項
- ・ 第44条の3第2項又は第50条の2第2項に規定する宿泊施設の確保に関する事項
- ・ 第44条の3の2第1項に規定する新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は第50条の3第1項に規定する新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項
- ・ 第53条の16第1項に規定する感染症対策物資等の確保に関する事項
- ・ 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項
- ・ 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項
- ・ 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体の検査の実施並びに医療の提供のための施策（国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保を含む。）に関する事項

15 予防計画（令和6年4月1日施行）

(1) 改正の趣旨

今般の新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえ、記載事項を充実させるほか、保健所設置市区においても定めることとする等、感染症対策の一層の充実を図る。

(2) 改正の概要

＜都道府県が定める予防計画の記載事項＞（感染症法第10条第2項関係）

① 予防計画の記載事項に次の事項を追加する。

- ・ 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する事項（同項第2号関係）
- ・ 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項（同項第3号関係）
- ・ 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項（同項第5号関係）
- ・ 感染症に係る医療を提供する体制の確保その他感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための措置に必要なものとして厚生労働省令で定める体制の確保に係る目標に関する事項（同項第6号関係）
- ・ 第44条の3第2項又は第50条の2第2項に規定する宿泊施設の確保に関する事項（感染症法第10条第2項第7号関係）
- ・ 第44条の3の2第1項に規定する新型インフルエンザ等感染症外出自粛

対象者又は第 50 条の 3 第 1 項に規定する新感染症外出自粛対象者の療養生
活の環境整備に関する事項（感染症法第 10 条第 2 項第 8 号関係）

- ・ 第 63 条の 3 第 1 項の規定による総合調整又は第 63 条の 4 の規定による指
示の方針に関する事項（感染症法第 10 条第 2 項第 9 号関係）
 - ・ 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項（同項第 10
号関係）
 - ・ 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項（同項第 11 号関
係）
- ② また、「緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の
提供のための施策（国との連携及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保を含
む。）に関する事項」については、感染症対策には検査の実施体制が重要である
ことから「病原体等の検査の実施」を加える。（同項第 12 号関係）

<保健所設置市区が定める予防計画の記載事項>（感染症法第 10 条第 14 項から
第 18 項まで関係）

- ① 現行の感染症法上、予防計画は都道府県が作成することとなっているが、感
染症発生・まん延時の際は、地域の実情に応じて保健所設置市区においても主
体的・機動的に感染症対策に取り組む必要があるため、保健所設置市区にも一
部の事項について、同様に予防計画の策定を義務付けることとする。（同条第 14
項関係）
- ② 一方で、「感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する事
項」、「感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項」、「第 44 条の 3 第
2 項又は第 50 条の 2 第 2 項に規定する宿泊施設の確保に関する事項」並び「総
合調整又は指示の方針に関する事項」は、都道府県が一義的・中心的に行うも
のであることから、当該事項以外の都道府県予防計画の記載事項について、保
健所設置市区においても、予防計画を策定することを規定する。また、「病原体
等の検査の実施体制の確保その他感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防
止するための措置に必要なものとして厚生労働省令で定める体制の確保に係
る目標に関する事項」についても予防計画を策定することを規定する。（感染症
法第 10 条第 15 項関係）
- ③ ただし、「感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する事
項」、「第 44 条の 3 第 2 項又は第 50 条の 2 第 2 項に規定する宿泊施設の確保に
関する事項」及び「感染症に関する知識の普及に関する事項」については、都
道府県と同様に対応可能な保健所設置市区が存在することから、当該事項を定
めるよう努めるものとする」と規定する。（感染症法第 10 条第 16 項関係）

- ④ また、保健所設置市区は、基本指針及び都道府県が定める予防計画が変更された場合に当該保健所設置市区が定める予防計画について再検討を加えることとする。(同条第 18 項において読み替えて準用する第 4 項関係)

＜その他の予防計画に関する事項＞（感染症法第 10 条第 5 項から第 18 項まで関係）

- ① 厚生労働大臣の助言（同条第 5 項及び第 18 項関係）

都道府県等において適切な感染症対策が行われるよう、予防計画の適切性を担保する必要があるため、都道府県等が適切に予防計画の作成・変更をできるように、予防計画の作成・変更にあたっては、厚生労働大臣は助言できることとする。

- ② 都道府県連携協議会への協議等（同条第 6 項、第 7 項、第 17 項及び第 18 項関係）

都道府県が予防計画を作成・変更する際、現行の感染症法第 10 条第 5 項の規定に基づき、あらかじめ市町村及び診療に関する学識経験者の団体の意見を聴かなければならないとされているが、今般の改正より、予防計画の作成主体として保健所設置市区が追加されることや、協定に基づく平時からの感染症に係る医療を提供する体制の確保に係る目標に関する事項等も予防計画の新たな必須記載事項になることから、予防計画を都道府県等が作成・変更する際に必ず都道府県連携協議会（「8 都道府県連携協議会」参照）に協議することとする。

なお、保健所設置市区以外の市町村は予防計画の作成の義務を負わないが、予防計画等の作成・変更の際には、都道府県は従来通り市町村の意見を聴かなければならないこととする。

- ③ 医療計画及び都道府県行動計画等との整合性の確保（同条第 8 項及び第 17 項関係）

都道府県が予防計画を作成・変更する際、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の 4 第 1 項の医療計画及び特措法第 7 条第 1 項の都道府県予防計画との整合性の確保を図らなければならないこととする。また、保健所設置市等が予防計画を作成・変更する際、特措法第 8 条第 1 項の市町村行動計画との整合性の確保を図らなければならないこととする。

- ④ 予防計画の提出並びに提出された予防計画に関する助言、勧告及び援助（感染症法第 10 条第 9 項、第 10 項及び第 18 項関係）

改正前の感染症法において都道府県が予防計画を作成・変更した際には、遅滞なく、国へ予防計画を提出しなければならないとされていることを踏まえ、保健所設置市区にあっても、予防計画を作成・変更した場合は都道府県へ提出し、当該都道府県はこれを厚生労働大臣に提出することを義務付け、提出を受

けた予防計画について、厚生労働大臣は必要があると認めるときは都道府県知事に対し、助言、勧告及び援助（都道府県は保健所設置市区に対し、助言、勧告及び援助）ができることを規定する。

- ⑤ 目標の達成の状況の報告並びに助言、勧告及び公表（同条第 11 項から第 13 項まで及び第 18 項関係）

都道府県に、毎年度、感染症に係る医療を提供する体制の確保等に係る目標の達成状況の厚生労働大臣への報告（保健所設置市区は都道府県への報告し、当該都道府県はその内容を厚生労働大臣に報告）を義務付け、厚生労働大臣はその受けた報告について、必要があると認めるときは助言及び勧告ができることを規定するとともに、その内容を公表することができることを規定する。

- ⑥ 医療機関等の協力の努力義務（同条第 19 項関係）

医療機関、病原体等の検査を行っている機関及び宿泊施設の管理者は、予防計画の達成の推進に資するため、地域における必要な体制の確保のために必要な協力をするよう努めなければならないものとする。

16 公的医療機関等の医療の提供の義務及び医療措置協定等(令和 6 年 4 月 1 日施行)

(1) 改正の趣旨

今般の新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえ、今後感染症の発生及びまん延に備え、発生の初期段階から効果的に対策を講ずることができるよう、公的医療機関等並びに地域医療支援病院及び特定機能病院に、感染症発生・まん延時において、医療の提供に関して講ずべき措置を義務付けるとともに、都道府県知事が、民間医療機関を含めた全ての医療機関と当該措置に関する協定を締結するものとし、感染症発生・まん延時に備えた体制整備を行うことを規定する。

(2) 改正の概要

＜公的医療機関等並びに地域医療支援病院及び特定機能病院の医療の提供の義務について＞

- ① 都道府県知事は、公的医療機関等並びに地域医療支援病院及び特定機能病院の管理者に対し、以下の i から vi までの措置のうち、感染症発生・まん延時において当該医療機関が講ずべきもの（新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずるものとして厚生労働省令で定めるものに限る。）等について、通知するものとする。（第 36 条の 2 第 1 項関係）

- i 新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者を入院させ、必要な医療を提供すること（病床確保）。
- ii 新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の疑似症患者若しくは当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は新感染

症にかかっていると疑われる者若しくは当該新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者の診療を行うこと。(いわゆる発熱外来の対応)

iii 外出自粛対象者が受ける医療を提供すること(オンライン診療、往診、訪問看護、医薬品等対応等を含む。)及び新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者の体温その他の健康状態の報告を求めること。(宿泊・自宅療養者等への医療の提供等)

iv i から iii までに掲げる措置を講ずる医療機関に代わって新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者以外の患者に対し、医療を提供すること。(感染症対応医療機関からの一般患者を受け入れる等)

v 都道府県知事の行う感染症の患者に対する医療を担当する医師、看護師その他の医療従事者(以下「感染症医療担当従事者」という。)又は感染症の予防及びまん延を防止するための医療提供体制の確保に係る業務に従事する医師、看護師その他の医療関係者(医療担当従事者を除く。以下「感染症予防等業務対応関係者」という。)を確保し、医療機関その他の機関に派遣すること(医療人材の派遣)。

vi その他厚生労働省令で定める措置を実施すること。

② 公的医療機関等並びに地域医療支援病院及び特定機能病院の管理者は、都道府県知事から①の通知を受けたときは、当該通知に基づく措置を講じなければならないこととする。(感染症法第 36 条の 2 第 2 項関係) また、都道府県知事は、①の通知の内容を公表するものとする。(感染症法第 36 条の 2 第 3 項関係)

<協定の締結について>

① 都道府県知事は、厚生労働大臣が定めるところにより、当該都道府県知事の管轄する区域内における医療機関の管理者と協議し、合意が成立したときは、次の内容を含む医療措置協定を締結するものとする。(感染症法第 36 条の 3 第 1 項関係)

(協定の内容)

- ・ 感染症法第 36 条の 2 第 1 項各号に掲げる措置のうち感染症発生・まん延時において当該医療機関が講ずべきもの
- ・ 個人防護具の備蓄の実施について定める場合にあっては、その内容
- ・ 措置に要する費用の負担の方法
- ・ 協定の有効期間
- ・ 協定に違反した場合の措置 等

② 都道府県知事から①の協定の締結の協議を求められた医療機関の管理者は、その求めに応じなければならないものとする。(感染症法第 36 条の 3 第 2 項関係)

係)

- ③ 都道府県知事は、医療機関の管理者と協定を締結することについて①の協議が調わないときは、都道府県医療審議会の意見を聴くことができるものとし、都道府県知事及び医療機関の管理者は、その意見を尊重しなければならないものとする。(感染症法第36条の3第3項及び第4項関係)
- ④ 都道府県知事は、協定を締結したときは、その内容を公表するものとする。(感染症法第36条の3第5項関係)
- ⑤ その他、協定の締結に関し必要な事項は、厚生労働省令で定めることとし、令和6年4月1日の施行に向けて、今後お示ししていく予定である。

<通知及び協定に基づく措置に係る協定履行確保措置について>

- ① 都道府県知事は、公的医療機関等の管理者が、正当な理由がなく、通知又は協定に基づく措置を講じていないと認めるときは、当該措置を講ずるよう指示(※)をすることができ、これらの指示を受けた公的医療機関等の管理者が、正当な理由がなく、これに従わなかったときはその旨を公表することができるものとする。(感染症法第36条の4第1項及び第4項関係)
 - ② 都道府県知事は、医療機関(公的医療機関等を除く。)の管理者が、正当な理由がなく、通知又は協定に基づく措置を講じていないと認めるときは、当該措置を講ずるよう勧告することができるものとし、当該管理者が正当な理由がなく、これに従わない場合は必要な指示(※)をすることができるものとし、当該指示を受けた管理者が正当な理由がなく、指示に従わなかったときは、その旨を公表することができるものとする。(感染症法第36条の4第2項から第4項まで関係)
- (※) 地域医療支援病院及び特定機能病院については、当該指示に従わない場合は、これらの承認を取り消すことができることとする。〔「五 医療法の一部改正」の「3 地域医療支援病院及び特定機能病院の承認取消事由の追加(令和6年4月1日施行)」参照〕

<通知及び協定に基づく措置の実施状況の報告等について>

- ① 都道府県知事は、必要があると認められるときは、公的医療機関等若しくは地域医療支援病院若しくは特定機能病院の管理者又は協定を締結した医療機関に対し、通知又は協定に基づく措置の実施の状況及び通知又は協定に係る当該医療機関の運営の状況その他の事項について報告を求めることができることとし、医療機関の管理者は、当該報告の求めがあったときは、正当な理由がある場合を除き、速やかに、報告しなければならないものとする。(感染症法第36条の5第1項から第3項まで関係)
- ② ①の報告を受けた都道府県知事は、当該報告の内容を、電磁的方法により厚

生労働大臣に報告をするとともに、公表しなければならないものとする。(感染症法第36条の5第4項関係)

- ③ ①の報告をすべき医療機関(厚生労働省令で定める感染症指定医療機関に限る。)の管理者は、電磁的方法であって、都道府県知事及び厚生労働大臣が閲覧することができるもの(※)により当該報告を行わなければならないものとする。また、厚生労働省令で定める感染症指定医療機関を除く①の報告をすべき医療機関の管理者は、電磁的方法による報告は努力義務とする。

①の報告をすべき医療機関の管理者が、この電磁的方法により報告を行ったときは、当該報告を受けた都道府県知事は、②の報告を行ったものとみなすものとする。(感染症法第36条の5第5項から第7項まで関係)

(※) 新型コロナウイルス感染症の対応では、医療機関等情報支援システム(G-MIS)により、コロナ確保病床の状況等について報告を行っていただいているところであり、具体的な報告の方法等については、施行までに厚生労働省令等でお示ししていく予定。

- ④ 厚生労働大臣は、②の報告を受けた事項について、必要があると認めるときは、当該都道府県知事に対し、必要な助言又は援助をすることができるものとし、厚生労働大臣は、②の報告を受けたとき、又は当該助言若しくは援助をしたときは、必要に応じ、その内容を公表するものとする。(感染症法第36条の5第8項及び第9項関係)

17 病原体等の検査を行っている機関等における検査等措置協定(令和6年4月1日施行)

(1) 改正の趣旨

今般の新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえ、今後感染症の発生・まん延等の事態が生じた場合に、より迅速な対応を行う観点から、検査・宿泊療養等の感染症発生・まん延時における体制を即座に確保する手法として、都道府県知事及び保健所設置市区の長(以下(2)において「都道府県知事等」という。)が事前に病原体等の検査を行っている機関、宿泊施設等(以下「病原体等の検査を行っている機関等」という。)と協定を締結し、感染症発生・まん延時に備えた体制整備を行うことを規定する。

(2) 改正の概要

<協定の締結について>

- ① 都道府県知事等は、厚生労働大臣が定めるところにより、それぞれ厚生労働省令で定める一定の病原体等の検査を行っている機関等と協議し、その合意が成立したときは、感染症発生・まん延時において講ずべき措置や個人防護具の備蓄について定める場合にあってはその内容、当該措置に係る費用負担、協定

に違反した場合の措置等について定めた協定を締結するものとする。(感染症法第36条の6第1項関係)

- ② 都道府県知事等は、①の協定を締結したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該協定の内容を公表するものとする。(同条第2項関係)

<協定の履行確保措置について> (感染症法第36条の7関係)

都道府県知事等は、病原体等の検査を行っている機関等の管理者が、正当な理由がなく、協定に基づく措置を講じていないと認めるときは、当該措置を講ずるよう勧告できるものとし、これに従わない場合は指示・公表できるものとする。

<病原体等の検査を行っている機関等の協定に基づく措置の実施状況について>

- ① 都道府県知事等は、病原体等の検査を行っている機関等に対し、協定に基づく措置の実施状況(協定に基づき確保した検査の実施状況等)及び当該病原体等の検査を行っている機関等の協定に係る運営の状況(平時における設備の整備状況等)の報告の求めができることとする。当該病原体等の検査を行っている機関等から報告を受けた内容について、都道府県知事は厚生労働大臣に対し、保健所設置市区の長は都道府県知事に対し、電磁的方法により報告することとする。(感染症法第36条の8第1項から第3項まで関係)
- ② 厚生労働大臣は都道府県知事に対し、都道府県知事は保健所設置市区の長に対し、報告を受けた事項について、必要な助言又は援助を行う。厚生労働大臣は必要に応じ、その内容を公表することとする。(同条第4項及び第5項関係)

18 流行初期医療確保措置等(令和6年4月1日施行)

(1) 改正の趣旨

今般の新型コロナウイルス感染症の対応において、診療報酬の特例措置や補助金等の財政支援が整備されるまでに一定の時間がかかり、特に流行初期の医療提供体制の構築に課題があったこと等を踏まえ、補助金や診療報酬の上乗せ等による十分な財政支援が整備されるまでの間において、初動対応等を行う特別な協定を締結した医療機関について流行前と同水準の医療の確保を可能とする措置(以下「流行初期医療確保措置」という。)を規定する。

(2) 改正の概要

- ① 都道府県知事は、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われた日の属する月から政令で定める期間が経過する日の属する月までの期間(以下「実施期間」という。)において、当該都道府県の区域内にある医療機関が、協定又は医療提供義務による措置のうち、16の(2)の①に掲げる感染症患者の入院に対応する病床の確保(感染症疑い患者の受入病床の確保を含む。)及び

発熱外来に係る対応の措置であって、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症の発生後の初期の段階から当該感染症に係る医療を提供する体制を迅速かつ適確に講ずるための措置として厚生労働省令で定める基準を満たすもの（以下「医療協定等措置」という。）を講じたと認められる場合、当該医療機関（以下「対象医療機関」という。）に対し、流行初期医療の確保に要する費用を支給する措置を行うものとする。（感染症法第 36 条の 9）

- ② 流行初期医療の確保に要する費用の額は、実施期間において、対象医療機関が医療協定等措置を講じたと認められる日の属する月における当該医療機関の診療報酬の額として政令で定めるところにより算定した額が、感染症流行前の直近の同月における当該医療機関の診療報酬の額として政令で定めるところにより算定した額を下回った場合、その差額として政令で定めるところにより算定した額とすることとする（感染症法第 36 条の 10）
- ③ 流行初期医療確保措置を実施する都道府県は、「流行初期医療確保措置に要する費用」及び「流行初期医療確保措置に関する事務の執行に要する費用」を支弁することとする。（感染症法第 36 条の 11）
- ④ 国は、都道府県に対し、流行初期医療確保措置に要する費用の 8 分の 3 に相当する額を交付することとする。（感染症法第 36 条の 12）
- ⑤ 都道府県が支弁する流行初期医療確保措置に要する費用の 2 分の 1 に相当する額については、社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）が当該都道府県に対して交付する流行初期医療確保交付金をもって充てることとする。流行初期医療確保交付金は、支払基金が徴収する流行初期医療確保拠出金をもって充てることとする。（感染症法第 36 条の 13）
- ⑥ 支払基金は、流行初期医療確保措置関係業務に要する費用に充てるため、実施期間において、流行初期医療確保措置が実施された月ごとに、保険者等（被用者保険者、国民健康保険の保険者及び後期高齢者医療広域連合をいう。以下同じ。）から、流行初期医療確保拠出金を徴収することとする。また、流行初期医療確保措置関係業務に関する事務の処理に要する費用に充てるため、年度ごとに、保険者等から流行初期医療確保関係事務費拠出金を徴収することとし、保険者等は流行初期医療確保拠出金及び流行初期医療確保関係事務費拠出金（以下「流行初期医療確保拠出金等」という。）を納付する義務を負うこととする。（感染症法第 36 条の 14）
- ⑦ 保険者等から徴収する流行初期医療確保拠出金の額は、実施期間において、流行初期医療確保措置が実施された月における流行初期医療確保措置に要する費用の 2 分の 1 に相当する額を基礎として、厚生労働省令で定めるところにより算定した保険者等に係る対象医療機関に対する診療報酬の支払額の割合に応じ、厚生労働省令で定めるところにより算定した額とすることとする。（感染症法第 36 条の 15）

- ⑧ 保険者等から徴収する流行初期医療確保関係事務費拠出金の額は、毎年度における流行初期医療確保措置関係業務に関する事務の処理に要する費用の見込額を基礎として、厚生労働省令で定めるところにより算定した当該年度における保険者の加入者及び後期高齢者医療の被保険者の見込数に応じ、厚生労働省令で定めるところにより算定した額とする。(感染症法第 36 条の 16)
- ⑨ 流行初期医療確保措置の対象医療機関は、実施期間において、流行初期医療確保措置が実施された月における対象医療機関の診療報酬及び流行初期医療の確保に要する費用に係る収入その他政令で定める収入の合計額が、感染症流行前の直近の同月における当該医療機関の診療報酬の額として政令で定めるところにより算定した額を上回った場合には、その差額として政令で定める額(以下「返納金」という。)を都道府県に返納しなければならないこととする。返納金が返納された場合には、都道府県は、当該返納金の合計の 8 分の 3 に相当する額を国に返還するとともに、当該返納金の合計の 2 分の 1 に相当する額を流行初期医療確保拠出金の額に応じて保険者等に還付しなければならないこととする。(感染症法第 36 条の 23)
- ⑩ 都道府県知事は、正当な理由がなく、医療協定等措置に関する指示に従わない対象医療機関に対して、流行初期医療の確保に要する費用の全部又は一部の返還を命ずることができることとし、当該費用が返還された場合には、都道府県は、当該返還金の合計の 8 分の 3 に相当する額を国に返還するとともに、当該返還金の合計の 2 分の 1 に相当する額を流行初期医療確保拠出金の額に応じて保険者等に還付しなければならないこととする。(感染症法第 36 条の 24)
- ⑪ その他流行初期医療確保措置の実施に関して、所要の規定の整備を行うこととする。

19 健康観察の委託(令和 6 年 4 月 1 日施行)

(1) 改正の趣旨

宿泊・自宅療養者等の健康観察について、保健所の業務ひっ迫を防ぐとともに、基礎疾患のある者等の重症化リスクの高い患者等の容体の急変等を迅速に把握し、迅速に医療につなげる観点から、第二種協定指定医療機関その他医療機関、地域の医師会又は民間事業者等に委託することができることとする。

加えて、濃厚接触者の健康観察については、民間事業者等に委託することができることとする。

また、上記の委託に当たって、地域の医師会等に協力を求めることができるよう、感染症法第 16 条の 2 の対象として、診療に関する学識経験者の団体を明記することとする。

(2) 改正の概要

- ① 都道府県知事（保健所設置市区の長を含む。本項目、②及び③において同じ。）は、一般市町村の長に対し、宿泊・自宅療養者等の健康観察等に関して必要な協力を求めるものとしている（「4 健康観察等に係る市町村長の協力及び情報提供」参照）が、これに加えて、新型インフルエンザ等感染症又は新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に対する健康状態の報告の求めは、都道府県知事が適当と認める者（民間事業者等）に委託できることとする。（感染症法第44条の3第4項及び第50条の2第4項関係）
- ② 都道府県知事は、新型インフルエンザ等感染症の患者又は新感染症の所見がある者に対する健康状態の報告の求めを第二種協定指定医療機関（宿泊・自宅療養者等の医療に関する義務を負っている医療機関又は協定を締結しているものに限る。）その他都道府県知事が適当と認める者に委託して行うことができることとする。（感染症法第44条の3第5項及び第50条の2第4項関係）
- ③ ①又は②の委託を受けた者は、健康観察の報告内容を委託した都道府県知事に報告しなければならないこととする。（感染症法第44条の3第6項及び第50条の2第4項関係）
- ④ 健康観察に協力いただくことを想定し、医療機関等への協力の要請の対象として、診療に関する学識経験者の団体を明示する。（感染症法第16条の2関係）
- ⑤ 健康状態の報告の求めの委託に関し、委託を受けた者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員又はこれらの者であった者が、当該委託に係る事務に関して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときは、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処することとする。（感染症法第73条の2）

20 新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者及び新感染症外出自粛対象者の医療に要する費用負担（令和6年4月1日施行）

(1) 改正の趣旨

宿泊・自宅療養者等が受ける外来医療・在宅医療について、入院医療費を公費負担の対象としている現行の考え方や、宿泊・自宅療養者等の早期受診や重症化防止の実効性を確保することで病床のひっ迫の回避につなげる観点から、入院医療と同様に公費負担医療の仕組みを新設する。

(2) 改正の概要

<外出自粛対象者の医療等>

- ① 都道府県（保健所設置市区を含む。）は、厚生労働省令で定める場合を除き、外出自粛対象者又はその保護者から申請があったときは、当該外出自粛対象者が第二種協定指定医療機関において受ける厚生労働省令で定める医療に要する費用を負担することとする。（感染症法第44条の3の2第1項及び第50条

の3第1項関係)

- ② 入院の場合と同様に、外出自粛対象者の本人又はその保護者に費用を負担する能力がある場合は都道府県が負担することを要しないこととする。(感染症法第44条の3の2第2項及び第50条の3第2項において準用する第37条第2項関係)
- ③ 上記の申請は、当該外出自粛対象者の居住地を管轄する保健所長を経由して都道府県知事(保健所設置市区の長を含む。)に対してしなければならないこととする。(感染症法第44条の3の2第2項及び第50条の3第2項において準用する第37条第4項関係)

<外出自粛対象者の緊急時等の医療に係る特例>

- ① 都道府県(保健所設置市区を含む。)は、厚生労働省令で定める場合を除き、外出自粛対象者が第二種協定指定医療機関以外の病院、診療所(これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。)又は薬局から医療を受けた場合においては、その医療に要した費用につき、当該外出自粛対象者又はその保護者の申請により、療養費を支給できることとする。また、外出自粛対象者が緊急その他やむを得ない理由により申請をしないで医療の提供を受けたときも同様とする。(感染症法第44条の3の3第1項及び第50条の4第1項関係)
- ② 上記の申請は、当該外出自粛対象者の居住地を管轄する保健所長を経由して都道府県知事(保健所設置市区の長を含む。)に対してしなければならないこととする。(感染症法第44条の3の3第2項及び第50条の4第2項において準用する第37条第4項関係)
- ③ 上記の療養費は、外出自粛対象者が医療を受けた当時それが必要であったと認められる場合に限り、支給するものとする。(感染症法第44条の3の3第3項及び第50条の4第3項関係)

<その他の事項>

- ① 他の法律に関する医療に関する給付との調整、診療報酬の請求、審査及び支払い、診療報酬の基準並びに感染症指定医療機関への報告の請求及び検査については、入院の場合に関する規定を準用することとする。(感染症法第44条の3の2第2項において準用する第39条から第41条まで及び第43条並びに第50条の3第2項において準用する第40条、第41条及び第43条関係)
- ② 外出自粛対象者の医療及び療養費の申請の手続きに関して必要な事項は、厚生労働省令で定めることとする。(感染症法第44条の3の4及び第50条の5関係)

21 他の都道府県知事等による応援等(令和6年4月1日施行)

(1) 改正の趣旨

感染症発生・まん延時における医療人材の確保に関し、国と都道府県の役割分担や都道府県をまたいで医療人材の応援を要する場合の条件の明確化等のため、都道府県の区域を越えた医療人材の確保に係る応援等の仕組みを規定する。

(2) 改正の概要

① 都道府県知事から他の都道府県知事への応援の求めについて（感染症法第 44 条の 4 の 2 第 1 項及び第 51 条の 2 第 1 項関係）

都道府県知事は、感染症発生・まん延時において、感染急拡大等により、感染症医療担当従事者又は感染症予防等業務対応関係者の確保に係る応援を他の都道府県知事に対し求めることができるものとする。

② 都道府県知事から厚生労働大臣に対する他の都道府県知事による応援の求めについて

都道府県知事は、感染症発生・まん延時において、次の医療ひっ迫等の要件のいずれにも該当する場合には、厚生労働大臣に対し、感染症医療担当従事者の確保に係る他の都道府県知事による応援について調整を行うよう求めることができるものとする。（感染症法第 44 条の 4 の 2 第 2 項及び第 51 条の 2 第 2 項関係）

i 感染症法第 36 条の 2 第 1 項の通知及び感染症法第 36 条の 3 第 1 項の医療措置協定に基づく措置が講じられてもなお感染症医療担当従事者の確保が困難であり、当該都道府県における医療の提供に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認めること。

ii 感染症の発生の状況及び動向その他の事情による他の都道府県における医療の需給に比して、当該都道府県における医療の需給がひっ迫し、又はひっ迫するおそれがあると認めること。

iii ①の応援の求めのみによっては感染症医療担当従事者の確保に係る他の都道府県知事からの応援が円滑に実施されないと認めること。

iv その他厚生労働省令で定める基準を満たしていること。

また、都道府県知事は、感染症発生・まん延時において、①の応援の求めによっては、感染症予防等業務関係者の確保に係る他の都道府県知事による応援が円滑に実施されないと認めるときは、厚生労働大臣に対し、感染症予防等業務関係者の確保に係る他の都道府県知事による応援の調整を行うよう求めることができるものとする。（感染症法第 44 条の 4 の 2 第 3 項及び第 51 条の 2 第 3 項関係）

③ 厚生労働大臣から他の都道府県知事への応援の求めについて

厚生労働大臣は、感染症発生・まん延時において、都道府県知事から②の応援の調整の求めがあった場合において、全国的な感染症の発生の状況及び動向

その他の事情並びに協定の報告の内容その他の事項を総合的に勘案し特に必要があると認めるときは、当該都道府県知事以外の都道府県知事に対し、当該都道府県知事の行う感染症医療担当従事者又は感染症予防等業務関係者の確保に係る応援を求めることができるものとする。(感染症法第44条の4の2第4項及び第51条の2第4項関係)

また、厚生労働大臣は、感染症発生・まん延時において、全国的な感染症の発生の状況及び動向その他の事情を総合的に勘案し、感染症のまん延を防止するため、広域的な人材の確保に係る応援の調整の緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事から②の応援の調整の求めがない場合であっても、都道府県知事に対し、感染症医療担当従事者又は感染症予防等業務対応関係者の確保に係る応援を求めることができる。(感染症法第44条の4の2第5項及び第51条の2第5項関係)

④ 厚生労働大臣から公的医療機関等への応援の求めについて

厚生労働大臣は、感染症発生・まん延時において、全国的な感染症の発生の状況及び動向その他の事情を総合的に勘案し、感染症のまん延を防止するため、その事態に照らし、広域的な人材の確保に係る応援について特に緊急の必要があると認めるときは、公的医療機関等その他厚生労働省令で定める医療機関に対し、感染症医療担当従事者又は感染症予防等業務関係者の確保に係る応援を求めることができるものとする。この場合において、応援を求められた医療機関は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならないものとする。(感染症法第44条の4の2第6項及び第51条の2第6項関係)

⑤ 他の都道府県知事から求めを受けた応援の費用について

①～④により他の都道府県知事又は公的医療機関等による感染症医療担当従事者又は感染症予防等業務関係者の確保に係る応援を受けた都道府県は、当該応援に要した費用を負担しなければならないものとする。(感染症法第44条の4の3及び第51条の3関係)

<総合調整規定との関係について>

他の都道府県知事等による応援等の規定(感染症法第44条の4の2、第44条の4の3、第51条の2及び第51条の3)については、令和6年4月1日に施行される。施行までの間については、5の厚生労働大臣の総合調整規定(感染症法第44条の5及び第51条の4)に基づく総合調整として、都道府県をまたいで医療人材の応援等の調整を行うことが可能であることを申し添える。

22 感染症対策物資等の生産等に関する要請等(令和6年4月1日施行)

(1) 改正の趣旨

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に必要な医薬品、医療機器、個人

防護具その他の物資並びに当該物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材（以下「感染症対策物資等」という。）について、感染症発生・まん延時において物資が不足する自体に対処するため、事業者に対する生産要請や物資の需給状況に係る情報収集に係る規定を新設する。

(2) 改正の概要

- ① 国は、感染症対策物資等について、需要の増加又は輸入の減少その他の事情により、その供給が不足し、又はそのおそれがあるため、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止することが困難になることにより、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある場合等において、事業者に対して生産・輸入・出荷調整の要請、売渡し・貸付け・輸送・保管に関する指示等を行うことができるものとする。また、国は生産・輸入の要請及び売渡し・貸付け・輸送・保管に関する指示に従った者に対し、必要な財政上の措置その他の措置を講ずることができるものとする。（感染症法第 53 条の 16 から第 53 条の 21 まで関係）
- ② 厚生労働大臣又は感染症対策物資等の生産・輸入・販売・貸付けの事業を所管する大臣は、感染症対策物資等の国内の需給状況を把握するため、事業者に対し、感染症対策物資等の生産・輸入・販売・貸付けの状況について報告を求めることができるものとし、報告を求められた事業者はこれに応じるよう努めなければならないものとする。（感染症法第 53 条の 22 関係）

23 感染症及び病原体等に関する調査及び研究並びに医薬品の研究開発の推進等（令和 6 年 4 月 1 日施行）

(1) 改正の趣旨

感染症及び病原体等に関する調査及び研究並びに医薬品の研究開発の推進に関し、関係医療機関との緊密な連携を確保する旨等を規定する。

(2) 改正の概要

- ① 国は、感染症の患者の治療によって得られた情報や検体の提供等の協力を求めることその他の関係医療機関との緊密な連携を確保することにより、感染症の患者に対する良質かつ適切な医療の確保を図るための基盤となる感染症の発病の機構等に関する調査・研究を推進するものとする。（感染症法第 56 条の 39 第 1 項関係）
- ② また、国は、医薬品の臨床試験の実施等の協力を求めることその他の関係医療機関との緊密な連携を確保することにより、感染症の患者に対する良質かつ適切な医療の確保を図るための基盤となる医薬品の研究開発を推進するものとするとともに、当該研究開発に係る事務を国立研究開発法人国立国際医療研

究センターその他の機関に委託することができるものとする。(同条第1項及び第3項関係)

24 匿名感染症関連情報の利用又は提供等（令和6年4月1日施行）

(1) 改正の趣旨

患者に対する良質かつ適切な医療の確保に資するため、感染症に関する情報についての調査及び研究に関する規定を新設するとともに、国民保健の向上に資するため、これらの情報を匿名加工した情報の利用又は提供に関する規定を新設する。

(2) 改正の概要

患者に対する良質かつ適切な医療の確保のための調査及び研究並びに国民保健の向上のための匿名感染症関連情報の利用又は提供に関し、照合等の禁止、消去、安全管理措置、利用者の義務、立入検査等、是正命令、支払基金等への委託、手数料、罰則を含む所要の規定を整備する。(感染症法第56条の40から第56条の49、第73条の3、第77条第1項、第78条の2及び第79条関係)

25 都道府県及び国の補助等（令和6年4月1日施行）

(1) 改正の趣旨

今回の改正法案においては、感染症発生・まん延時に備えて、平時から協定を結び、今回の新型コロナウイルス感染症において実施した現行の感染症の枠を超えた措置（通常医療を提供する病床を感染症対応を行う病床に切り替える等）を、協定に基づく措置として法律上に位置付けて実施すること等を想定している。

当該協定の締結主体は都道府県及び保健所設置市区（以下、本項目及び(2)において「都道府県等」という。）であり、当該都道府県等は、協定等に基づく措置を実効足らしめるために履行確保措置等の権限を有していることを踏まえると、協定に係る措置等について責任を負う主体である都道府県等が費用を支弁した上で、国がその一部を補助・負担することとする。

(2) 改正の概要

- ① 通知を受けた公的医療機関等、地域医療支援病院及び特定機能病院並びに協定を締結した医療機関又は検査機関等への設備整備については、感染症発生・まん延時に対応する感染症指定医療機関の設備整備と同様に、都道府県等が全部又は一部を補助（国は都道府県等の支弁の1/2以内を補助）とする。(感染症法第60条第3項及び第62条第3項)
- ② 宿泊・自宅療養者等の公費負担医療措置の費用については、入院措置と同様、公費部分に関し、都道府県等が1/4、国が3/4を負担することとする。(感染症

法第 58 条第 14 号及び第 15 号並びに第 61 条第 2 項)

- ③ 通知を受けた公的医療機関等、地域医療支援病院及び特定機能病院並びに協定を締結した医療機関又は検査機関等が実施する措置に要する費用については、国が 3/4 を補助することとする。(感染症法第 58 条第 10 号及び第 62 条第 1 項)
- ④ 都道府県知事が他の都道府県に対し、医療担当従事者や感染症予防等業務対応関係者の確保に係る応援を求めた場合については、当該者の派遣元の都道府県と派遣先の当該派遣によって講じられる措置を享受する都道府県が異なることから、応援に要した費用については、派遣先の都道府県が負担しなければいけないことを規定した上で、国がその 3/4 を補助することとする。(感染症法第 44 条の 4 の 3、第 51 条の 3、第 58 条第 16 号及び第 62 条第 1 項)

二 地域保健法の一部改正

1 地域保健対策の推進に関する基本的な指針の考慮要素の追加（令和 5 年 4 月 1 日施行）

(1) 改正の趣旨・概要

地域保健法（昭和 22 年法律第 101 号）第 4 条に規定する地域保健対策の推進に関する基本的な指針は、健康危機（国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある疾病のまん延その他の公衆衛生上重大な危害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態をいう。以下同じ。）への対処を考慮して定めるものとする。（地域保健法第 4 条第 3 項関係）

2 IHEAT の法定化（令和 5 年 4 月 1 日施行）

(1) 改正の趣旨

新型コロナウイルス感染症の感染拡大時において、医師、保健師、看護師等の外部の専門職による保健所等の業務の支援を活用できるよう、人材バンクを創設した（※）ところであり、この仕組みを地域保健法に位置付ける。本通知では当該人材バンクに登録された者を IHEAT 要員と呼称する。

（※） 「令和 4 年度における新型コロナウイルス感染症等に係る対応人材（IHEAT:Infectious disease Health Emergency Assistance Team）の運用について」（令和 4 年 9 月 30 日健健発 0930 第 1 号厚生労働省健康局健康課長通知）に基づき活用されているところ。

(2) 改正の概要

- ① 保健所を設置する地方公共団体の長は、感染症発生・まん延時その他の健康危機が発生した場合に必要なと認めるときは、IHEAT 要員に対し、当該地方公共団体の長が管轄する区域内の地域保健対策に係る業務に従事すること

又は当該業務に関する助言を行うことを要請することができるものとする。
(地域保健法第 21 条第 1 項関係)

- ② ①の要請を受けた IHEAT 要員を使用している者は、著しい支障のない限り、当該 IHEAT 要員が①の要請に応じて地域保健対策に関する業務又は助言を行うことができるための配慮をするよう努めなければならないものとする。(地域保健法第 21 条第 2 項関係)
- ③ ①の要請を受けた IHEAT 要員(一般職の地方公務員として①の要請に応じて地域保健対策に関する業務又は助言を行う者を除く。以下この③において同じ。)は、①による要請に応じて行った助言に関して知り得た秘密を漏らしてはならないものとする。IHEAT 要員でなくなった後においても、同様とするものとする。(地域保健法第 21 条第 3 項関係)
- ④ 国及び保健所を設置する地方公共団体は、IHEAT 要員に対し、研修の機会の提供その他の必要な支援を行うものとする。(地域保健法第 22 条関係)
- ⑤ 国は、IHEAT 要員の確保及び資質の向上並びに IHEAT 要員が行う業務又は助言が円滑に実施されるように、保健所を設置する地方公共団体に対し、必要な助言、指導その他の援助の実施に努めるものとする。(地域保健法第 23 条関係)

3 地域保健に関する調査及び研究並びに試験及び検査に関する措置(令和 5 年 4 月 1 日施行)

(1) 改正の趣旨

地方衛生研究所の体制整備など、専門的な知識・技術を必要とする試験検査・調査研究等の業務を行うための必要な体制整備等を推進する。

(2) 改正の概要

- ① 保健所を設置する地方公共団体は、地域保健対策に関する法律に基づく調査及び研究並びに試験及び検査であって、専門的な知識及び技術を必要とするもの等の業務を行うため、必要な体制の整備、他の保健所を設置する地方公共団体との連携の確保その他の必要な措置を講ずるものとする。(地域保健法第 26 条関係)

なお、同条の必要な体制整備には、現在、保健所を設置する地方公共団体が整備している地方衛生研究所の体制整備が含まれる。

- ② 国は、①の措置が円滑に実施されるように、保健所を設置する地方公共団体に対し、必要な助言、指導その他の援助の実施に努めるものとする。(地域保健法第 27 条関係)

三 予防接種法の一部改正

1 臨時の予防接種の見直し(公布日施行)

(1) 改正の趣旨

今後、新型コロナウイルス感染症のような全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある疾病が新たに発生することが考えられ、そのまん延予防上の緊急の必要があると認められるときに、改正法による改正前の予防接種法（昭和23年法律第68号）附則第7条第1項に基づく新型コロナウイルス感染症に係る予防接種（以下「特例臨時接種」という。）と同様に、国が全国的な予防接種を主導する必要がある場合が想定されることを踏まえ、特例臨時接種に係る規定と同様の規定を、予防接種法の本則に新設することとする。

また、改正法による改正前の予防接種法（以下「旧予防接種法」という。）第6条第2項に基づく臨時の予防接種の指示についても、都道府県知事に加え、都道府県知事を通じて市町村長に対しても行うことができるよう、改正を行う。

(2) 改正の概要

厚生労働大臣は、A類疾病のうち当該疾病の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものとして厚生労働大臣が定めるもののまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、その対象者及びその期日又は期間を指定して、都道府県知事に対し、又は都道府県知事を通じて市町村長に対し、臨時に予防接種を行うよう指示することができるものとし、当該予防接種に係る費用は全額国費負担とする。（予防接種法第6条第3項及び第27条第2項関係）

国庫の負担は、各年度において、都道府県又は市町村が支弁する予防接種法に定めるところにより予防接種を行うために要する費用について厚生労働大臣が定める基準によって算定した医師の報酬、薬品、材料その他に要する経費の額（その額が当該年度において現に要した当該費用の額（その費用のための寄附金があるときは、その寄附金の額を控除するものとする。）を超えるときは、当該費用の額とする。）について行うこととする。（予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第32条第2項関係）

また、厚生労働大臣は、A類疾病及びB類疾病のうち厚生労働大臣が定めるもののまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、その対象者及びその期日又は期間を指定して、都道府県知事に対し、又は都道府県知事を通じて市町村長に対し、臨時に予防接種を行うよう指示することができることとする。（予防接種法第6条第2項関係）

2 予防接種の勧奨及び予防接種を受ける努力義務に関する規定の適用除外（公布日施行）

(1) 改正の趣旨

新設する予防接種法第6条第3項の規定による臨時の予防接種については、特例臨時接種と同様に、その接種の勧奨を行い、予防接種を受ける努力義務を課すことを規定する。その上で、同法第6条第1項から第3項までの臨時の予防接種については、その対象とする疾病のまん延状況や当該疾病に係る予防接種の有効性等に関する情報を踏まえ、当該規定ごとに対象者を指定して適用しないこととすることができる旨の規定を新設する。

(2) 改正の概要

改正法による改正後の予防接種法（以下「新予防接種法」という。）第6条第3項の臨時の予防接種についても、予防接種法第8条による予防接種の勧奨及び同法第9条による予防接種を受ける努力義務の対象とするよう規定する。また、その対象とする疾病のまん延の状況並びに当該疾病に係る予防接種の有効性及び安全性等に関する情報を踏まえ、政令で、当該規定ごとに対象者を指定して適用しないこととすることができるものとする。（予防接種法第8条、第9条及び第9条の2関係）

3 予防接種に関する記録（公布日施行）

(1) 改正の趣旨

市町村長又は都道府県知事が定期の予防接種及び臨時の予防接種（以下「定期の予防接種等」という。）の対象者を把握し、当該接種を円滑かつ効果的に実施するためには、自らが実施した定期の予防接種等の記録のほか、定期の予防接種等に相当する接種についても記録の保存を行うことが必要であるため、これらの記録の保存に関する規定を新設する。

(2) 改正の概要

市町村長又は都道府県知事は、

- ・ 定期の予防接種等を行ったとき
- ・ 定期の予防接種等に相当する接種を受けた者又は当該定期の予防接種等に相当する接種を行った者から当該定期の予防接種等に相当する接種に関する証明書の提出を受けた場合又はその内容を記録した電磁的記録の提供を受けたとき

は、遅滞なく、当該定期の予防接種等又は当該定期の予防接種等に相当する接種に関する記録を作成し、保存しなければならないものとする。（予防接種法第9条の3関係）

作成する記録の記載事項は、予防接種を受けた者の氏名、性別、生年月日、住所等、予防接種を行った年月日等とし、定期の予防接種等を行ったとき又は定期の予防接種等に相当する接種を受けた者若しくは当該定期の予防接種等に相当

する接種を行った者から当該定期の予防接種等に相当する接種に関する証明書等の提供を受けたときから5年間保存しなければならないものとする。(予防接種法施行規則(昭和23年厚生省令第36号)第3条関係)

また、定期の予防接種等を行った者又は定期の予防接種等に相当する接種を受けた者若しくは当該定期の予防接種等に相当する接種を行った者から当該定期の予防接種等に相当する接種に関する証明書等の提供を受けた者はそれぞれ規定する様式(様式第1号又は様式第2号)による予防接種済証を交付するものとし、臨時の予防接種を受けた者又は臨時の予防接種に相当する予防接種を受けた者であって、海外渡航その他の事情を有するものから求めがあったときは、当該予防接種済証のほか別途規定する様式(様式第3号)による予防接種済証を交付することができることとする。(予防接種法施行規則第4条及び様式第1号から様式第3号まで)

4 資料の提供等(公布日施行)

(1) 改正の趣旨

市町村長又は都道府県知事が他の市町村等に対し、接種記録等の定期の予防接種等の実施に必要な情報を照会する場合における情報提供を受ける法的根拠を明確にするとともに、市町村から予防接種の実施を委託された医療機関等における予防接種の実施事務の適正を担保するためには、当該医療機関等に対して報告を求めることができる必要がある。

そのため、市町村長又は都道府県知事が、官公署への資料の提供や、医師その他の関係者に対して必要な報告を求める権限を法律上明記する。

(2) 改正の概要

市町村長又は都道府県知事は、定期の予防接種等の実施に関し必要があると認めるときは、官公署に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は病院若しくは診療所の開設者、医師その他の関係者に対し、必要な事項の報告を求めることができるものとする。(予防接種法第9条の4関係)

5 損失補償契約(公布日施行)

(1) 改正の趣旨

新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症に係るワクチンについて、世界的規模で需給が著しくひっ迫する等し、これを早急に確保しなければ全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるときは、一定の期間に限り、国会承認等の手続を経た上で、厚生労働大臣は、当該疾病に係るワクチンの供給に関して製造販売業者等と損失補償契約を締結することができる旨の規定を整備する。

(2) 改正の概要

政府は、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症に係るワクチンについて、世界的規模で需給が著しくひっ迫し、又はひっ迫するおそれがあり、これを早急に確保しなければ当該疾病の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるときは、一定の期間に限り、閣議の決定をし、かつ、国会の承認を得た上で、厚生労働大臣が当該疾病に係るワクチンの供給に関する契約を締結する当該疾病に係るワクチン製造販売業者等を相手方として、当該契約に係るワクチンを使用する予防接種による健康被害に係る損害を賠償することにより生ずる損失等を政府が補償することを約する契約を締結することができるものとする。

ただし、緊急の必要がある場合には、国会の承認を得ないで当該契約（国会の承認を受けることをその効力の発生条件とするものに限る。）を締結することができるものとする。（予防接種法第 29 条関係）

6 電子対象者確認（公布日の日から起算して3年6月を超えない範囲内において政令で定める日施行）

(1) 改正の趣旨

定期の予防接種等の対象者であることの確認に係る市町村又は都道府県知事の事務負担を軽減する等の観点から、個人番号カードに記録された利用者証明用電子証明書等による定期の予防接種等の対象者確認（以下「電子対象者確認」という。）を導入する。

(2) 改正の概要

市町村長又は都道府県知事は、定期の予防接種等を行うに当たっては、電子対象者確認の方法により、当該定期の予防接種等を受けようとする者が当該定期の予防接種等の対象者であることの確認を行うことができるものとする。（予防接種法第6条の2関係）

7 予防接種の有効性及び安全性の向上に関する調査等（公布日の日から起算して3年6月を超えない範囲内において政令で定める日施行）

(1) 改正の趣旨

厚生労働大臣が、定期の予防接種等の有効性及び安全性の向上のための調査及び研究を行うことを明確化するとともに、当該調査及び研究に必要な情報の収集等についての規定を新設する。

(2) 改正の概要

厚生労働大臣は、定期の予防接種等の有効性及び安全性の向上を図るために必要な調査及び研究を行うものとする。

また、市町村長又は都道府県知事は、それらの調査及び研究の実施に必要な情報を厚生労働大臣に対して提供しなければならないこととともに、厚生労働大臣は、地方公共団体、病院若しくは診療所の開設者、医師又はワクチン製造販売業者に対し、当該調査及び研究の実施に必要な情報を提供するよう求めることができるものとする。（予防接種法第 23 条関係）

8 匿名予防接種等関連情報の利用又は提供等（公布日の日から起算して 3 年 6 月を超えない範囲内において政令で定める日施行）

(1) 改正の趣旨

国民保健の向上に資するため、定期の予防接種等に関する情報、医師等が厚生労働大臣に報告した副反応疑い報告に係る情報等を匿名化したもの（以下「匿名予防接種等関連情報」という。）を外部の研究機関等に提供することができることとするための規定を新設する。

(2) 改正の概要

① 厚生労働大臣は、国民保健の向上に資するため、匿名予防接種等関連情報を利用し、又は次に掲げる者であつて、匿名予防接種等関連情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有すると認められる業務としてそれぞれ次に定めるものを行うものに提供することができるものとする。（予防接種法第 24 条第 1 項関係）

- ・ 国の他の行政機関及び地方公共団体 適正な保健医療サービスの提供に資する施策の企画及び立案に関する調査
- ・ 大学その他の研究機関 疾病の原因並びに疾病の予防、診断及び治療の方法に関する研究その他の公衆衛生の向上及び増進に関する研究
- ・ 民間事業者その他の者 医療分野の研究開発に資する分析その他の業務（特定の商品又は役務の広告又は宣伝に利用するために行うものを除く。）

② 厚生労働大臣は、①による利用又は提供を行う場合には、当該匿名予防接種等関連情報を高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）に規定する匿名医療保険等関連情報等と連結して利用し、又は連結して利用することができる状態で提供することができるものとする。（予防接種法第 24 条第 2 項関係）

③ 匿名予防接種等関連情報の適切な管理、利用が行われるよう必要な規定を整備する。（予防接種法第 25 条から第 30 条まで関係）

④ 支払基金等への委託、手数料、対象者番号等の利用制限その他所要の規定の整備を行う。（予防接種法第 31 条から第 46 条まで、第 54 条、第 55 条及び第

57 条関係)

9 その他（公布日施行）

予防接種法第 11 条の見直しに伴い、政令への委任事項の見直しを行い、予防接種を行う医師の氏名等の公告に係る規定を削除することとする。（予防接種法施行令第 4 条関係）

四 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律の一部改正

電子対象者確認の事務に係る利用者証明用電子証明書の利用等（公布の日から 3 年 6 月以内に政令で定める日施行）

(1) 改正の趣旨

電子対象者確認を行うには、当該利用者が事前に支払基金等に自身の利用者証明用電子証明書を提出しておく必要がある。医療保険等における電子資格確認のために支払基金等が取得した利用者証明用電子証明書を、定期の予防接種等の電子対象者確認の事務を行う際に用いるに当たり、対象者の利便性の低下が生じないように必要な規定を整備する。

(2) 改正の概要

支払基金又は国民健康保険団体連合会は、電子資格確認の事務等に必要な限度で、その保有する利用者証明用電子証明書を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用し、又は相互に提供することができるものとする。（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第 64 号）第 11 の 2 関係）

五 医療法の一部改正

1 病床の特例許可に対する条件の付与等（公布日施行）

(1) 改正の趣旨

都道府県知事が、感染症の発生・まん延時において、新型インフルエンザ等感染症の患者等の受入れのための病床の確保をより機動的に行うことができるよう、病床過剰地域における病院の開設・増床等の特例許可に関し、必要な措置を講ずる。

(2) 改正の概要

① 都道府県が、病床過剰地域において病院の開設・増床等の許可を特例的に行うことができる事情として、感染症法第 16 条第 2 項に規定する新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われたときが含まれる旨を明確化する。（医療法第 30 条の 4 条第 10 項、医療法施行令（昭和 23 年政令第 326 号）

第5条の3第1項第2号関係)

- ② 都道府県が、医療法第30条の4第10項又は第11項の規定により病床過剰地域における病院の開設・増床等の許可に係る事務を行う場合には、当該許可に、同条第10項の特例許可に係る事情がなくなると認められる場合又は同条第11項の特定病床において、当該特定病床に係る業務が行われなくなった場合には、当該地域における基準病床数を超えている範囲内で、当該特例許可に係る病床の数を削減する旨の条件を付与することができることとする。(医療法第7条第6項、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第1条の14第13項関係)

なお、「特定病床に係る業務が行われなくなった場合」は、当該特定病床において、当該特定病床の機能と直接関連しない医療が提供されている場合を含むものである。

- ③ 都道府県知事は、病院又は診療所の開設者又は管理者が、正当な理由がなく②の条件に従わない場合には、当該開設者又は管理者に対し、当該条件に従うべきことを勧告することができるものとし、当該開設者又は管理者が、正当な理由がなく、当該勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該措置をとるべきことを命ずることができるものとし、当該命令を受けた開設者又は管理者がこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができることとする。(医療法第27条の2関係)
- ④ 指定都市の市長が医療法第7条第1項から第3項までの規定により病院の開設・増床等の許可を行う場合において、都道府県知事から、当該許可に①の条件を付するよう求めがあつた場合には、当該条件を付さなければならないこととする。(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第174条の35関係)

2 医薬品等に係る報告徴収(令和6年4月1日施行)

(1) 改正の趣旨

感染症発生・まん延時をはじめとして、生産や輸入の停止・遅延等が発生した場合には、様々な医薬品等の供給に影響が出ることが想定される。これにより、通常の医療にまで影響が及ぶことのないよう、感染症対策物資等に当たらない医薬品等についても、事業者に対して生産等の情報を求めることを可能とする。

(2) 改正の概要(医療法第6条の4の3関係)

厚生労働大臣は、医薬品等について、生産の減少その他の事情によりその供給が不足し、又は不足するおそれがあるため、医療を受ける者の利益が大きく損なわれるおそれがある場合には、事業者に対して当該医薬品等の生産・輸入・販売・貸付けの状況について報告を求めることができるものとし、報告を求められた事業者はこれに応じなければならないものとする。また、厚生労働大臣は、事業者

から医薬品等の状況について報告を受けた場合には、当該状況に関する情報を公表するものとする。

3 地域医療支援病院及び特定機能病院の承認取消事由の追加（令和6年4月1日施行）

(1) 改正の趣旨

今後感染症の発生・まん延の事態が生じた場合に、より迅速な対応を行う観点から、地域医療支援病院及び特定機能病院に対する医療の提供義務及び協定の締結を規定することとし、それらに基づく措置の確実な履行を確保するため、医療機関の管理者に対して指示等の履行確保措置を規定したところ、併せて地域医療支援病院及び特定機能病院に対しては、確実な履行を確保するための必要な措置を講ずる。

(2) 改正の概要（医療法第29条第3項第5号及び第9号、同条第4項第5号及び第9号関係）

都道府県知事及び厚生労働大臣は、以下の場合において、地域医療支援病院及び特定機能病院の承認を取り消すことができることとする。

- ・ 管理者が医療チームの派遣に関する協定に係る指示（医療法第30条の12の6第9項。「5 感染症対応等を行う医療チームの法定化」参照）に従わなかったとき
- ・ 管理者が医療措置協定等に係る指示（感染症法第36条の4第1項又は第3項。一の「16 公的医療機関等の医療の提供の義務及び医療措置協定等」参照）に従わなかったとき

4 医療計画と予防計画等との整合性の確保（令和6年4月1日施行）

(1) 改正の趣旨

今般の新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえ、感染症法において、予防計画の記載事項を充実させる等のほか、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和3年法律第49号）により、令和6年4月より開始する医療計画の記載事項に「そのまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症がまん延し、又はそのおそれがあるときにおける医療」が盛り込まれることを踏まえ、予防計画と医療計画、特措法の都道府県行動計画との整合性の確保を図らなければならないことを規定した。あわせて、医療法においても、医療計画の策定にあたっては、予防計画及び都道府県行動計画との整合性の確保を図らなければならないことを規定する。

(2) 改正の概要（医療法第 30 条の 4 第 13 項関係）

都道府県は、医療計画を作成するにあたっては、感染症法第 10 条第 1 項に規定する予防計画及び特措法第 7 条第 1 項に規定する都道府県行動計画との整合性の確保を図らなければならないこととする。

5 感染症対応等を行う医療チームの法定化（令和 6 年 4 月 1 日施行）

(1) 改正の趣旨

感染症のまん延時における DMAT（災害派遣医療チーム）、DPAT（災害派遣精神医療チーム）等の円滑な派遣を実施するため、従来実施している災害対応に加え、感染症等にも対応する医療チームとして、国が養成・登録するとともに、都道府県知事と DMAT 等が所属する医療機関が協定を締結する仕組みを法律上位置づけ、その活動根拠の明確化を行うこととする。

(2) 改正の概要

<災害・感染症医療業務従事者の登録等について>

- ① 厚生労働大臣は、都道府県知事の求めに応じて、災害が発生した区域又はそのまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症がまん延し、若しくはそのおそれがある区域に派遣されて医療計画に定める災害医療又は感染症医療の確保に係る業務に従事する旨の承諾をした者（医師、看護師その他の当該業務に関する必要な知識及び技能を有する者であって厚生労働大臣が実施する研修の課程を修了したことその他の基準を満たすものに限る。）を、当該者の申請により、災害・感染症医療業務従事者として登録するものとする。（医療法第 30 条の 12 の 2 関係）
- ② 厚生労働大臣は、災害・感染症医療業務従事者から登録の消除の申請があった場合又は本人が死亡したことを知った場合には当該登録を消除しなければならないものとし、登録の基準を満たさなくなったと認められる場合等には、当該登録を消除することができるものとする。（医療法第 30 条の 12 の 3 関係）
- ③ 厚生労働大臣は、都道府県知事の求めに応じ、医療計画に定める災害医療又は感染症医療の確保に必要な事業（以下「災害・感染症医療確保事業」という。）に係る人材の確保等の実施に必要な限度において、災害・感染症医療業務従事者に関する情報であって厚生労働省令で定めるものを当該都道府県知事に提供することができるものとする。（医療法第 30 条の 12 の 4 関係）
- ④ 厚生労働大臣は、①の研修及び登録に関する事務並びに③の情報提供に関する事務を厚生労働大臣が指定する者に委託することができることとし、当該委託を受けた者は、厚生労働大臣の承認を得て、他の者に委託を受けた事務の全部又は一部を委託することができることとする。（医療法第 30 条の 12 の 5 関係）

<協定の締結について>

- ① 都道府県知事は、災害・感染症医療確保事業を実施するため、当該都道府県の区域内に所在する病院又は診療所の管理者と協議し、合意が成立したときは、次に掲げる事項をその内容に含む協定（以下この(2)において単に「協定」という。）を締結するものとする。（医療法第30条の12の6第1項関係）

（協定の内容）

- ・ 都道府県知事による災害・感染症医療業務従事者又はそれらの者の一隊（以下「医療隊」という。）（以下あわせて「医療チーム」という。）の派遣の求め及び当該求めに係る措置に関する。
 - ・ 都道府県知事の派遣の求めに応じ、他の都道府県に医療チームの派遣を行う場合はその旨
 - ・ 医療チームが行う業務の内容
 - ・ 医療チームの派遣に要する費用の負担の方法
 - ・ 協定の有効期間
 - ・ 協定に違反した場合の措置
 - ・ その他協定の実施に関し必要な事項として厚生労働省令で定めるもの
- ② 協定は、感染症法第36条の3第1項の医療措置協定と一体のものとして締結することができるものとする。（医療法第30条の12の6第2項関係）

<協定に基づく措置の実施状況の報告について>

- ① 都道府県知事は、災害・感染症医療確保事業を実施するため必要があると認めるときは、協定を締結した病院又は診療所（以下この(2)において「協定締結病院等」という。）の管理者に対し、協定に基づく医療チームの派遣の状況その他の事項について報告を求めることができるものとし、協定締結病院等の管理者は、当該求めがあったときは、正当な理由がある場合を除き、その求めに応じなければならないものとする。（医療法第30条の12の6第3項及び第4項関係）
- ② 都道府県知事は、①の報告を受けたときは、当該報告を受けた事項について厚生労働大臣に報告しなければならないものとし、厚生労働大臣は、当該報告を受けた事項について、必要があると認めるときは、当該都道府県知事に対し、助言その他必要な援助をすることができるものとする。（医療法第30条の12の6第5項及び第7項関係）
- ③ 都道府県知事が①により報告を求めた場合において、当該協定締結病院等の管理者が、当該報告を、電磁的方法であってその内容を当該管理者、当該都道府県知事及び厚生労働大臣が閲覧することができるものにより行ったときは、当該報告を受けた都道府県知事は、②による報告を行ったものとみなすものと

する。(医療法第 30 条の 12 の 6 第 6 項関係)

<協定に基づく措置の履行担保措置について>

- ① 都道府県知事は、協定締結病院等の管理者が、正当な理由がなく、当該協定に基づく措置を講じていないと認めるときは、当該管理者に対し、当該措置をとるべきことを勧告することができるものとし、当該管理者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、当該措置をとるべきことを指示することができるものとし、当該指示を受けた管理者がその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができるものとする。(医療法第 30 条の 12 の 6 第 8 項から第 10 項まで関係)

<国・都道府県の援助等について>

- ① 国は、災害・感染症医療業務従事者に対する災害・感染症医療確保事業に係る業務に関する研修及び訓練の機会の提供その他必要な援助を行うものとし、都道府県は、これらの援助を行うよう努めるもの等とする。(医療法第 30 条の 12 の 7 関係)
- ② 法令に特別の定めがある場合又は予算の範囲内において特別の措置を講じている場合を除くほか、協定に基づく災害・感染症医療業務従事者又は医療隊の派遣に要する費用は、都道府県が支弁するものとし、都道府県は、当該費用のうち、他の都道府県の知事により実施された災害・感染症医療確保事業につき行った応援のため支弁した費用について、当該他の都道府県に対して、求償することができるものとする。(医療法第 30 条の 12 の 8 関係)

六 検疫法の一部改正

1 検疫所長等の移送権限の明確化 (公布日施行)

(i) 改正の趣旨

新型コロナウイルス感染症の対応においては、隔離・停留の実施件数が増加する実態があったところ、検疫官がこれらの措置の執行に際し、対象となる入国者を宿泊施設等に移送する場面において、一部の入国者が自家用車に立てこもって、検疫官による停留を拒んだり、停留場所である施設から逃亡したりする等の事案が生じた。

隔離・停留の際に必要な移送については、隔離・停留に付随するものとして、格別規定されていなかったところ、検疫所長・検疫官の権限として移送事務が明示的に規定されていないため、上述のような事案に際し、十分に対応できていない実態があったことから、検疫所長等に移送の権限がある旨、明確に規定することとする。

(2) 改正の概要

- ① 一類感染症又は新型インフルエンザ等感染症に係る隔離・停留に当たって、検疫所長は自ら、又は検疫官をして、入国者を隔離・停留先の病院若しくは診療所又は宿泊施設に移送することができる旨規定する。(検疫法第 15 条第 2 項及び第 16 条第 4 項関係)
- ② 新感染症に係る隔離・停留についても同様の規定を設ける。(検疫法第 34 条の 3 第 2 項及び第 34 条の 4 第 2 項関係)

2 新型インフルエンザ等感染症に感染したおそれがある者に対する宿泊施設での待機要請の明確化 (公布日施行)

(1) 改正の趣旨

新型コロナウイルス感染症については、累次に渡り新たな変異株が発生し、その都度、当該変異株の科学的知見が明らかになるまでの間においては、患者はもとより、患者ではない者であっても、当該変異株の流行地域から入国する者に対しては、未知の感染症の国内侵入防止を徹底する観点から、一定の期間、検疫所が指定する宿泊施設での待機を求める運用が実施された。

現行法においては、新型インフルエンザ等感染症の患者に対しては、検疫法第 16 条の 2 第 1 項において、協力要請に係る待機の場所として「宿泊施設」が明示的に規定されているが、新型インフルエンザ等感染症に感染したおそれのある者に対する待機要請の場所については、同条第 2 項において「当該者の居宅又はこれに相当する場所」と規定されており、「宿泊施設」は待機場所として明示的には規定されていない。このため、上記の運用は、これまで、同項の「その他の当該感染症の感染の防止に必要な協力」の一環として実施してきた。

今後も、感染力が強い新型インフルエンザ等感染症が発生した場合には、感染したおそれのある者に対して、居宅等での待機ではなく、検疫所が指定する宿泊施設における待機を要請することが十分想定されることから、新型インフルエンザ等感染症に感染したおそれのある者に対する外出自粛要請として、宿泊施設における待機を要請することができることを明確化する。

(2) 改正の概要 (検疫法第 16 条の 2 第 2 項関係)

新型インフルエンザ等感染症に感染したおそれのある者に対する外出自粛要請につき、その実施場所として、「当該者の居宅又はこれに相当する場所」に加えて「宿泊施設」を追加し、宿泊施設での待機を要請することができることを明確化する。

3 宿泊施設の借上げ等のための根拠規定の創設 (公布日施行)

(1) 改正の趣旨

検疫所長が宿泊施設を確保するに当たっては、周辺住民の理解が得られない場合があるなどの課題があったことに加え、入国者を宿泊施設に移動させるための移動手段の確保に苦慮する事例も生じた。

さらに、検疫手続中の船舶や感染のおそれのある入国者であって待機施設に滞在するものに対し検査を行う際に、検体を採取したうえで検査機関に運送する場合があるが、この検体の運搬に当たって、関係者の協力を得られず、採取した検体の運送手段の確保に困難が生じる事例が生じた。

これらの協力要請については、法律上の根拠がなく、事実行為として行ってきたところ、今般、協力要請の根拠規定を設け、関係者との調整等を円滑に行うための環境整備を行う。

(2) 改正の概要

- ① 厚生労働大臣又は検疫所長は、診察及び検査（検疫法第 13 条）、隔離（同法第 14 条第 1 項第 1 号）、停留（同項第 2 号）、感染を防止するための報告又は協力の求め（同項第 3 号）、感染を防止するための指示（同項第 4 号）を行うために必要があると認めるときは、宿泊施設の開設者、運送事業者その他関係者に対し、宿泊施設の提供、人及び物の運送その他必要な協力を求めることができることとする。なお、検疫所長が、本条に基づき事業者等への要請を行う場合にあっては、相手方の任意の協力が前提であることに留意し、当該協力の内容が義務的なものであるなどの誤解を生じないように努める必要がある。（検疫法第 23 条の 3 関係）
- ② 併せて、特定検疫港等（外国において特措法第 2 条第 1 号の新型インフルエンザ等が発生した場合において、新型インフルエンザ等の発生国を発航し、又は発生国に寄航して来航しようとする船舶又は航空機に係る検疫を行うべき検疫港又は検疫飛行場として、特措法第 29 条第 1 項の規定により厚生労働大臣が定めるものという。）において検疫を行う検疫所長が、停留を行うための施設の不足により停留を行うことが困難であると認めるときにおいて、医療機関の管理者や宿泊施設の開設者等の同意を得ることなく当該医療機関・宿泊施設を使用することができる旨を規定した同条第 5 項の規定について、現行規定においては、当該権限を発動できる場合について「特定検疫港等において検疫をされるべき者が増加し、停留を行うための施設の不足により停留を行うことが困難であると認められる場合」とされているところ、「特定検疫港等において検疫をされるべき者が増加し、検疫法第 23 条の 3 の規定による宿泊施設の提供の協力の求めを行つてもなお停留を行うための施設の不足により停留を行うことが困難であると認められる場合」に改正する。（特措法第 29 条第 5 項関係）

4 関係行政機関への協力要請（公布日施行）

(1) 改正の趣旨

隔離・停留をはじめとして、検疫法に規定する業務を確実に執行するため、上陸の申請を行った外国人が検疫未実施者であることが判明した場合には、入管から検疫に差し戻すことを依頼することや、税関に対し隔離・停留等が発生した場合の代理通関を要請すること等、関係行政機関の協力を得ることが重要となっていることを受け、関係行政機関との協力連携規定を設ける。

(2) 改正の概要（検疫法第 23 条の 4（第 23 条の 6）関係）

厚生労働大臣及び検疫所長は、出入国在留管理庁、税関、警察庁、都道府県警察、海上保安庁その他の関係行政機関に対し、検疫法第 2 章（検疫）の業務の遂行に関して、必要な協力を求めることができる旨規定する。また、協力を求められた上記行政機関は、本来の任務の遂行を妨げない範囲において、できるだけその求めに応じなければならない旨規定する。なお、関係行政機関には、地方公共団体も含まれる。

5 船舶の検疫実施場所の柔軟化（公布日から 10 日後施行）

(1) 改正の趣旨

検疫法第 5 条において、同条各号に掲げる事由に該当する場合を除き、船舶については、検疫済証又は仮検疫済証の交付を受けた後でなければ、何人も、当該船舶から上陸又は物を陸揚げすることができないこととされており、航空機については、検疫済証又は仮検疫済証の交付を受けた後でなければ、何人も、当該航空機及び検疫飛行場ごとに検疫所長が指定する場所から離れ、又は物を運び出しはならないこととされている。

ただし、航空機については航空機外で検疫を行うことが円滑な業務の遂行に資することから、必要な場合には、航空機外においても検疫を行うことが可能である一方、船舶については、検疫法第 5 条において、交通等の制限の対象場所が「当該船舶」とされており、検疫済証又は仮検疫済証が交付されるまでは何人も船舶から上陸等することが許されず、このため、乗客に対する検査や質問等の検疫業務についても、必然的に、船舶内で実施することが法律上求められている。

一方で、最近では、船舶についても、いわゆるクルーズ客船と呼ばれる数千人規模の乗客を乗せた大型客船が外国から来港するといったケースがあり、こういったケースについては、航空機・空港の検疫と同様、乗客を船舶から上陸させ、客船ターミナル等の中の適切な場所に検疫ブースを設置しそこで検査等を実施することにより、船舶内のみで検疫業務を実施するよりも、迅速かつ円滑な検疫業務の実施が可能となると考えられる。

こうしたことを踏まえ、船舶についても、航空機の場合と同様に、船外であつて検疫所長が指定する場所での検疫業務の実施を可能とするため、船舶に係る交

通等の制限に係る条文を見直すこととする。

(2) 改正の概要（検疫法第5条第3号関係）

交通等の制限の原則を規定する検疫法第5条柱書において、外国から来航した船舶について、検疫済証又は仮検疫済証の交付を受けた後でなければ当該船舶から上陸し、若しくは物を陸揚げしてならないとされているところ、当該原則の例外を規定する同条のただし書きに該当するものとして「当該船舶から、検疫港ごとに検疫所長が指定する場所（検疫港指定場所）に上陸し、又は検疫港指定場所に陸揚げするとき」を追加することにより、船舶について、検疫港ごとに検疫所長が指定する場所の範囲内に限り上陸・陸揚げを可能とする。

併せて、検疫港ごとに検疫所長が指定する場所を「検疫港指定場所」、検疫飛行場ごとに検疫所長が指定する場所を「検疫飛行場指定場所」と称することとする。

6 船舶等の長に対する書類の提出の求めの法定化（公布日から10日後施行）

(1) 改正の趣旨

船舶又は航空機（以下「船舶等」という。）の長は、検疫を受けるに当たって、検疫所長に船舶等の名称又は登録番号、発航地名、寄航地名等を記載した明告書を提出しなければならないこととされており（検疫法第11条第1項）、また、検疫所長は、船舶等の長に対して、乗組員名簿、乗客名簿、積荷目録の提出を求め、又は航海日誌・航空日誌、その他検疫のために必要な書類の提示を求めることができることとされている（同条第2項）。「その他検疫のために必要な書類」とは、具体的には、船舶衛生管理（免除）証明書、患者の診療記録、医薬品の使用簿等が想定されている。

乗組員名簿、乗客名簿及び積荷目録については「提出」を求めることができることとされているところ、この提出については、書面による提出に限らず、インターネットを用いた電磁的方法による提出も可能である。一方、現行法上、航海日誌・航空日誌及びその他検疫のために必要な書類については、検疫所長は船舶等の長に対し、「提示」のみ求めることができるとされており、現物の書類を対面で「提示」しなければならない。

しかし、航海日誌・航空日誌及びその他検疫のために必要な書類について、現物の書類を提示させなくても、その写しの提出を求めることにより検疫業務につき必要な情報を収集することが可能である。また、船舶等の長が空港等において検疫官に対面で現物の書類を提示するよりも、インターネットを用いた電磁的方法により写しを送付する方が、検疫手続の迅速化に資すると考えられる。

こうしたことを踏まえ、現行は現物の書類の提示を求めている航海日誌・航空日誌、その他検疫のために必要な書類について、当該書類の写しの提出を求めることを可能とする。

(2) 改正の概要（検疫法第 11 条第 2 項関係）

検疫所長は、船舶等の長に対して、乗組員名簿、乗客名簿、積荷目録の提出並びに航海日誌又は航空日誌、その他検疫のために必要な書類の提示又は当該書類の写しの提出を求めることができることとする。

7 検疫所長等による情報の提出の求めの法定化（公布日から 10 日後施行）

(1) 改正の趣旨

検疫業務における検疫所長の権限の一つとして、検疫所長は、船舶等に乗ってきた者及び水先人その他船舶等が来航した後にこれに乗り込んだ者に対して、必要な質問を行い、又は検疫官に質問させることができることとされており、当該質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をした場合は罰則（6 月以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金）の対象とされている（検疫法第 12 条及び第 36 条第 3 号）。

世界的に感染症が流行する状況下では、検疫において、入国者から保健上の必要な情報を得る必要性が高くなるものと考えられ、実際、新型コロナウイルス感染症に係る検疫措置にあっては、入国者に対して質問を行うことに加えて、出国前 72 時間以内に新型コロナウイルス感染症の検査を受けその結果が陰性であることを示す「検査証明書」や新型コロナウイルス感染症に有効なワクチンを接種したことを示す「ワクチン接種証明書」の提示等を求めてきたところであり、質問や書類の提示等を通じて取得した情報をもとに、入国者の体調やワクチンの接種状況、滞在国等といった個々の状況を踏まえ、それぞれの入国者に対し、リスクに応じて隔離、停留又は宿泊施設若しくは居宅等における待機要請といった措置を適切に講じてきたものである。

検疫感染症の国内侵入を防止する上では、こうした書類の提示等により入国者に関する情報を取得することは、質問と同程度の重要性を持つと考えられることから、検疫所長等の権限として、書類の提示等により必要な情報の提出を求めることができることを明確化することとする。

(2) 改正の概要

検疫所長の権限として、船舶等に乗ってきた者及び水先人その他船舶等が来航した後これに乗り込んだ者に対して、書類の提示その他の適当と認める方法により必要な情報を提出することを求め、又は検疫官をしてこれを行わせることができることとする（検疫法第 12 条関係）。

上記の情報の提出を求められた場合において、虚偽の情報を提出した場合について、罰則（6 月以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金）を科すこととする。（検疫法第 36 条第 3 号関係）

8 検疫手続中の感染拡大防止のための指示（公布日から 10 日後施行）

(1) 改正の趣旨

新型コロナウイルス感染症に係る検疫手続（質問、診察・検査等）においては、検査や施設への移動の待ち時間に、入国者等による妨害行為が発生し、検疫業務の妨げとなった事案が生じたが、これらの事案は検疫法第 11 条から第 16 条の 2 までの各権限に基づく措置の違反として当てはめることができず、現行法上は検疫所長又は検疫官が取り締まることができなかつた。

検疫手続は空港内の指定場所や船舶の内部といった限られたスペースで実施されるため、感染者とそうでない者が限られたスペースに混在しうるものであり、妨害行為については、単に業務の妨げになるのみならず、検疫業務の実施場所における感染症の感染拡大に繋がるおそれのある行為である。

こうした状況を踏まえ、検疫業務の実施場所における感染症の感染拡大の防止に必要な検疫所長等による指示の規定を設けることとする。

(2) 改正の概要

- ① 検疫所長は、検疫業務の円滑な遂行に支障を及ぼす行為によって船舶等、検疫港指定場所又は検疫飛行場指定場所において検疫感染症が発生し、又はまん延するおそれがあると認めるときは、これらの場所における検疫感染症の発生又はまん延を防止するため必要な限度において、検疫法第 12 条に規定する者（船舶等に乗ってきた者及び水先人その他船舶等が来航した後にこれに乗り込んだ者）に対し必要な指示を行い、又は検疫官をしてこれを行わせることができることとする。（検疫法第 13 条の 3 関係）
- ② 上記の指示に違反した場合は罰則（6 月以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金）を科すこととする。（検疫法第 36 条第 5 号関係）
- ③ 当該指示は、検疫法第 34 条の 2 に規定する新感染症についても適用すべきであることから、新感染症について実施できる事務として、検疫法第 13 条の 3 の規定を追加する。（検疫法第 34 条の 2 第 3 項関係）

9 感染したおそれのある入国者の居宅等待機の実効性確保（公布日から 10 日後施行）

(1) 改正の趣旨

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 5 号）の施行後は、検疫法第 16 条の 2 第 2 項に基づき、感染したおそれのある入国者に対し、居宅等での待機に加え、スマートフォン等により居宅等での待機状況の報告等も求めているところであるが、求めに応じない入国者も一定数存在しており、その実効性の確保が課題となっていた。

新型インフルエンザ等感染症に感染したおそれのある者がこうした求めに応じない場合、検疫所長は、医療機関又は宿泊施設に停留を行うことが考えられるが、新型コロナウイルス感染症のように、感染が急速に拡大する感染症において、医療機関・宿泊施設がひっ迫する場合も想定されることから、居宅等における待機の実効性をより高めることが必要となる。

(2) 改正の概要（検疫法第14条第1項第4号、第16条の2第5項及び第6項、第16条の3、第36条第8項関係）

感染したおそれのある入国者については、検疫法第16条の2第2項に基づく居宅等待機の協力要請を基本としつつ、当該要請によっては居宅等待機の実効性を確保できない場合を想定し、そのような場合において、検疫所長は、感染したおそれのある者に対し、居宅等から外出しないことを指示することができることとするとともに、当該指示への対応状況（外出していないかどうか）について報告を求めることができることとし、当該報告に応じなかった場合又は虚偽の報告を行った場合の罰則（6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金）を設けることとする。

10 平時における医療機関との協定の締結及び感染症発生時における個別の入院調整に係る都道府県知事との連携（令和6年4月1日施行）

(1) 改正の趣旨

新型コロナウイルス感染症の対応においては、空港等での検査や宿泊施設での待機中の検査によって新型コロナウイルス感染症の患者が見つかり、患者を医療機関に隔離するケースが頻発した。

新型コロナウイルス感染症の流行以前においては、検疫所にとって、隔離・停留の措置を行うことは稀であったため、検疫所と医療機関との間で、必ずしも平時から連携が図られていたわけではなく、特に、検疫所の近隣の医療機関以外の医療機関においては、検疫所から隔離等による入院の委託を依頼されることを想定しておらず、検疫所と医療機関との調整に支障を生じさせた。

さらに、症状が重篤であるデルタ株の流行期や、感染力が強いオミクロン株の流行期において、水際対策において隔離・停留による入院措置の件数が増加した時期と、市中においても感染が広がり、都道府県が感染症法に基づく入院勧告・措置を行う件数が増加した時期が重複し、検疫所と都道府県が病床を取り合うような状態となり、医療機関との調整に当たり混乱が生じたことがあった。

これを踏まえ、

- ・ 検疫所が、平時から医療機関と協定を締結し連携体制を構築することにより、感染症が発生したときに、円滑に隔離・停留による入院措置を講じられる体制を確保することとし、併せて、協定の締結に当たり平時から当該医療機関の所

在地の都道府県と連携すること

- ・ 水際対策において患者が発生した際の個別の入院調整において、検疫所と都道府県知事が相互に緊密に連携することについて、法的枠組を整備することとする。

(2) 改正の概要

- ① 検疫所長は、隔離・停留の措置について、医療機関に迅速かつ適確に入院を委託することができる体制を整備するため、医療機関の管理者と協議し、合意が成立したときは、当該医療機関が検疫所長からの求めに応じて隔離・停留の措置に係る入院の委託を受けること等の事項を内容とする協定を締結するものとする。(検疫法第 23 条の 4 第 1 項関係)
- ② 検疫所長は、協定（一類感染症に係る入院の委託に関するものを除く。）を締結しようとするときは、当該協定に係る医療機関の所在地を管轄する都道府県知事の意見を聴かなければならないものとする。(検疫法第 23 条の 4 第 2 項関係)
- ③ 検疫所長は、協定を締結したときは、当該協定に係る医療機関の所在地を管轄する都道府県知事に対し、遅滞なく、当該協定の内容を通知しなければならないものとする。(検疫法第 23 条の 4 第 3 項関係)
- ④ 検疫所長及び都道府県知事は、検疫所長が隔離・停留の措置をとろうとするときは、当該措置に係る入院の委託先の調整が円滑に行われるよう、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。(検疫法第 23 条の 5 関係)

七 特措法の一部改正

1 住民に対する予防接種の対象者等（公布日施行）

(1) 改正の趣旨

新型インフルエンザ等緊急事態における住民に対する予防接種は、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に及ぼす影響のみならず、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮し、対象者の優先順位付けをして行うものである。この必要性は、予防接種類型の見直し後も変わらないため、所要の見直しを行った上で、対象者の優先順位付けについての規定を整備する。

(2) 改正の概要（特措法第 27 条の 2 関係）

政府対策本部は、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときは、基本的対処方針を変更し、重要事項として、予防接種法第 6 条第 3 項の規定に基づく予防接種の対象者及び期間を定めるものとするとともに、その対象者を定めるに当たっては、新型インフルエンザ等が

国民の生命及び健康に及ぼす影響並びに国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮することとする。

2 検体採取及び注射行為の実施の要請等（令和6年4月1日施行）

(1) 改正の趣旨

新型コロナウイルス感染症に係る検体採取又は注射行為については、医師や看護師等が不足する中で、公衆衛生上の観点からやむを得ないものとして、違法性阻却の考え方を示したところである。こうした状況を踏まえ、感染症発生・まん延時に、厚生労働大臣及び都道府県知事の要請により医師・看護師等以外の一部の者が検体採取や注射行為を行うことができる枠組みを整備する。

(2) 改正の概要

- ① 厚生労働大臣及び都道府県知事は、検体採取を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対し、その場所及び期間その他の必要な事項を示して、当該検体採取の実施に関し必要な協力の要請をすることができることとする。（特措法第31条第2項関係）
- ② 厚生労働大臣及び都道府県知事は、予防接種法第6条第3項の規定による予防接種等を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対し、その場所及び期間その他の必要な事項を示して、当該予防接種等の実施に関し必要な協力の要請をすることができることとする。（特措法第31条第3項関係）
- ③ 医療関係者が正当な理由がないのに①又は②の要請に応じないときは、厚生労働大臣及び都道府県知事は、検体採取又は予防接種等を行うため特に必要があると認めるときに限り、当該医療関係者に対し、当該検体採取又は当該予防接種等を行うべきことを指示することができることとする。（同条第4項関係）
- ④ 厚生労働大臣及び都道府県知事は、検体採取又は予防接種等を行うに際し、①若しくは②の要請又は③の指示を行ってもなお検体採取又は注射行為を行う医療関係者を確保することが困難であると認められる場合において、当該検体採取又は注射行為を行う者を確保することが特に必要であるときは、歯科医師に対し、その場所及び期間その他の必要な事項を示して、当該検体採取又は注射行為を行うよう要請することができ、歯科医師が、当該要請に応じて検体採取又は注射行為を行うときは、検体採取又は注射行為を行うことを業とすることができることとする。（特措法第31条の2関係）
- ⑤ 厚生労働大臣及び都道府県知事は、予防接種等を行うに際し、②の要請又は③の指示を行ってもなお注射行為を行う医療関係者を確保することが困難であると認められる場合において、当該注射行為を行う者を確保することが特に必要であるときは、診療放射線技師（厚生労働省令で定める者に限る。）、臨床検査技師、臨床工学技士（厚生労働省令で定める者に限る。）及び救急救命士に

対し、その場所及び期間その他の必要な事項を示して、当該注射行為を行うよう要請することができ、これらの者が、当該要請に応じて注射行為を行うときは、注射行為を行うことを業とすることができることとする。（特措法第31条の3関係）

八 健康保険法の一部改正（令和6年4月1日施行。以下九～十一について同じ。）

(1) 改正の趣旨

感染症法の改正により、健康保険組合及び全国健康保険協会（以下「協会」という。）は流行初期医療確保拠出金等を納付する義務を負うこととされたことを踏まえ、健康保険法（大正11年法律第70号）においても、健康保険組合及び協会の健康保険事業、保険料、国庫補助等に係る規定において、①流行初期医療確保拠出金又は②流行初期医療確保拠出金等を追加する等の改正を行うものとする。

(2) 改正の概要

- ① 協会の行う業務に流行初期医療確保拠出金等の納付に関する業務を追加するものとする。（健康保険法第7条の2第3項）
- ② 保険医療機関等の責務として、新型インフルエンザ等感染症その他の感染症に関する、入院患者に係る医療その他必要な医療の実施について、国又は地方公共団体が講ずる施策に協力するものとする。（健康保険法第70条第4項関係）
- ③ 国庫は、毎年度、予算の範囲内において、健康保険事業の事務の執行に要する費用を負担することとされているところ、健康保険事業の事務の定義の中に、流行初期医療確保拠出金の納付に関する事務を追加するものとする。（健康保険法第151条）
- ④ 協会への国庫補助の対象に流行初期医療確保拠出金の納付に要する費用の額を追加するものとする。また、日雇特例被保険者に係る健康保険事業等への国庫補助の対象に流行初期医療確保拠出金の納付に要する費用の額を追加するものとする。（健康保険法第153条及び第154条第1項）
- ⑤ 健康保険組合及び協会は、健康保険事業に要する費用に充てるため、保険料を徴収することとされているところ、当該健康保険事業に要する費用に流行初期医療確保拠出金等の納付に要する費用を追加するものとする。（健康保険法第155条第2項）
- ⑥ 協会の都道府県単位保険料率が勘案すべき費用の対象に流行初期医療確保拠出金等の納付に要する費用の額を追加するものとする。（健康保険法第160条第3項第2号）
- ⑦ 厚生労働大臣は、日雇特例被保険者に係る健康保険事業に要する費用に充てるため、健康保険組合から徴収している拠出金を充てることのできる対象に流

行初期医療確保拠出金等の納付に要する費用を追加するものとする。(健康保険法第 173 条第 1 項)

- ⑧ 確定日雇拠出金の算定の基礎となる健康保険事業に要した費用に、流行初期医療確保拠出金等の納付に要した費用を追加するものとする。(健康保険法第 176 条)
- ⑨ 健康保険組合による健康保険の医療に関する給付、保健事業及び福祉事業の実施等に要する費用の財源の不均衡を調整するため、健康保険組合連合会は、会員である健康保険組合に対する交付金の交付の事業を行うものとされているところ、当該交付金の調整対象となる費用に、流行初期医療確保拠出金等の納付に要する費用を追加するものとする。(健康保険法附則第 2 条第 1 項)

九 船員保険法の一部改正

(1) 改正の趣旨

感染症法の改正により、協会は流行初期医療確保拠出金等を納付する義務を負うこととされたことから、船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）においても、協会の船員保険事業、保険料、国庫補助等に係る規定において、①流行初期医療確保拠出金又は②流行初期医療確保拠出金等を追加する。

(2) 改正の概要

- ① 国庫負担の対象となる船員保険事業の事務に、流行初期医療確保拠出金の納付に関する事務を追加するものとする。(船員保険法第 112 条第 2 項)
- ② 厚生労働大臣は、船員保険事業に要する費用に充てるため、保険料を徴収することとされているところ、当該船員保険事業に要する費用に流行初期医療確保拠出金等の納付に要する費用を追加するものとする。(船員保険法第 114 条第 1 項)
- ③ 流行初期医療確保拠出金等について、疾病保険料率の算定の基礎となる費用の予想額に含むこととする。(船員保険法第 121 条第 2 項第 2 号)

十 国民健康保険法の一部改正

(1) 改正の趣旨

今般、感染症法の改正により、都道府県及び国民健康保険組合は流行初期医療確保拠出金等を納付する義務を負うこととされたことから、保険料や国庫補助等の対象に①流行初期医療確保拠出金又は②流行初期医療確保拠出金等の納付に要する費用を追加する。

(2) 改正の概要

- ① 国の、国保組合及び都道府県が行う国民健康保険の療養給付費等に対する補

助の算定対象額に、流行初期医療確保拠出金の納付に要する費用の額を追加するものとする。(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第70条及び第73条)

- ② 都道府県及び市町村による補助金の交付、又は貸付金を貸し付けの対象となる国民健康保険事業に要する費用の額に、流行初期医療確保拠出金等の納付に要する費用の額を追加するものとする。(国民健康保険法第75条)
- ③ 都道府県は、当該都道府県の負担する国民健康保険保険給付費等交付金の交付に要する費用等に充てるため、条例で、年度ごとに、当該都道府県内の市町村から、国民健康保険事業費納付金を徴収することとされており、今回の流行初期医療確保拠出金等についても国民健康保険事業費納付金として算定した上で市町村から徴収することができるものとする。(国民健康保険法第75条の7)
- ④ 市町村は、今回の流行初期医療確保拠出金等について、国民健康保険事業費納付金として都道府県に納める必要があるため、保険料として徴収する費用に当該拠出金を含めることとし、国保組合も同様に、保険料として徴収する費用に流行初期医療確保拠出金等を含めるものとする。(国民健康保険法第76条)
- ⑤ 都道府県の財政安定化基金について、今回の流行初期医療確保拠出金等についても、財政安定化基金の交付・貸付の対象とするものとする。(国民健康保険法第81条の2)

十一 高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正

(1) 改正の趣旨

今般、感染症法の改正により、後期高齢者医療広域連合や各医療保険者は流行初期医療確保拠出金等を納付する義務を負うこととされたことを踏まえ、後期高齢者医療制度における公費負担、前期高齢者交付金及び後期高齢者交付金等について、①流行初期医療確保拠出金又は②流行初期医療確保拠出金等の納付に要する費用を追加する等の改正を行う。

(2) 改正の概要

- ① 流行初期医療確保拠出金についても、同様に前期高齢者の偏在による保険者間の負担の不均衡が発生することから、流行初期医療確保拠出金について、前期財政調整の対象とする。(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第35条及び第39条)
- ② 流行初期医療確保拠出金について、後期高齢者広域連合の療養給付費等に対する公費負担の対象とすることとし、その他所要の規定の整備を行う。(高齢者の医療の確保に関する法律第93条、第95条、第96条及び第98条)
- ③ 流行初期医療確保拠出金等について、後期高齢者の保険料の保険料率の算定

の基礎となる医療給付費の予想額等の事項に含むこととする。(高齢者の医療の確保に関する法律第104条)

- ④ 流行初期医療確保拠出金等について、財政安定化基金の対象とすることとする。(高齢者の医療の確保に関する法律第116条)
- ⑤ 流行初期医療確保拠出金について、後期高齢者交付金及び確定後期高齢者支援金の対象とすることとする。(高齢者の医療の確保に関する法律第100条第1項及び第121条第1項)

第三 検討規定

- 1 政府は、新型コロナウイルス感染症の罹患後症状に係る医療の在り方について、科学的知見に基づく適切な医療の確保を図る観点から速やかに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。(附則第2条第1項)
- 2 政府は、新型コロナウイルス感染症に関する状況の変化を勘案し、当該感染症の新型インフルエンザ等感染症への位置付けの在り方について、感染症法第6条に規定する他の感染症の類型との比較等の観点から速やかに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。(附則第2条第2項)
- 3 政府は、予防接種の有効性及び安全性に関する情報(副反応に関する情報を含む。)の公表の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。(附則第2条第3項)
- 4 政府は、この法律の施行後5年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律(以下この項において「改正後の各法律」という。)の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。(附則第2条第4項)

第四 経過措置等

- 1 今般の新型コロナウイルス感染症及び新たに発生する可能性のある別の感染症について、本法案の公布日前に発生及びまん延の状況が継続している場合は、同日に当該感染症について厚生労働大臣による公表を行ったものとみなす経過措置を設けることで、厚生労働大臣及び都道府県知事が同日から今回の改正後の規定にしたがって権限等を行行使し、適切な感染症対策を実施できるようにする。(附則第3条及び第4条)
- 2 医師又は獣医師等が行う保健所への届出については、令和5年4月1日以後に診断又は検案した事案につき電磁的方法による届出の努力義務又は義務が課されるところ、同日以前に診断又は検案した事案に係る電磁的方法による届出義務については施行日以後も従前の例によることとする。(附則第5条)
- 3 感染症法第44条の3の3に規定する新型インフルエンザ等感染症の患者に係る退院時等の医師の届出及び第50条の4に規定する新感染症の所見がある者に係る退院時等の医師の届出については、入院患者の退院時にその届出を行う義務が生じること

から、令和5年4月1日以後に退院した者について確実に届出が行われるよう取扱を明確化する観点から同日以後において、退院し、又は死亡した者について、当該届出が必要である旨を規定する。(附則第6条)

4 以下の事務については、策定等のプロセスに一定の時間を要することから、施行日前においても準備行為として策定等ができる(施行日前に行われた策定等の効力は令和6年4月1日から生ずる)旨規定する。(附則第8条から第12条まで)

- ・ 厚生労働大臣による基本指針の変更
- ・ 都道府県又は保健所設置市区による予防計画の変更又は策定
- ・ 都道府県知事による第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関の指定
- ・ 都道府県又は保健所設置市区による協定の締結

5 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種については、改正法の公布日前に行われた旧予防接種法附則第7条第1項の規定による厚生労働大臣の指定及び指示は、新予防接種法第6条第3項の規定により行われた指定及び指示とみなし、かつ、改正法の公布日前に行われた旧予防接種法附則第7条第1項の規定による予防接種は新予防接種法第6条第3項の規定により行われた予防接種とみなして、新予防接種法の規定を適用することとし、それに伴う必要な読替えを規定する(附則第14条第1項)。

新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの供給に関する契約に係る損失補償契約については、旧予防接種法附則第8条の規定は、なお効力を有することとし、この場合において新予防接種法第29条の規定は適用しないこととする(附則第14条第2項)。

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種については、整備省令による改正前の予防接種法施行規則及び予防接種実施規則(昭和33年厚生省令第27号)の規定は、なおその効力を有することとする。(整備省令附則第4項)。

6 改正法第8条の規定により医療法に新設する事務のうち、

- ・ DMAT等の登録要件としてその課程を修了することを求めている「厚生労働大臣が実施する研修」の実施及びDMAT等の登録の申請については、施行日(令和6年4月1日)以降、速やかに登録を行えるようにする必要があることから、施行日前においても行うことができることとし、
- ・ 都道府県知事によるDMAT等協定については、その締結のプロセスに一定の時間を要することから、施行日前においても準備行為として策定等ができる(DMAT等協定の効力は施行日から生ずる)こととする。(附則第16条及び第17条)

7 改正法第11条による改正後の検疫法第23条の4の規定による検疫所長と医療機関の間の協定について、公布日から施行日(令和6年4月1日)までの間に同条の規定の例により締結したものについては、施行日において、改正法第11条による改正後の検疫法第23条の4第1項の規定により締結されたものとみなすこととする。(附則第18条)

なお、改正法附則第 18 条の規定は公布日に施行されるため、公布の時点において、既に検疫所長と医療機関との間で病床確保等に関する取り決めがなされている場合、当該取り決めは、自動的に改正後の検疫法第 23 条の 4 第 1 項に基づく協定としてみなされるものではなく、改正後の検疫法第 23 条の 4 第 1 項に基づき締結された協定と位置づける場合には、別途当事者間で合意形成を行う必要がある。

- 8 上記のほか、この法律の施行に伴い、必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。（附則第 42 条）

（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部改正）
第一条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成十年政令第四百二十号）の一部を次のように改正する。
第七条第一項の表第二十二條の三の項及び第七條第二項の表第二十二條の三の項を削る。

（地域保健法施行令の一部改正）
第二条 地域保健法施行令（昭和二十三年政令第七十七号）の一部を次のように改正する。
第十条の見出しを「事業の報告」に改め、同条中「法」を「厚生労働大臣は、法第十六條第二項の助言又は勧告をするため必要があると認めるときは、法」に、「は、厚生労働省令の定めるところにより、毎月の一を」に、「に対し」に、「事業成績を厚生労働大臣に報告しなければならない」を「事業の実施の状況に関する報告を求めることができる」に改める。

第十一条中「第二十一條第一項」を「第二十四條第一項」に改める。
第十二条中「第二十二條第一項」を「第二十五條第一項」に、「第二十一條第二項第二号」を「第二十四條第二項第二号」に改める。
（予防接種法施行令の一部改正）

第三条 予防接種法施行令（昭和二十三年政令第九十七号）の一部を次のように改正する。
第一条中「第二條第二項第二号」を「第二條第二項第十三号」に改める。
第三条の前の見出し及び同条から第四條までを削り、第二條を第四條とする。
第一条の三第二項中「法第五條第一項の規定による予防接種」及び「同項の規定による予防接種」を「定期の予防接種」に、「同項の政令」を「法第五條第一項の政令」に改め、同条を第三條とする。
第一条の二中「第二條第三項第二号」を「第二條第三項第三号」に改め、同条を第二條とする。
第五条中「法第五條第一項又は第六條第一項若しくは第三項の規定による予防接種」を「定期の予防接種等」に改める。

第六条中「法第五條第一項の規定による予防接種」を「定期の予防接種」に、「当該予防接種」を「当該定期の予防接種」に改める。
第七条を次のように改める。
第七条 削除

第十条及び第十一条の見出し中「定期の予防接種等」の下に「又はB類疾病に係る臨時の予防接種」を加える。
第十二條の見出し中「定期の予防接種等」の下に「又はB類疾病に係る臨時の予防接種」を加え、同条第二項第一号中「第二條第五項に規定する」を「第九條第一項に規定する特定B類疾病に係る」に、「法第六條第三項に係るものに限る。以下「第三項臨時予防接種」を「以下「特定B類疾病臨時予防接種」に改める。

第十三條の見出し中「定期の予防接種等」の下に「又はB類疾病に係る臨時の予防接種」を加え、同条第二項第一号中「第三項臨時予防接種」を「特定B類疾病臨時予防接種」に改める。
第十四條の見出し中「定期の予防接種等」の下に「又はB類疾病に係る臨時の予防接種」を加え、同条中「A類疾病に係る定期の予防接種等に係る年金たる給付」を「予防接種に係る年金たる給付」に改める。

第十五條の見出し中「定期の予防接種等」の下に「又はB類疾病に係る臨時の予防接種」を加える。
第十六條の見出し中「定期の予防接種等」の下に「又はB類疾病に係る臨時の予防接種」を加え、同条中「A類疾病に係る定期の予防接種等に係る年金たる給付」を「予防接種に係る年金たる給付」に改める。

第十七條第二項第一号中「第三項臨時予防接種」を「特定B類疾病臨時予防接種」に改める。
第十八條の見出し中「定期の予防接種等」の下に「又はB類疾病に係る臨時の予防接種」を加える。
第三十一條第二項第一号中「第六條第三項」を「第六條第二項」に改める。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和四年十二月九日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第三百七十七号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第九十六号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

第三十二条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 法第二十七条第二項の規定による国庫の負担は、各年度において、法第二十五条第一項の規定により都道府県又は市町村が支弁する費用について厚生労働大臣が定める基準によつて算定した医師の報酬、薬品、材料その他に要する経費の額（その額が当該年度において現に要した当該費用の額（その費用のための寄附金があるときは、その寄附金の額を控除するものとする。）を超えるときは、当該費用の額とする。）について行う。

第三十三条第二項中「法第五条第一項の規定による予防接種であつてA類疾病に係るもの」を「A類疾病に係る定期の予防接種」に改める。

第三十四条第一項中「第四条、第五条及び第六条の二（法第六条第一項の規定による予防接種に係る部分に限る。）並びに第七条（法第六条第一項又は第三項の規定による予防接種に係る部分に限る。）及び附則第五項の規定により適用する場合を含む。」を「第五条（臨時の予防接種に係る部分に限る。）に改め、同条第二項中「第四条、第五条、第六条の二及び第七条（法第六条第一項又は第三項の規定による予防接種に係る部分に限る。）及び附則第五項の規定により適用する場合を含む。）並びに」を「第五条（臨時の予防接種に係る部分に限る。）及び」に改め、「及び附則第五項の規定により適用する場合」を削る。

附則第二項から第五項までの規定中「第一条の第三項」を「第三条第一項」に改める。

附則第六項を削る。

（医療法施行令の一部改正）

第四条 医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）の一部を次のように改正する。

第五条の三第一項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「特定の」を「前号に掲げる事情のほか、特定の」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百四十四号）第六十二条第二項に規定する新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われたこと。

六条第二項に規定する新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われたこと。

（検疫法施行令の一部改正）

第五条 検疫法施行令（昭和二十六年政令第三百七十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の四中「第十六条の三第四項」を「第十六条の四第四項」に改める。

第五条第六号中「第四号、第五号又は第七号」を「第五号、第六号又は第八号」に改める。

（新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令の一部改正）

新設 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第五項第二項中「法第四十六条第六項において読み替えて準用する場合を含む。」及び「又は法第四十六条第三項の規定により読み替えて適用する予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第六十一条の規定による予防接種」を削る。

第二十三条第一項中「第六十九条第一項（同条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）を「第六十九条」に改め、同項第一号中「並びに法第四十六条第三項の規定により読み替えて適用する予防接種法第二十五条の規定により市町村が支弁する同項の規定による予防接種を行うための費用」を削り、同項第二号中「並びに法第四十六条第三項の規定により読み替えて適用する予防接種法第二十五条の規定により市町村が支弁する同項の規定により読み替えて適用する同法第六十一条の規定による予防接種に係る同法第十五条第一項の規定による給付に要する費用」を削る。

（地方自治法施行令の一部改正）

第七條 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第七十四條の三十五第三項中「この項」を「この条」に改め、「あつた条件」との下に、「同条第六項中「都道府県が」とあるのは「指定都市の市長は、第一項から第三項までの規定に基づき協議を受けた都道府県知事から、当該都道府県知事の統括する都道府県が」と、「これらの許可には」

とあるのは「当該指定都市の市長が行うこれらの許可に」と、「条件を付することができる」とあるのは「条件を付するよう求めがあつたときは、当該求めがあつた条件を付さなければならない」とを加える。

別表第一 予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）の項第一号中「第四条、第五条及び第六条の二（法第六条第一項の規定による予防接種に係る部分に限る。）並びに第七条（法第六条第一項又は第三項の規定による予防接種に係る部分に限る。）及び附則第五項の規定により適用する場合を含む。」を「第五条（臨時の予防接種に係る部分に限る。）に改め、同項第二号中「第四条、第五条、第六条の二及び第七条（法第六条第一項又は第三項の規定による予防接種に係る部分に限る。）これらの規定を附則第五項の規定により適用する場合を含む。）並びに」を「第五条（臨時の予防接種に係る部分に限る。）及び」に改め、「及び附則第五項の規定により適用する場合」を削る。

（沖繩の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部改正）

第八條 沖繩の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百八号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項第一号中「第六項」を「第八項」に改める。

（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令の一部改正）

第九條 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百二十号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項第四号中「提示」を「提示」に改める。

（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令の一部改正）

第十條 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第十五号中「第八項」を「第十項」に改める。

（特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律施行令の一部改正）

第十一條 特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律施行令（令和三年政令第百七十五号）の一部を次のように改正する。

附則 第一条第一項中「外出自粛要請又は」を「外出自粛要請等又は」に改める。

1 この政令は、公布の日から施行する。ただし、第五条、第九条及び第十一条の規定は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（次項において「改正法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から、第二条、第八条及び第十条の規定は令和五年四月一日から施行する。

2 改正法附則第十四条第一項の規定により改正法第五条の規定による改正後の予防接種法の規定を適用する場合における第三条による改正後の予防接種法施行令（以下「新予防接種法施行令」という。）の規定の適用については、新予防接種法施行令第五条中「場所」とあるのは「場所、使用するワクチン」と、新予防接種法施行令第八条中「A類疾病又はB類疾病」とあるのは「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）」と、新予防接種法施行令第十条から第十六条まで及び第十八条の見出し中「A類疾病に係る定期の予防接種等又はB類疾病に係る臨時の予防接種」とあるのは「新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種」とする。

内閣総理大臣 岸田 文雄
総務大臣 松本 剛明
財務大臣 鈴木 俊一
厚生労働大臣 加藤 勝信

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

令和四年十二月九日

内閣総理大臣 岸田 文雄

法律第九十六号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律

(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正)

第一条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十四条の五」を「第四十四条の六」に、「第八章 新感染症(第四十四条の六―第五十三条)」を「第七章の二 指定感染症(第四十四条の七―第四十四条の九)」に改める。

第七条を次のように改める。

第七条 削除

第十二条第一項中「並びに第十五条第十三項」を「、第十五条第十三項並びに第十六条第二項及び第十四条に次の四項を加える。

7 厚生労働大臣は、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は五類感染症の疑似症のうち第一項の厚生労働省令で定めるものであって当該感染症にかかった場合の病状の程度が重篤であるものが発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、その旨を都道府県知事に通知するものとする。

8 前項の規定による通知を受けた都道府県知事は、当該都道府県知事が管轄する区域内に所在する指定届出機関以外の病院又は診療所の医師に対し、当該感染症の患者を診断し、又は当該感染症により死亡した者の死体を検案したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該患者又は当該死亡した者の年齢、性別その他厚生労働省令で定める事項を届け出を求め、これを拒んではならない。

9 第三項の規定は、前項の規定による届出を受けた都道府県知事について準用する。
10 第十二条第五項の規定は、第八項及び前項において準用する第三項の場合について準用する。
この場合において、同条第五項中「報告又は通報」とあるのは「又は報告」と、「者（第一項の場合にあつては、最寄りの保健所長を含む）」とあるのは「者」と読み替えるものとする。
第十五条第八項中「第七条第一項」を「第四十四条の九第一項」に改める。
第十五条の三に次の四項を加える。

5 厚生労働大臣は、都道府県知事から要請があり、かつ、この法律又はこの法律に基づく政令の規定により当該都道府県知事が処理することとされている事務の実施体制その他の地域の実情を勘案して、当該都道府県又は保健所設置市等における検査法第二条第二号に掲げる感染症、同法第三十四条第一項の政令で指定する感染症（当該政令で当該感染症について同法第十八条第五項の規定を準用するものに限る。）又は同法第三十四条の二第一項に規定する新感染症（同条第三項の規定により同法第十八条第五項に規定する事務が実施されるものに限る。）のまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該都道府県知事に代わつて自ら第一項に規定する措置を実施するものとする。

6 厚生労働大臣は、前項の規定により第一項に規定する都道府県知事の事務を代行するときは、その対象となる者にその旨を通知するものとする。
7 第五項の規定により厚生労働大臣が第一項に規定する都道府県知事の事務を代行する場合における第二項及び第四項の規定の適用については、第二項中「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と、「厚生労働大臣に報告するとともに、当該職員に当該者」とあるのは「当該者の居所の所在地を管轄する都道府県知事に通知するものとする。この場合において、当該通知を受けた都道府県知事は、当該職員に当該通知に係る者」と、第四項中「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と、「第一項及び第二項」とあるのは「第一項」と、「場合」とあるのは「場合及び都道府県知事が当該職員に第二項に規定する措置を実施させる場合」とする。
8 前二項に定めるもののほか、第五項の規定による厚生労働大臣の代行に關し必要な事項は、政令で定める。

第十六条の見出し中「公表」を「公表等」に改め、同条第二項中「前項の情報を公表する」を「第一項の規定による情報の公表又は前項の規定による情報の提供を行う」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。
2 都道府県知事は、第四十四条の二第一項、第四十四条の七第一項又は第四十四条の十第一項の規定による公表（以下「**新型コロナウイルスエンザ**等感染症等に係る発生等の公表」という。）が行われたときから、第四十四条の二第三項若しくは第四十四条の七第三項の規定による公表又は第五十三条第一項の政令の廃止（第六十三条の四において「**新型コロナウイルスエンザ**等感染症等と認められなくなった旨の公表等」という。）が行われるまでの間、**新型コロナウイルスエンザ**等感染症等に係る発生等の公表が行われた感染症の発生状況、動向及び原因に関する情報に対する住民の理解の増進に資するため必要があると認めるときは、市町村長に対し、必要な協力を求めることができる。
3 都道府県知事は、前項の規定による協力の求めに關し必要があると認めるときは、当該市町村長に対し、**新型コロナウイルスエンザ**等感染症若しくは指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者（当該都道府県の区域内に居住地を有する者に限る。）の数、当該者の居住する市町村の名称、当該者がこれらの感染症の患者又は所見がある者がいることが判明した日時その他厚生労働省令で定める情報を提供することができる。
第二十二條の三を削る。

第四十四条の二第一項中「**第十六条**」を「**第十六条第一項**」に改め、同条第二項中「情報を公表する」を「規定による情報の公表を行う」に改める。
第四十四条の三第二項中「第七項において同じ」を削り、同項を「**第八項**」に改め、同条第六項中「**により**」の下に「報告又は」を加え、「市町村の長と連携するよう努めなければならない」を「市町村長に対し協力を求めるものとする」に改め、同条第七項中「**における**」の下に「同項に規定する」を加え、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 市町村長は、前項の規定による協力の求めに應ずるため必要があると認めるときは、当該都道府県知事に対し、**新型コロナウイルスエンザ**等感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は第二項に規定する**新型コロナウイルスエンザ**等感染症の患者に関する情報の提供を求めることができる。
第四十四条の七を第四十四条の十一とする。
第四十四条の六第一項中「**第十六条**」を「**第十六条第一項**」に改め、同条第二項中「情報を公表する」を「規定による情報の公表を行う」に改め、同条を第四十四条の十とし、第七章中第四十四条の五を第四十四条の六とし、第四十四条の四の次に次の一条を加える。
（厚生労働大臣による総合調整）
第四十四条の五 厚生労働大臣は、第四十四条の二第一項の規定による公表を行ったときから同条第三項の規定による公表を行うまでの間、都道府県の区域を越えて**新型コロナウイルスエンザ**等感染症の予防に関する人材の確保又は第二十六条第二項において読み替えて準用する第二十一条の規定による移送を行う必要がある場合その他当該感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、都道府県知事又は医療機関その他の関係者に対し、都道府県知事又は医療機関その他の関係者が実施する当該感染症のまん延を防止するために必要な措置に關する総合調整を行うものとする。

2 都道府県知事は、必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、当該都道府県知事及び他の都道府県知事又は医療機関その他の関係者について、前項の規定による総合調整を行うよう要請することができる。この場合において、厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、同項の規定による総合調整を行わなければならない。
3 第一項の場合において、都道府県知事又は医療機関その他の関係者は、同項の規定による総合調整に關し、厚生労働大臣に対して意見を申し出ることができる。
4 厚生労働大臣は、第一項の規定による総合調整を行うため必要があると認めるときは、都道府県知事又は医療機関その他の関係者に対し、それぞれ当該都道府県知事又は医療機関その他の関係者が実施する**新型コロナウイルスエンザ**等感染症のまん延を防止するために必要な措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。
5 厚生労働大臣は、第一項の規定による総合調整を行うに当たっては、**新型コロナウイルスエンザ**等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第十八条第一項に規定する基本的対処方針との整合性の確保を図らなければならない。
第七章の二 指定感染症

（指定感染症について実施する措置等に関する情報の公表）
第四十四条の七 厚生労働大臣は、指定感染症にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるものと認めるときは、速やかに、その旨を公表するとともに、当該指定感染症について、**第十六条第一項**の規定による情報の公表を行うほか、病原体の検査方法、症状、診断及び治療並びに感染の防止の方法、この法律の規定により実施する措置その他の当該指定感染症の発生予防又はそのまん延の防止に必要な情報を新聞、放送、インターネットその他適切な方法により逐次公表しなければならない。
2 前項の規定による情報の公表を行うに当たっては、個人情報保護に留意しなければならない。
3 厚生労働大臣は、第一項の規定により情報を公表した指定感染症について、国民の大部分が当該指定感染症に対する免疫を獲得したこと等により全国的かつ急速なまん延のおそれがなくなつたと認めるときは、速やかに、その旨を公表しなければならない。

（指定感染症について実施する措置等に関する情報の公表）
第四十四条の七 厚生労働大臣は、指定感染症にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるものと認めるときは、速やかに、その旨を公表するとともに、当該指定感染症について、**第十六条第一項**の規定による情報の公表を行うほか、病原体の検査方法、症状、診断及び治療並びに感染の防止の方法、この法律の規定により実施する措置その他の当該指定感染症の発生予防又はそのまん延の防止に必要な情報を新聞、放送、インターネットその他適切な方法により逐次公表しなければならない。
2 前項の規定による情報の公表を行うに当たっては、個人情報保護に留意しなければならない。
3 厚生労働大臣は、第一項の規定により情報を公表した指定感染症について、国民の大部分が当該指定感染症に対する免疫を獲得したこと等により全国的かつ急速なまん延のおそれがなくなつたと認めるときは、速やかに、その旨を公表しなければならない。

(指定感染症に対するこの法律の準用)

第四十四条の八 第四十四条の五の規定は、指定感染症(前条第一項の規定による公表が行われたものに限り)について準用する。この場合において、第四十四条の五第一項中「第四十四条の二第一項」とあるのは「第四十四条の七第一項」と、確保又は第二十六条第二項において読み替えて準用する第二十一条の規定による移送」とあるのは「確保」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四十四条の九 指定感染症については、一年以内の政令で定める期間に限り、政令で定めるところにより第八條、第三章から前章(第四十四条の二及び第四十四条の五を除く)まで、第十章、第十三章及び第十四章の規定の全部又は一部を準用する。

2 前項の政令で定められた期間は、当該政令で定められた疾病について同項の政令により準用することとされた規定を当該期間の経過後なお準用することが特に必要であると認められる場合は、一年以内の政令で定める期間に限り延長することができる。

3 厚生労働大臣は、前二項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ、厚生科学審議会の意見を聴かなければならない。

第四十八條の二中「第四十四条の七」を「第四十四条の十一」に改める。

第四十八條の三を削る。

第五十条の二第四項中「第六項」を「第七項」に、「同条第七項の一」を「同条第八項の一」に、「同条第七項中一」を「同条第七項中」「新型インフルエンザ等感染症」とあるのは「新感染症」と、「第二項」とあるのは「第五十条の二第二項」と、同項及び同条第八項中「改め」「第五十条の二第二項に規定する」を削り、「ある者」との下に、「同項中「同項」とあるのは「第五十条の二第二項」と」を加える。

第五十一条第一項中「第四十四条の七第一項」を「第四十四条の十一第一項」に改め、同条第二項中「第四十四条の七」を「第四十四条の十一」に改める。

第五十一条第二項中「第四十四条の七第一項」を「第四十四条の十一第一項」に改め、同条第二項中「するとときは」の下に、「あらかじめ」を加え、同条を第五十一条の三とし、第五十一条の次に次の一条を加える。

(厚生労働大臣による総合調整)

第五十一条の二 厚生労働大臣は、第四十四条の十第一項の規定による公表を行ったときから第五十三條第一項の政令が廃止されるまでの間、都道府県の区域を越えて新感染症の予防に関する人材の確保又は第四十七條の規定による移送を行う必要がある場合その他当該新感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、都道府県知事又は医療機関その他の関係者に対し、都道府県知事又は医療機関その他の関係者が実施する当該新感染症のまん延を防止するために必要な措置に関する総合調整を行うものとする。

2 都道府県知事は、必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、当該都道府県知事及び他の都道府県知事又は医療機関その他の関係者について、前項の規定による総合調整を行うよう要請することができる。この場合において、厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、同項の規定による総合調整を行わなければならない。

3 第四十四条の五第三項から第五項までの規定は、第一項の規定による総合調整について準用する。

4 厚生労働大臣は、第一項の規定による総合調整を行うときは、あらかじめ、厚生科学審議会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ、厚生科学審議会の意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。

5 前項ただし書に規定する場合において、厚生労働大臣は、速やかに、その行った総合調整について厚生科学審議会に報告しなければならない。

第五十二条第一項中「第四十四条の七第一項」を「第四十四条の十一第一項」に改める。

第五十八條第一号中「から第十六條まで」を、「第十五條の三、第十六條第一項」に、「第四十四条の七第一項」を「第四十四条の十一第一項」に改め、「事務」の下に「第十五條の三第一項の規定により実施される事務については同条第五項の規定により厚生労働大臣が代行するものを除く。」を加える。

第六十三條の二第二項中「の発生」を「若しくは指定感染症(第四十四条の七第一項の規定による公表が行われたものに限り)の発生」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(都道府県知事による総合調整)

第六十三條の三 都道府県知事は、当該都道府県知事が管轄する区域の全部又は一部において、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、市町村長、医療機関、感染症試験研究等機関その他の関係者(以下この条において「関係機関等」という。)に対し、第十九條若しくは第二十条(これらの規定を第二十六条において準用する場合を含む。)(又は第四十六條の規定による入院の勧告又は入院の措置その他の関係機関等が実施する当該区域の全部又は一部に係る感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な措置に関する総合調整を行うものとする。

2 保健所設置市等の長は、必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、当該保健所設置市等の長及び他の関係機関等について、前項の規定による総合調整を行うよう要請することができる。この場合において、都道府県知事は、必要があると認めるときは、同項の規定による総合調整を行わなければならない。

3 第一項の場合において、関係機関等は、同項の規定による総合調整に関し、都道府県知事に対して意見を申し出ることができる。

4 都道府県知事は、第一項の規定による総合調整を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、それぞれ当該関係機関等が実施する当該都道府県知事が管轄する区域の全部又は一部に係る感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。

(都道府県知事の指示)

第六十三條の四 都道府県知事は、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われたときから新型インフルエンザ等感染症等と認められなくなった旨の公表等が行われるまでの間、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため緊急の必要があると認めるときは、保健所設置市等の長に対し、第十九條若しくは第二十条(これらの規定を第二十六条において準用する場合を含む。)(又は第四十六條の規定による入院の勧告又は入院の措置)に関し必要な指示をすることができる。

第六十四條第一項中「第二十二條の三、」を削り、「第四十四條の三第七項」を「第四十四條の三第八項」に改め、「第四十八條の二」を削り、「第六十三條の二」に改める。

第六十四條の二中「並びに第十五條第十三項」を、「第十五條第十三項並びに第十六條第二項及び第三項」に改める。

第六十五條の二中「第二項及び第七項」を、「第二項及び第八項」に、「第四十四條の五」を「第四十四條の六」に、「から第六項まで並びに」を「から第七項まで、」を除く。並びに第十章を、「第五十一条の二第二項並びに同条第三項において準用する第四十四条の五第三項を除く。」、第十章、第六十三條の三第一項並びに第六十三條の四」に改める。

第七十三條第二項中「第七條第一項」を「第四十四条の九第一項」に改め、「第十五條の三第二項」の下に「(同条第七項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を加え、第四十四条の七第一項」を「第四十四条の十一第一項」に、「第四十四条の七第三項」を「第四十四条の十一第三項」に、「第四十四条の七第五項」を「第四十四条の十一第五項」に改め、「第二十八條(」の下に「第四十四条の四第一項の規定に基づく政令によって適用される場合(同条第二項の政令により、同条第一項の政令の期間が延長される場合を含む。以下この項及び第七十七條において同じ。)」を加え、「第四十四条の四第一項の規定に基づく政令によって適用される場合」及び「同条第二項の政令

により、同条第一項の政令の期間が延長される場合を含む。以下この項及び第七十七条において同じ。」を削り、「第三十五条の規定(これらの規定が)の下に「第四十四条の四第一項の規定に基づく政令によって適用される場合」を加え、第五項の規定(「を含む」若しくは第五十条の二第四項において準用する第四十四条の三第四項若しくは第五項)を「及び第五十条の二第四項において準用される場合を含む。」に改め、「提供等」の下に、「第四十四条の三第六項(第四十四条の九第一項の規定に基づく政令によって準用される場合及び第五十条の二第四項において準用される場合を含む)の規定による市町村長の協力」を加える。

第七十七条第一号及び第二号中「第七條第一項」を「第四十四条の九第一項」に改め、同条第三号中「第十五条の三第二項」の下に「(同条第七項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を加え、同条第四号中「第七條第一項」を「第四十四条の九第一項」に改め、同条第五号中「第七條第一項」を「第四十四条の九第一項」に改め、「第二十八條第一項」の下に「第四十四条の四第一項の規定に基づく政令によって適用される場合」を加え、「第四十四条の四第一項の規定に基づく政令によって適用される場合」を削り、「第三十三條の規定(これらの規定が)」の下に「第四十四条の四第一項の規定に基づく政令によって適用される場合」を加え、同条第六号中「第七條第一項」を「第四十四条の九第一項」に改め、同条第七号中「第七條第一項の規定に基づく政令によって準用される場合及び」に改め、同条第八号中「第七條第一項」を「第四十四条の九第一項」に改める。

第八十条及び第八十一条中「第七條第一項」を「第四十四条の九第一項」に改める。

第二條 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を次のように改正する。

第十條第一項中「この條」の下に「及び次條第二項」を加え、同條の次に次の一條を加える。
(都道府県連携協議会)
第十條の二 都道府県は、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策の実施に当たつての連携協力体制の整備を図るため、都道府県、保健所を設置する市又は特別区(以下「保健所設置市等」という)、感染症指定医療機関、診療に関する学識経験者の団体及び消防機関(消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)第九條各号に掲げる機関をいう)その他の関係機関により構成される協議会(以下この條において「都道府県連携協議会」という)を組織するものとする。

- 2 都道府県連携協議会は、その構成員が相互の連絡を図ることににより、予防計画の実施状況及びその実施に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図るものとする。
- 3 都道府県は、第十六條第二項に規定する新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われたときは、都道府県連携協議会を開催し、当該感染症の発生の予防及びそのまん延を防止するために必要な対策の実施について協議を行うよう努めるものとする。
- 4 都道府県連携協議会において協議が調つた事項については、その構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 5 前各項に規定するもののほか、都道府県連携協議会に關し必要な事項は、都道府県連携協議会が定める。

第十二條第一項中「保健所を設置する市又は特別区(以下「保健所設置市等」という。)」を「保健所設置市等」に、「第八項」を「第七項」に改め、同條第二項中「当該届出の内容を」を「当該届出の内容を、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて厚生労働省令で定めるものをいう。第十五條第十三項及び第十四項、第四十四条の三の二第四項並びに第五十条の三第四項を除き、以下同じ。により)」に改め、同條第三項中「内容を」の下に「電磁的方法により」を加え、同條第五項を次のように改める。

5 第一項の規定による届出をすべき医師(厚生労働省令で定める感染症指定医療機関の医師に限る)は、電磁的方法であつて、当該届出の内容を第二項又は第三項(これらの規定を前項において準用する場合を含む)の規定による報告又は通報(以下この條において「報告等」という)をすべき者及び当該報告等を受けるべき者が閲覧することができるものにより当該届出を行わなければならない。

第十二條第八項中「第五項」を「第七項」に改め、同項を同條第十項とし、同條第七項中「第五項」を「第七項」に改め、同項を同條第九項とし、同條第六項を第八項とし、第五項の次に次の二項を加える。

6 第一項の規定による届出をすべき医師(前項の厚生労働省令で定める感染症指定医療機関の医師を除く)は、電磁的方法であつて、当該届出の内容を報告等をするべき者及び当該報告等を受けるべき者が閲覧することができるものにより当該届出を行うよう努めなければならない。

7 第一項の規定による届出が前二項に規定する方法により行われたときは、報告等をするべき者は、当該報告等を行ったものとみなす。

第十三條第三項中「内容を」の下に、「電磁的方法により」を加え、同條第四項中「内容を」の下に「電磁的方法により」を加え、同條第六項を次のように改める。

6 前條第六項の規定は第一項の規定による届出をすべき医師について、同條第七項の規定は第三項又は第四項(これらの規定を前項において準用する場合を含む)の規定において、同條第六項中「内容を報告等」とあるのは「内容を次條第三項又は第四項(これらの規定を同條第五項において準用する場合を含む)の規定による報告又は通報(以下この條において「報告等」という)と、同條第七項中「第一項」とあるのは「次條第一項」と、「前二項」とあるのは「同條第六項において読み替えて準用する前項」と読み替えるものとする。

第十四條第三項中「内容を」の下に、「電磁的方法により」を加え、同條第四項を次のように改める。

4 第十二條第五項及び第六項の規定は第二項の規定による届出について、同條第七項の規定は前項の規定による報告について、それぞれ準用する。この場合において、同條第五項及び第六項中「すべき医師」とあるのは「すべき指定届出機関の管理者」と、同條第五項中「第二項又は第三項(これらの規定を前項において準用する場合を含む)の規定による報告又は通報(以下この條において「報告等」とあるのは「第十四條第三項の規定による報告(以下この條において単に「報告」と、当該報告等」とあるのは「当該報告」と、同條第六項及び第七項中「報告等」とあるのは「第十四條第二項」と読み替えるものとする。第十四條第十項を次のように改める。

10 第十二條第五項及び第六項の規定は第八項の規定による届出について、同條第七項の規定は前項において準用する第三項の規定による報告について、それぞれ準用する。この場合において、同條第五項及び第六項中「すべき医師」とあるのは「すべき指定届出機関以外の病院又は診療所の医師」と、同條第五項中「第二項又は第三項(これらの規定を前項において準用する場合を含む)の規定による報告又は通報(以下この條において「報告等」とあるのは「第十四條第九項において準用する同條第三項の規定による報告(以下この條において単に「報告」と、当該報告等」とあるのは「当該報告」と、同條第六項及び第七項中「報告等」とあるのは「報告」と、同項中「第一項」とあるのは「第十四條第八項」と読み替えるものとする。

第十四條の二第四項中「事項を」の下に、「電磁的方法により」を加え、同條第五項を削り、同條第十四條の二第五項中「事項を」の下に、「電磁的方法により」を加え、同條第五項を削り、同條第十五條第十三項中「次項において」を「以下」に改め、「結果を」の下に、「電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて厚生労働省令で定めるものをいう。次項、第四十四条の三の二第四項及び第五十条の三第四項において同じ。により)」を加え、同條第十四條中「結果を」の下に、「電磁的方法により」を加え、同條第十五項を削り、同條第十六項中「厚生労働大臣は」の下に、「電磁的方法により」を加え、同條第十五條の三第一項の規定に基づく要請による場合を除き「を」を加え、同項を同條第十五項とし、同條第十七項を第十六項とし、第十八項を第十七項とし、第十九項を第十八項とする。

第十八条第五項及び第六項、第十九条第七項並びに第二十条第五項中「協議会」を「感染症診査協議会」に改める。

第二十四条第一項中「協議会」を「感染症診査協議会」に改め、同条第二項から第四項まで及び第六項中「協議会」を「感染症診査協議会」に改める。

第三十七条の二第三項中「協議会」を「感染症診査協議会」に改める。

第四十四条の三の次に次の二条を加える。

(新型コロナウイルスエンザ等感染症に係る検体の提出要請等)

第四十四条の三の二 厚生労働大臣は、第四十四条の二第二項の規定による公表を行ったときから同条第三項の規定による公表を行うまでの間、新型コロナウイルスエンザ等感染症の性質及び当該感染症にかかった場合の病状の程度に係る情報その他の必要な情報を収集するため必要があると認めるときは、感染症指定医療機関の管理者その他厚生労働省令で定める者に対し、当該感染症の患者の検体又は当該感染症の病原体の全部又は一部の提出を要請することができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による要請をしたときは、その旨を当該要請を受けた者の所在地を管轄する都道府県知事(その所在地が保健所設置市等の区域内にある場合にあつては、その所在地を管轄する保健所設置市等の長。次項及び第五項において同じ。)に通知するものとする。

3 第一項の規定による要請を受けた者は、同項の検体又は病原体の全部又は一部を所持している又は所持することとなつたときは、直ちに、都道府県知事にこれを提出しななければならない。

4 第二項に規定する都道府県知事は、前項の規定により検体又は病原体の提出を受けたときは、直ちに、厚生労働省令で定めるところにより、当該検体又は病原体について検査を実施し、その結果を、電磁的方法により厚生労働大臣(保健所設置市等の長にあつては、厚生労働大臣及び当該保健所設置市等の区域を管轄する都道府県知事)に報告しななければならない。

5 厚生労働大臣は、自ら検査を実施する必要があるときは、都道府県知事に對し、第三項の規定により提出を受けた検体又は病原体の全部又は一部の提出を要請することができる。

6 第二十六条の三第一項及び第三項の規定は、第一項の規定に依り、提出を受ける者について準用する。この場合において、同条第一項中「一類感染症、二類感染症又は新型コロナウイルスエンザ等感染症」とあるのは、「新型コロナウイルスエンザ等感染症」と、同項及び同条第三項中「当該各号に定める検体又は感染症」とあるのは、「新型コロナウイルスエンザ等感染症の患者の検体又は新型コロナウイルスエンザ等感染症」と読み替へるものとする。

(新型コロナウイルスエンザ等感染症の患者の退院等の届出)

第四十四条の三の三 厚生労働省令で定める感染症指定医療機関の医師は、第二十六条第二項において読み替へて準用する第十九条又は第二十条の規定により入院している新型コロナウイルスエンザ等感染症の患者が退院し、又は死亡したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該患者について厚生労働省令で定める事項を、電磁的方法により当該感染症指定医療機関の所在地を管轄する都道府県知事及び厚生労働大臣(その所在地が保健所設置市等の区域内にある場合にあつては、その所在地を管轄する保健所設置市等の長、都道府県知事及び厚生労働大臣)に届け出なければならない。

第五十条の二の次に次の二条を加える。

(新感染症に係る検体の提出要請等)

第五十条の三 厚生労働大臣は、第四十四条の十第一項の規定による公表を行ったときから第五十条第一項の規定が廃止されるまでの間、新感染症の性質及び当該新感染症にかかった場合の病状の程度に係る情報その他の必要な情報を収集するため必要があると認めるときは、感染症指定医療機関の管理者その他厚生労働省令で定める者に対し、当該新感染症の所見がある者の検体又は当該新感染症の病原体の全部又は一部の提出を要請することができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による要請をしたときは、その旨を当該要請を受けた者の所在地を管轄する都道府県知事(その所在地が保健所設置市等の区域内にある場合にあつては、その所在地を管轄する保健所設置市等の長。次項及び第五項において同じ。)に通知するものとする。

3 第一項の規定による要請を受けた者は、同項の検体又は病原体の全部又は一部を所持している又は所持することとなつたときは、直ちに、都道府県知事にこれを提出しななければならない。

4 第二項に規定する都道府県知事は、前項の規定により検体又は病原体の提出を受けたときは、直ちに、厚生労働省令で定めるところにより、当該検体又は病原体について検査を実施し、その結果を、電磁的方法により厚生労働大臣(保健所設置市等の長にあつては、厚生労働大臣及び当該保健所設置市等の区域を管轄する都道府県知事)に報告しななければならない。

5 厚生労働大臣は、自ら検査を実施する必要があると認めるときは、都道府県知事に對し、第三項の規定により提出を受けた検体又は病原体の全部又は一部の提出を要請することができる。

6 第二十六条の三第一項及び第三項の規定は、第一項の規定に依り、提出を受ける者について準用する。この場合において、同条第一項中「一類感染症、二類感染症又は新型コロナウイルスエンザ等感染症」とあるのは、「新感染症」と、同項及び同条第三項中「当該各号に定める検体又は感染症」とあるのは、「新感染症」と読み替へるものとする。

(新感染症の所見がある者の退院等の届出)

第五十条の四 厚生労働省令で定める感染症指定医療機関の医師は、第四十六条の規定により入院している新感染症の所見がある者が退院し、又は死亡したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該者について厚生労働省令で定める事項を、電磁的方法により当該感染症指定医療機関の所在地を管轄する都道府県知事及び厚生労働大臣(その所在地が保健所設置市等の区域内にある場合にあつては、その所在地を管轄する保健所設置市等の長、都道府県知事及び厚生労働大臣)に届け出なければならない。

第五十八条第一号中「又は」を、「第四十四条の三の二第三項から第五項まで」に改め、「から第八項まで」の下に「又は第五十条の三第三項から第五項まで」を加え、同条第四号の二中「第三項」の下に「これらの規定を第四十四条の三の二第六項及び第五十条の三第六項において準用する場合を含む。」を加える。

第六十四条第一項中「含む。」の下に、「第四十四条の三の二、第四十四条の三の三、第五十条の三、第五十条の四」を加える。

第六十五条の二中「第八項」を「第七項」に改める。

第六十五条の二中「第十二条第六項」を「第十二条第八項」を「同条第九項」に改め、「第二十六条の三」の下に「第四十四条の三の二第六項において準用する場合を含む。」を、「第二項及び第八項」の下に、「第四十四条の三の二、第四十四条の三の三」を加える。

第七十三条第二項中「第二十六条の三第一項」及び「第二十六条の三第三項」の下に「(第四十四条の三の二第六項及び第五十条の三第六項において準用する場合を含む。)」を、「市町村長の協力」の下に、「第四十四条の三の二第三項若しくは第五項(これらの規定が第四十四条の九第一項の規定に基づく政令によつて準用される場合を含む)若しくは第五十条の三第三項若しくは第五項の規定による検体若しくは病原体の受理、第四十四条の三の二第四項(第四十四条の九第一項の規定に基づく政令によつて準用される場合を含む)若しくは第五十条の三第四項に規定する検査の実施、第四十四条の三の三(第四十四条の九第一項の規定に基づく政令によつて準用される場合を含む)若しくは第五十条の四の規定による届出の受理」を加える。

第七十七条第一号中「第六項又は同条第八項」を「第八項又は同条第十項」に改める。

第三章 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を次のように改正する。

第六章 医療

第六節 医療措置協定等(第三十六条目次中「第六章 医療(第三十七条―第四十四条)」を

第二節 流行初期医療確保措置等(第九章「結核(第五十三条の二―第五十三条の十五)」を「第一節 結核(第五十三条の二―第五十三条の十五)」に、「研究(第五十六条の三十九)」を「研究並びに医薬品の研究開発(第五十六条の三十九―第五十六条の四十九)」に、「第八十三条」を「第八十四条」に改める。

第三条第三項中「推進」の下に「及び当該医薬品の安定供給の確保」を加える。

第六条第三項第六号中「第二十三項第一号」を「第二十五項第一号」に改め、同条第十二項中「第二種感染症指定医療機関」の下に「第一種協定指定医療機関、第二種協定指定医療機関」を加え、同条第二十四項を第二十六項とし、第十七項から第二十三項までを二項ずつ繰り下げ、同条第十六項中「これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む」を削り、同項を同条第十八項とし、同条第十五項の次に次の二項を加える。

16 この法律において「第一種協定指定医療機関」とは、第三十六条の二第一項の規定による通知（同項第一号に掲げる措置をその内容に含むものに限る。）又は第三十六条の三第一項に規定する医療措置協定（同号に掲げる措置をその内容に含むものに限る。）に基づき、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者を入院させ、必要な医療を提供する医療機関として都道府県知事が指定した病院又は診療所をいう。

17 この法律において「第二種協定指定医療機関」とは、第三十六条の二第二項の規定による通知（同項第二号又は第三号に掲げる措置をその内容に含むものに限る。）又は第三十六条の三第一項に規定する医療措置協定（第三十六条の二第二項第一号又は第三号に掲げる措置をその内容に含むものに限る。）に基づき、第四十四条の三の二第二項（第四十四条の九第一項の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。）又は第五十条の三第一項の厚生労働省令で定める医療を提供する医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）次項、第三十八条第二項、第四十二条第一項、第四十四条の三の三第一項及び第五十条の四第一項において同じ。）又は薬局をいう。

第九条第二項第四号を削り、同項第五号中「病原体等に関する」の下に「情報の収集」を加え、同項を同項第四号とし、同項第六号を削り、第七号を第五号とし、第十二号を第十九号とし、同項第十一号中「防止」の下に「、病原体等の検査の実施」を加え、同項を同項第十八号とし、同項第十号を同項第十七号とし、同項第九号中「に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の権利の尊重」を「の予防に関する保健所の体制の確保」に改め、同項を同項第十六号とし、同項第八号中「養成」の下に「及び資質の向上」を加え、同項を同項第十五号とし、同項の次に次の九号を加える。

- 六 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項
- 七 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項
- 八 感染症に係る医療のための医薬品の研究開発の推進に関する事項
- 九 感染症に係る医療を提供する体制の確保その他感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための措置に必要なものとして厚生労働省令で定める体制の確保に係る目標に関する事項

十 第四十四条の三第二項又は第五十条の二第二項に規定する宿泊施設の確保に関する事項
十一 第四十四条の三の二第二項に規定する新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は第五十条の三第一項に規定する新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項
十二 第四十四条の五第一項（第四十四条の八において準用する場合を含む。）、第五十一条の四第二項若しくは第六十三条の三第一項の規定による総合調整又は第五十一条の五第一項、第六十三条の二若しくは第六十三条の四の規定による指示の方針に関する事項
十三 第五十三条の十六第一項に規定する感染症対策物資等の確保に関する事項
十四 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の権利の尊重に関する事項
第九条第三項中「踏まえ」の下に「前項第五号、第六号、第十号、第十一号、第十三号、第十五号、第十六号及び第十八号に掲げる事項（以下この項において「特定事項」という。）については少なくとも三年ごとに、特定事項以外の前項各号に掲げる事項については「基本指針」を「それぞれ」に、「これ」を「基本指針」に改める。

第十条第二項中「予防計画は」を「前項の予防計画は、当該都道府県における」に改め、同項第三号中「防止」の下に「、病原体等の検査の実施」を加え、同項を同項第十二号とし、同項第二号中「地域における」を削り、同項を同項第四号とし、同項の次に次の七号を加える。

- 五 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項
- 六 感染症に係る医療を提供する体制の確保その他感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための措置に必要なものとして厚生労働省令で定める体制の確保に係る目標に関する事項
- 七 第四十四条の三第二項又は第五十条の二第二項に規定する宿泊施設の確保に関する事項
- 八 第四十四条の三の二第二項に規定する新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は第五十条の三第一項に規定する新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項
- 九 第六十三条の三第一項の規定による総合調整又は第六十三条の四の規定による指示の方針に関する事項

十 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項
十一 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項
第十二条第二項第一号の次に次の二号を加える。
二 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する事項
三 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項
第十条第三項中「予防計画」を「第一項の予防計画」に改め、「ほか」の下に「当該都道府県における」を加え、「研究の推進、人材の養成及び」を削り、「普及」の下に「に関する事項」を加え、同項第四項中「、予防計画」を「、当該都道府県が定める予防計画」に改め、同条第六項を同条第九項とし、同条第五項中「及び診療に関する学識経験者の団体」を「保健所を設置する市及び特別区（以下「保健所設置市等」という。）を除く。」に改め、同項を同条第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

- 八 都道府県は、予防計画を定め、又はこれを変更するに当たっては、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第一項に規定する医療計画及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第七条第一項に規定する都道府県行動計画との整合性の確保を図らなければならない。
- 第十條第四項の次に次の二項を加える。
五 厚生労働大臣は、予防計画の作成の手法その他予防計画の作成上重要な技術的事項について、都道府県に対し、必要な助言をすることができる。
六 都道府県は、予防計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、その区域内の感染症の予防に関する施策の整合性の確保及び専門的知見の活用を図るため、あらかじめ、次条第一項に規定する都道府県連携協議会において協議しなければならない。

第十條に次の十項を加える。
十 厚生労働大臣は、都道府県に対し、前項の規定により提出を受けた予防計画について、必要があるとき、助言、勧告又は援助をすることができる。
十一 都道府県は、厚生労働大臣に対し、第二項第六号に掲げる事項の達成の状況を、毎年度、厚生労働省令で定めるところにより、報告しなければならない。
十二 厚生労働大臣は、前項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、厚生労働省令で定めるところにより、その内容を公表するものとする。
第十三項の規定は、第十一項の規定により受けた報告について準用する。
十四 保健所設置市等は、基本指針及び当該保健所設置市等の区域を管轄する都道府県が定める予防計画に即して、予防計画を定めなければならない。

15 前項の予防計画は、当該保健所設置市等における次に掲げる事項について定めるものとする。

一 第二項第一号、第三号、第五号、第八号及び第十号から第十二号までに掲げる事項

二 病原体等の検査の実施体制の確保その他感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための措置に必要なものとして厚生労働省令で定める体制の確保に係る目標に関する事項

第十四項の予防計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、当該保健所設置市等における第二項第二号及び第七号に掲げる事項並びに感染症に関する知識の普及に関する事項について定めるよう努めるものとする。

17 保健所設置市等は、予防計画を定め、又はこれを変更するに当たっては、新型コロナウイルス等対策特別措置法第八條第一項に規定する市町村行動計画との整合性の確保を図らなければならない。

18 第四項から第六項まで及び第九項から第十三項までの規定は、保健所設置市等が定める予防計画について準用する。この場合において、第四項中「基本指針」とあるのは「基本指針又は当該保健所設置市等の区域を管轄する都道府県が定める予防計画」と、第九項中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県に提出しなければならない。この場合において、当該提出を受けた都道府県は、遅滞なく、これを厚生労働大臣」と、第十項及び第十一項中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県」と、同項中「第二項第六号」とあるのは「第十五項第二号」と「ならない」とあるのは「ならない。この場合において、当該報告を受けた都道府県は、速やかに、当該報告の内容を厚生労働大臣に報告しなければならない」と、第十二項中「前項」とあるのは「第十八項において読み替えて準用する前項後段」と読み替えるものとする。

19 医療機関、病原体等の検査を行っている機関及び宿泊施設の管理者は、第一項及び第十四項の予防計画の達成の推進に資するため、地域における必要な体制の確保のために必要な協力をするよう努めなければならない。

第十條の二第一項中「保健所を設置する市又は特別区（以下「保健所設置市等」という。）を「保健所設置市等」に改め、同條第二項中「により」の下に「都道府県及び保健所設置市等が定めた」を加える。

第十二條第二項中「第四十四條の三の二第四項並びに第五十條の三第四項」を「第三十六條の五第四項から第六項まで、第三十六條の八第三項、第四十四條の三の五第四項並びに第五十條の六第四項」に改める。

第十五條第十三項中「第四十四條の三の二第四項及び第五十條の三第四項」を「第四十四條の三の五第四項及び第五十條の六第四項」に改め、同條第十五項中「第四十四條の三の二第一項又は第五十條の三第一項」を「第四十四條の三の五第一項又は第五十條の六第一項」に改める。

第十六條第二項中「第六十三條の四」を「第三十六條の二第一項及び第六十三條の四」に改める。

第十六條の二第一項中「医療機関」の下に「、診療に関する学識経験者の団体」を加える。

第二十六條第二項中「若しくは第二種感染症指定医療機関」を「第二種感染症指定医療機関若しくは第一種協定指定医療機関」に、又は第二種感染症指定医療機関を「第二種感染症指定医療機関又は第一種協定指定医療機関」に改める。

第六章中第三十七條の前に次の二節及び節名を加える。

第一節 医療措置協定等

(公的医療機関等並びに地域医療支援病院及び特定機能病院的医療の提供の義務等)

第三十六條の二 都道府県知事は、新型コロナウイルス等感染症に係る発生等の公表が行われたときから新型コロナウイルス等感染症等と認められなくとも「新型コロナウイルス等感染症等発生等公表期間」というに新型コロナウイルス等感染症等、指定感染症又は新感染症に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずるため、厚生労働省令で定めるところにより、当該都道府県知事が管轄する区域内にある医療法第七條の二第一項各号に掲げる者が開設する医療機関、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人労働者健康安全機構及び国その他の法人が開設する医療機関であつて厚生労働省令で定めるもの（以下「公的医療機関等」という。）

並びに地域医療支援病院（同法第四條第一項の地域医療支援病院をいう。以下同じ。）及び特定機能病院（同法第四條の二第二項の特定機能病院をいう。以下同じ。）の管理者に対し、次に掲げる措置のうち第五号までに掲げる措置にあつては、新型コロナウイルス等感染症、指定感染症又は新感染症に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずるものとして、厚生労働省令で定めるものに限る。）及び当該措置に要する費用の負担の方法その他の厚生労働省令で定める事項について、通知するものとする。

一 新型コロナウイルス等感染症若しくは指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者を入院させ、必要な医療を提供すること。

二 新型コロナウイルス等感染症若しくは指定感染症の疑似症患者若しくは当該感染症にかかっているに疑うに足りる正当な理由のある者又は新感染症にかかっていると疑われる者若しくは当該新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者の診療を行うこと。

三 第四十四條の三の二第一項（第四十四條の九第一項の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。）又は第五十條の三第一項の厚生労働省令で定める医療を提供すること及び第四十四條の三第二項（第四十四條の九第一項の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。）又は第五十條の二第二項の規定により新型コロナウイルス等感染症若しくは指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者の体温その他の健康状態の報告を求めること。

四 前三号に掲げる措置を講ずる医療機関に代わつて新型コロナウイルス等感染症若しくは指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者以外の患者に対し、医療を提供すること。

五 第四十四條の四の二第一項に規定する新型コロナウイルス等感染症医療担当従事者、同項に規定する新型コロナウイルス等感染症予防等業務関係者、第四十四條の八において読み替えて準用する同項に規定する指定感染症医療担当従事者、同条において読み替えて準用する同項に規定する指定感染症予防等業務関係者、第五十一條の二第一項に規定する新感染症医療担当従事者又は同項に規定する新感染症予防等業務関係者を確保し、医療機関その他の機関に派遣すること。

六 その他厚生労働省令で定める措置を実施すること。

2 公的医療機関等並びに地域医療支援病院及び特定機能病院的医療の管理者は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知に基づく措置を講じなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による通知をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通知の内容を公表するものとする。

(医療機関の協定の締結等)

第三十六條の三 都道府県知事は、新型コロナウイルス等感染症等発生等公表期間に新型コロナウイルス等感染症、指定感染症又は新感染症に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずるため、当該都道府県知事が管轄する区域内にある医療機関の管理者と協議し、合意が成立したときは、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項をその内容に含む協定（以下「医療措置協定」という。）を締結するものとする。

一 前条第一項各号に掲げる措置のうち新型コロナウイルス等感染症等発生等公表期間において当該医療機関が講ずべきもの

二 第五十三條の十六第一項に規定する個人防護具の備蓄の実施について定める場合にあつては、その内容

三 前二号の措置に要する費用の負担の方法

四 医療措置協定の有効期間

五 医療措置協定に違反した場合の措置

六 その他医療措置協定の実施に関し必要な事項として厚生労働省令で定めるもの

2 前項の規定による協定を求められた医療機関の管理者は、その求めに応じなければならない。

3 都道府県知事は、医療機関の管理者と医療措置協定を締結することについて第一項の規定による協定が調われないときは、医療法第七十二條第一項に規定する都道府県医療審議会の意見を聴くことができる。

4 都道府県知事及び医療機関の管理者は、前項の規定による都道府県医療審議会の意見を尊重しななければならない。

5 都道府県知事は、医療措置協定を締結したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該医療措置協定の内容を公表するものとする。

6 前各項に定めるもののほか、医療措置協定の締結に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。(都道府県知事の指示等)

第三十六条の四 都道府県知事は、公的医療機関等の管理者が、正当な理由がなく、次に掲げる措置を講じていないと認めるときは、当該管理者に対し、当該措置をとるべきことを指示することができる。

一 第三十六条の二第一項の規定に基づく措置

二 当該医療機関等が医療措置協定を締結している場合にあつては、当該医療措置協定に基づく措置

2 都道府県知事は、医療機関（公的医療機関等を除く。以下この条において同じ。）の管理者が、正当な理由がなく、次に掲げる措置を講じていないと認めるときは、当該管理者に対し、当該措置をとるべきことを勧告することができる。

一 第三十六条の二第一項の規定に基づく措置

二 当該医療機関が医療措置協定を締結している場合にあつては、当該医療措置協定に基づく措置

3 都道府県知事は、医療機関の管理者が、正当な理由がなく、前項の規定による勧告に従わない場合において必要があると認めるときは、当該管理者に対し、必要な指示をすることができる。

4 都道府県知事は、第一項又は前項の規定による指示をした場合において、これらの指示を受けた公的医療機関等又は医療機関の管理者が、正当な理由がなく、これに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

(医療措置協定に基づく措置の実施の状況の報告等)

第三十六条の五 都道府県知事は、必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、公的医療機関等又は地域医療支援病院若しくは特定機能病院の管理者に対し、次に掲げる事項について報告を求めることができる。

一 第三十六条の二第一項の規定に基づく措置の実施の状況及び当該措置に係る当該医療機関の運営の状況その他の事項

二 当該医療機関が医療措置協定を締結している場合にあつては、当該医療措置協定に基づく措置の実施の状況及び当該措置に係る当該医療機関の運営の状況その他の事項

2 都道府県知事は、必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、医療措置協定を締結した医療機関（前項に規定する医療機関を除く。）の管理者に対し、当該医療措置協定に基づく措置の実施の状況及び当該措置に係る当該医療機関の運営の状況その他の事項について報告を求めることができる。

3 医療機関の管理者は、前二項の規定による都道府県知事からの報告の求めがあつたときは、正当な理由がある場合を除き、速やかに、第一項各号に掲げる事項又は前項に規定する事項を報告しなければならない。

4 前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、当該報告の内容を、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて厚生労働省令で定めるものをいう。次項及び第六項において同じ。）により厚生労働大臣に報告するとともに、公表しなければならない。

5 第三項の規定による報告をすべき医療機関（厚生労働省令で定める感染症指定医療機関に限る。）の管理者は、電磁的方法であつて、当該報告の内容を前項の規定による報告をすべき者及び当該報告を受けるべき者が閲覧することができるものにより当該報告を行わなければならない。

6 第三項の規定による報告をすべき医療機関（前項の厚生労働省令で定める感染症指定医療機関を除く。）の管理者は、電磁的方法であつて、当該報告の内容を第四項の規定による報告をすべき者及び当該報告を受けるべき者が閲覧することができるものにより当該報告を行うよう努めなければならない。

7 第三項の規定による報告をすべき医療機関の管理者が、前二項に規定する方法により報告を行ったときは、当該報告を受けた都道府県知事は、第四項の規定による報告を行ったものとみなす。

8 厚生労働大臣は、第四項の規定による報告（前項の規定により報告を行ったものとみなされた場合を含む。次項、第四十四条の四の二第四項及び第五十一条の二第四項において同じ。）を受けた都道府県知事に対し、必要な助言又は援助をすることができる。

9 厚生労働大臣は、第四項の規定による報告を受けたとき、又は前項の規定による助言若しくは援助をしたときは、必要に応じ、厚生労働省令で定めるところにより、その内容を公表するものとする。

(病原体等の検査を行っている機関等の協定の締結等)

第三十六条の六 都道府県知事は、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間に新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症に係る検査を提供する体制の確保、宿泊施設の確保その他の必要な措置を迅速かつ適確に講ずるため、病原体等の検査を行っている機関、宿泊施設その他厚生労働省令で定める機関又は施設（以下「病原体等の検査を行っている機関等」という。）の管理者と協議し、合意が成立したときは、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項をその内容に含む協定（以下「検査等措置協定」という。）を締結するものとする。

一 次のイからハまでに掲げる病原体等の検査を行っている機関等の区分に応じ、当該病原体等の検査を行っている機関等が新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において講ずべき措置として、当該イからハまでに定めるもの

イ 病原体等の検査を行っている機関 新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の疑似症患者若しくは当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者若しくは新感染症にかかっていると疑われる者若しくは当該新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者の検体を採取すること又は当該検体について検査を実施すること。

ロ 宿泊施設 第四十四条の三第二項又は第五十条の二第二項に規定する宿泊施設を確保すること。

ハ イ及びロに掲げるもの以外の機関又は施設 厚生労働省令で定める措置を実施すること。

二 第五十三条の十六第一項に規定する個人防護具の備蓄の実施について定める場合にあつては、その内容

三 前二号の措置に要する費用の負担の方法

四 検査等措置協定の有効期間

五 検査等措置協定に違反した場合の措置

六 その他検査等措置協定の実施に関し必要な事項として厚生労働省令で定めるもの

2 都道府県知事は、検査等措置協定を締結したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該検査等措置協定の内容を公表するものとする。

3 前二項に定めるもののほか、検査等措置協定の締結に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。(都道府県知事等の指示等)

第三十六条の七 都道府県知事は、検査等措置協定を締結した病原体等の検査を行っている機関等の管理者が、正当な理由がなく、当該検査等措置協定に基づく措置を講じていないと認めるときは、当該管理者に対し、当該措置をとるべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事等は、病原体等の検査を行っている機関等の管理者が、正当な理由がなく、前項の規定による勧告に従わない場合において必要があると認めるときは、当該管理者に対し、必要な指示をすることができる。

3 都道府県知事等は、前項の規定による指示をした場合において、当該指示を受けた病原体等の検査を行っている機関等の管理者が、正当な理由がなく、これに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(検査等措置協定に基づく措置の実施の状況の報告等)

第三十六条の八 都道府県知事等は、必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、検査等措置協定を締結した病原体等の検査を行っている機関等の管理者に対し、当該検査等措置協定に基づく措置の実施の状況及び当該措置に係る当該病原体等の検査を行っている機関等の運営の状況その他の事項について報告を求めることができる。

2 病原体等の検査を行っている機関等の管理者は、前項の規定による都道府県知事等からの報告の求めがあったときは、正当な理由がある場合を除き、速やかに、同項に規定する事項を報告しなければならない。

3 前項の規定による報告を受けた都道府県知事は厚生労働大臣に対し、当該報告を受けた保健所設置市等の長は都道府県知事に対し、当該報告の内容を、それぞれ電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法)であつて厚生労働省令で定めるものをいう)により報告するとともに、公表しなければならない。この場合において、当該報告を受けた都道府県知事は、速やかに、当該報告の内容を厚生労働大臣に報告しなければならない。

4 厚生労働大臣は都道府県知事に対し、都道府県知事は保健所設置市等の長に対し、それぞれ前項の規定による報告を受けた第一項に規定する事項について、必要があると認めるときは、必要な助言又は援助をすることができる。

5 厚生労働大臣は、第三項の規定による報告を受けたとき、又は前項の規定による助言若しくは援助をしたときは、必要に応じ、厚生労働省令で定めるところにより、その内容を公表するものとする。

第二節 流行初期医療確保措置等

(流行初期医療確保措置)

第三十六条の九 都道府県知事は、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われた日の属する月から政令で定める期間が経過する日の属する月までの期間において、当該都道府県の区域内にある医療機関が第三十六条の二第一項第一号又は第二号に掲げる措置であつて、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症の発生後の初期の段階から当該感染症に係る医療を提供する体制を迅速かつ適確に構築するための措置として厚生労働省令で定める基準を満たすもの(以下この項及び次条において「医療協定等措置」という)を講じたと認められる場合であつて、当該医療機関(以下「対象医療機関」という)が医療協定等措置を講じたことと認められる日の属する月における当該対象医療機関の診療報酬の額として政令で定めるところにより算定した額が、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表前の政令で定める月における当該対象医療機関の診療報酬の額として政令で定めるところにより算定した額を下回つた場合には、当該対象医療機関に対し、当該感染症の流行初期における医療の確保に要する費用(以下「流行初期医療の確保に要する費用」という)を支給する措置(以下「流行初期医療確保措置」という)を行うものとする。

2 都道府県知事は、前項の規定による流行初期医療確保措置に係る事務を社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という)又は国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という)に委託することができる。

(流行初期医療の確保に要する費用の額)

第三十六条の十 流行初期医療の確保に要する費用の額は、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われた日の属する月から前条第一項の政令で定める期間が経過する日の属する月までの期間において、対象医療機関が医療協定等措置を講じたことと認められる日の属する月における当該対象医療機関の診療報酬の額として同項の政令で定めるところにより算定した額と同項の政令で定める月における当該対象医療機関の診療報酬の額として同項の政令で定めるところにより算定した額との差額として政令で定めるところにより算定した額とする。

(費用の支弁)

第三十六条の十一 都道府県は、流行初期医療確保措置に要する費用及び流行初期医療確保措置に関する事務の執行に要する費用を支弁する。

(国の交付金)

第三十六条の十二 国は、政令で定めるところにより、都道府県に対し、流行初期医療確保措置に要する費用の八分の三に相当する額を交付する。

(流行初期医療確保交付金)

第三十六条の十三 都道府県が第三十六条の十一の規定により支弁する流行初期医療確保措置に要する費用の二分の一に相当する額については、政令で定めるところにより、支払基金が当該都道府県に対して交付する流行初期医療確保交付金をもつて充てる。

2 前項の流行初期医療確保交付金は、次条第一項の規定により支払基金が徴収する流行初期医療確保拠出金をもつて充てる。

(流行初期医療確保拠出金の徴収及び納付義務)

第三十六条の十四 支払基金は、第三十六条の二十五第一項各号(第三号及び第四号を除く。)に掲げる業務に要する費用に充てるため、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われた日の属する月から第三十六条の九第一項の政令で定める期間が経過する日の属する月までの期間において、流行初期医療確保措置が実施された月ごとに、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第七條第二項に規定する保険者(国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)の定めるところにより都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険にあっては、都道府県)及び高齢者の医療の確保に関する法律第四十八條に規定する後期高齢者医療広域連合(以下「保険者等」という)から流行初期医療確保拠出金を徴収する。

2 支払基金は、第三十六条の二十五第一項各号(第三号及び第四号を除く。)に掲げる業務に関する事務の処理に要する費用に充てるため、年度ごとに、保険者等から流行初期医療確保関係事務費拠出金を徴収する。

3 保険者等は、流行初期医療確保拠出金及び流行初期医療確保関係事務費拠出金(以下「流行初期医療確保拠出金等」という)を納付する義務を負う。

(流行初期医療確保拠出金の額)

第三十六条の十五 前条第一項の規定により保険者等から徴収する流行初期医療確保拠出金の額は、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われた日の属する月から第三十六条の九第一項の政令で定める期間が経過する日の属する月までの期間において、流行初期医療確保措置が実施された月における流行初期医療確保措置に要する費用の二分の一に相当する額を基礎として、厚生労働省令で定めるところにより算定した保険者等に係る対象医療機関に対する診療報酬の支払額の割合に応じ、厚生労働省令で定めるところにより算定した額とする。

(流行初期医療確保関係事務費拠出金の額)

第三十六条の十六 第三十六条の十四第二項の規定により保険者等から徴収する流行初期医療確保関係事務費拠出金の額は、毎年度における第三十六条の二十五第一項各号(第三号及び第四号を除く。)に掲げる業務に関する事務の処理に要する費用の見込額を基礎として、厚生労働省令で定めるところにより算定した当該年度における保険者等に係る高齢者の医療の確保に関する法律第七條第四項に規定する加入者及び同法第五十條に規定する後期高齢者医療の被保険者の見込数に応じ、厚生労働省令で定めるところにより算定した額とする。

(保険者の合併等の場合における流行初期医療確保拠出金の額の特例)

第三十六条の十七 合併又は分割により成立した保険者(高齢者の医療の確保に関する法律第七條第二項に規定する保険者をいう。以下この条において同じ)、合併又は分割後存続する保険者及び解散した保険者の権利義務を承継した保険者に係る流行初期医療確保拠出金等の額の算定の特例については、政令で定める。

(流行初期医療確保拠出金等の決定、通知等)

第三十六条の十八 支払基金は、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われた日の属する月から第三十六条の九第一項の政令で定める期間が経過する日までの期間において、流行初期医療確保措置が実施された月ごとに、保険者等が納付すべき流行初期医療確保拠出金の額を決定し、当該保険者等に対し、当該保険者等が納付すべき流行初期医療確保拠出金の額、納付の方法及び納付すべき期限その他必要な事項を通知しなければならない。

2 支払基金は、年度ごとに、保険者等が納付すべき流行初期医療確保関係事務費拠出金の額を決定し、当該保険者等に対し、当該保険者等が納付すべき流行初期医療確保関係事務費拠出金の額、納付の方法及び納付すべき期限その他必要な事項を通知しなければならない。

3 前二項の規定により流行初期医療確保拠出金等の額が定められた後、流行初期医療確保拠出金の額を変更する必要があるときは、支払基金は、当該保険者等が納付すべき流行初期医療確保拠出金等の額を変更し、当該保険者等に対し、変更後の流行初期医療確保拠出金等の額を通知しなければならない。

4 支払基金は、保険者等が納付した流行初期医療確保拠出金等の額(以下この項において「納付した額」という。)が前項の規定による変更後の流行初期医療確保拠出金等の額(以下この項において「変更後の額」という。)に満たない場合には、その不足する額について、前項の規定による通知とともに納付の方法及び納付すべき期限その他必要な事項を通知し、納付した額が変更後の額を超える場合には、その超える額について、未納の流行初期医療確保拠出金等があるときはこれを還付し、なお残余があれば還付し、未納の流行初期医療確保拠出金等がないときはこれを還付しなければならない。

(督促及び滞納処分)

第三十六条の十九 支払基金は、保険者等が、納付すべき期限までに流行初期医療確保拠出金等を納付しないときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

2 支払基金は、前項の規定により督促をするときは、当該保険者等に対し、督促状を発する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して十日以上経過した日でなければならない。

3 支払基金は、第一項の規定による督促を受けた保険者等がその指定期限までにその督促に係る流行初期医療確保拠出金等及び次条の規定による延滞金を完納しないときは、政令で定めるところにより、その徴収を、厚生労働大臣又は都道府県知事に請求するものとする。

4 前項の規定による徴収の請求を受けたときは、厚生労働大臣又は都道府県知事は、国税滞納処分の例により処分することができる。

(延滞金)

第三十六条の二十 前条第一項の規定により流行初期医療確保拠出金等の納付を督促したときは、支払基金は、その督促に係る流行初期医療確保拠出金等の額につき年十四・五パーセントの割合で、納付期日の翌日からその完納又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収する。ただし、その督促に係る流行初期医療確保拠出金等の額が千円未満であるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、流行初期医療確保拠出金等の額の一部につき納付があったときは、その納付の日以降の期間に係る延滞金の額の計算の基礎となる流行初期医療確保拠出金等の額は、その納付のあった流行初期医療確保拠出金等の額を控除した額とする。

3 延滞金の計算において、前二項の流行初期医療確保拠出金等の額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

4 前三項の規定によって計算した延滞金の額に百円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

5 延滞金は、次の各号のいずれかに該当する場合には、徴収しない。ただし、第三号の場合には、その執行を停止し、又は猶予した期間に対応する部分の金額に限る。

一 督促状に指定した期限までに流行初期医療確保拠出金等を完納したとき。

二 延滞金の額が百円未満であるとき。

三 流行初期医療確保拠出金等について滞納処分の執行を停止し、又は猶予したとき。

四 流行初期医療確保拠出金等を納付しないことについてやむを得ない理由があると認められるとき。

(納付の猶予)

第三十六条の二十一 支払基金は、やむを得ない事情により、保険者等が流行初期医療確保拠出金等を納付することが著しく困難であると認められるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該保険者等の申請に基づき、厚生労働大臣の承認を受けて、その納付すべき期限から一年以内の期間を限り、その一部の納付を猶予することができる。

2 支払基金は、前項の規定による猶予をしたときは、その旨、その猶予に係る流行初期医療確保拠出金等の額、猶予期間その他必要な事項を保険者等に通知しなければならない。

3 支払基金は、第一項の規定による猶予をしたときは、その猶予期間内は、その猶予に係る流行初期医療確保拠出金等につき新たに第三十六条の十九第一項の規定による督促及び同条第三項の規定による徴収の請求をすることができない。

(報告の徴収等)

第三十六条の二十二 厚生労働大臣又は都道府県知事は、保険者等に対し、流行初期医療確保拠出金等の額の算定に関して必要があると認めるときは、その業務に関する報告を徴し、又は当該職員に实地にその状況を検査させることができる。

2 第三十五条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による検査について準用する。

(流行初期医療の確保に要する費用の返納)

第三十六条の二十三 対象医療機関は、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われた日の属する月から第三十六条の九第一項の政令で定める期間が経過する日までの期間において、流行初期医療確保措置が実施された月における当該対象医療機関の診療報酬及び流行初期医療の確保に要する費用に係る収入その他政令で定める合計額が、同項の政令で定める月における当該対象医療機関の診療報酬の額として同項の政令で定めるところにより算定した額を上回った場合には、その差額として政令で定める額(以下この条及び第三十六条の二十五第一項第四号において「返納金」という。)を都道府県に返納しなければならない。

2 前項の規定により返納金が返納された場合には、都道府県は、当該返納金の合計の八分の三に相当する額を国に返還するとともに、当該返納金の合計の二分の一に相当する額を第三十六条の十四第一項の規定により保険者等から徴収した流行初期医療確保拠出金の額に応じて保険者等に還付しなければならない。

3 都道府県は、第一項の規定による返納金に係る事務及び前項の規定による保険者等への還付に係る事務を支払基金又は国保連合会に委託することができる。

4 第三十六条の十九から前条までの規定は、第一項に規定する流行初期医療の確保に要する費用の返納について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(流行初期医療の確保に要する費用の返還)

第三十六条の二十四 都道府県知事は、第三十六条の四第一項又は第三項の規定による指示をした場合において、これらの指示を受けた対象医療機関の管理者が、正当な理由がなく、これに従わなかったときは、当該対象医療機関に対し、既に交付した流行初期医療の確保に要する費用の全部又は一部の返還を命ずることができる。

2 第三十六条の十九から第三十六条の二十二まで並びに前条第二項及び第三項の規定は、前項に規定する流行初期医療の確保に要する費用の返還について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(支払基金の業務)

第三十六条の二十五 支払基金は、社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第百二十九号)第十五条に規定する業務のほか、第一条に規定する目的を達成するため、次に掲げる業務(以下「流行初期医療確保措置関係業務」という。)を行う。

- 一 保険者等から流行初期医療確保拠出金等を徴収すること。
- 二 都道府県に対し、流行初期医療確保交付金を交付すること。
- 三 第三十六条の九第二項の規定により都道府県知事から委託された流行初期医療確保措置に係る事務を行うこと。
- 四 第三十六条の二十三第三項(前条第二項において準用する場合を含む。)の規定により都道府県から委託された返納金の返納に係る事務及び保険者等への還付に係る事務並びに流行初期医療の確保に要する費用の返還に係る事務を行うこと。
- 五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 支払基金は、厚生労働大臣の認可を受けて、流行初期医療確保措置関係業務の一部を国保連合会その他厚生労働省令で定める者に委託することができる。

(業務方法書)

第三十六条の二十六 支払基金は、流行初期医療確保措置関係業務に関し、当該業務の開始前に、業務方法書を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更するときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、厚生労働省令で定める。

(報告等)

第三十六条の二十七 支払基金は、保険者等に対し、毎年度、加入者数その他の厚生労働省令で定める事項に関する報告を求めるほか、第三十六条の二十五第一項第一号に掲げる業務に関し必要があると認めるときは、文書その他の物件の提出を求めることができる。

(区分経理)

第三十六条の二十八 支払基金は、流行初期医療確保措置関係業務に係る経理については、その他の業務に係る経理と区分して、特別の会計を設けて行わなければならない。

(予算等の認可)

第三十六条の二十九 支払基金は、流行初期医療確保措置関係業務に関し、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更するときも、同様とする。

(財務諸表等)

第三十六条の三十 支払基金は、流行初期医療確保措置関係業務に関し、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に厚生労働大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 支払基金は、前項の規定により財務諸表を厚生労働大臣に提出するときは、厚生労働省令で定めるところにより、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

3 支払基金は、第一項の規定による厚生労働大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表又はその要旨を官報に公告し、かつ、財務諸表及び附属明細書並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見書を、主たる事務所に備えて置き、厚生労働省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第三十六条の三十一 支払基金は、流行初期医療確保措置関係業務に関し、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を理め、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 支払基金は、流行初期医療確保措置関係業務に関し、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は繰越欠損金として整理しなければならない。

3 支払基金は、予算をもって定める金額に限り、第一項の規定による積立金を第三十六条の二十五第一項第二号から第四号までに掲げる業務に要する費用に充てることができる。

(借入金及び債券)

第三十六条の三十二 支払基金は、流行初期医療確保措置関係業務に関し、厚生労働大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は債券を発行することができる。

2 前項の規定による長期借入金及び債券は、二年以内に償還しなければならない。

3 第一項の規定による短期借入金及び債券は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、厚生労働大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

4 前項ただし書の規定により借り換えられた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

5 支払基金は、第一項の規定による債券を発行する場合には、割引の方法によることができる。

6 第一項の規定による債券の債権者は、支払基金の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

7 前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

8 支払基金は、厚生労働大臣の認可を受けて、第一項の規定による債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

9 会社法(平成十七年法律第八十六号)第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

10 第一項、第二項及び第五項から前項までに定めるもののほか、第一項の債券に関し必要な事項は、政令で定める。

(政府保証)

第三十六条の三十三 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内で、支払基金による流行初期医療確保交付金の円滑な交付及び第三十六条の二十五第一項第三号に掲げる事務の実施のために必要があると認めるときは、前条の規定による支払基金の長期借入金、短期借入金又は債券に係る債務について、必要と認められる期間の範囲において、保証することができる。

(余裕金の運用)

第三十六条の三十四 支払基金は、次の方法によるほか、流行初期医療確保措置関係業務に係る業務上の余裕金を運用してはならない。

- 一 国債その他厚生労働大臣が指定する有価証券の保有
- 二 銀行その他厚生労働大臣が指定する金融機関への預金
- 三 信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。)への金銭信託

(協議)

第三十六条の三十五 厚生労働大臣は、次の場合には、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

- 一 第三十六条の三十二第一項、第三項ただし書又は第八項の認可をしようとするとき。
- 二 前条第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

(厚生労働省令への委任)

第三十六条の三十六 この節に定めるもののほか、流行初期医療確保措置関係業務に係る支払基金の財務及び会計に必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(報告の徴収等)

第三十六條の三十七 厚生労働大臣又は都道府県知事は、支払基金又は第三十六條の二十五第二項の規定による委託を受けた者(以下この項及び第七十七條第二項において「受託者」という。)について、流行初期医療確保措置関係業務に関し必要があると認めるときは、その業務又は財産の状況に関する報告を徴し、又は当該職員に実地にその状況を調査させることができる。ただし、受託者に対しては、当該受託業務の範囲内に限る。

2 第三十五條第二項及び第三項の規定は、前項の規定による検査について準用する。

3 都道府県知事は、支払基金につき流行初期医療確保措置関係業務に関し社会保険診療報酬支払基金法第二十九條の規定による処分が行われる必要があると認めるとき、又は支払基金の理事長理事若しくは監事につき流行初期医療確保措置関係業務に関し同法第二十一條第二項若しくは第三項の規定による処分が行われる必要があると認めるときは、理由を付して、その旨を厚生労働大臣に通知しなければならない。

(社会保険診療報酬支払基金法の適用の特例)

第三十六條の三十八 流行初期医療確保措置関係業務は、社会保険診療報酬支払基金法第三十二條第二項の規定の適用については、同法第十五條に規定する業務とみなす。

(審査請求)

第三十六條の三十九 この法律に基づく支払基金の処分又はその不作為に不服のある者は、厚生労働大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、厚生労働大臣は、行政不服審査法第二十五條第二項及び第三項、第四十六條第一項及び第二項、第四十七條並びに第四十九條第三項の規定の適用については、支払基金の上級行政庁とみなす。

(厚生労働省令への委任)
第三十六條の四十 この節に定めるもののほか、流行初期医療確保措置に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第三節 入院患者の医療等

第三十七條第二項中(明治二十九年法律第八十九号)を削る。

第三十八條第二項中「第二種感染症指定医療機関」の下に、「第一種協定指定医療機関、第二種協定指定医療機関」を加え、「結核指定医療機関」については、病院を「第一種協定指定医療機関」に改め、第六條第十六項の政令で定めるものを含む。」を削り、同条第九項中「第七項」を「第九項」に改め、第二種感染症指定医療機関の下に、「第一種協定指定医療機関、第二種協定指定医療機関」を加え、同項を同条第十一項とし、同条第八項中「第二種感染症指定医療機関」の下に、「第一種協定指定医療機関、第二種協定指定医療機関」を加え、同項を同条第十項とし、同条第七項を同条第九項とし、同条第六項の次に次の二項を加える。

7 第一種協定指定医療機関は、第三十七條第一項各号に掲げる医療のうち新型コロナウイルス感染症及び指定感染症の患者並びに新感染症の所見がある者に係る医療について、厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が行う指導に従わなければならない。

8 第二種協定指定医療機関は、第四十四條の三の二第一項(第四十四條の九第一項の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。)又は第五十條の三第一項の厚生労働省令で定める医療について、厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が行う指導に従わなければならない。

第三十九條第一項中(昭和三十三年法律第九十二号)及び(昭和五十七年法律第八十号)を削る。

第四十條第五項中(昭和二十三年法律第二百二十九号)を削り、同条第六項中「社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会」を「支払基金、国保連合会」に改める。

第四十二條第一項中「第六條第十六項の政令で定めるものを含む。」を削る。

第四十四條中「この章」を「この節」に改める。

第四十四條の三第二項中「定めるものに限る」の下に、「次条第一項において同じ」を加え、「第八項」を「第十一項及び同条第一項」に改め、同条中第八項を第十一項とし、第四項から第七項までを三項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の三項を加える。

4 都道府県知事は、第一項の規定による報告の求めについて、当該都道府県知事が適当と認める者に対し、その実施を委託することができる。

5 都道府県知事は、第二項の規定による報告の求めについて、第二種協定指定医療機関(第三十六條の三第二項の規定による通知(同項第三号に掲げる措置をその内容に含むものに限る。))又は医療措置協定(同号に掲げる措置をその内容に含むものに限る。)に基づく措置を講ずる医療機関に限る。その他当該都道府県知事が適当と認める者に対し、その実施を委託することができる。

6 前二項の規定により委託を受けた者は、第一項又は第二項の規定による報告の内容を当該委託をした都道府県知事に報告しなければならない。

第四十四條の三の三を第四十四條の三の六とし、第四十四條の三の二を第四十四條の三の五とし、第四十四條の三の次に次の三條を加える。

(新型コロナウイルス感染症外出自粛対象者の医療)

第四十四條の三の二 都道府県は、厚生労働省令で定める場合を除き、その区域内に居住する前条第二項の規定により宿泊施設若しくは居宅若しくはこれに相当する場所から外出しないことの協力(以下「新型コロナウイルス感染症患者の協力」という。)又はその保護者から申請があったときは、当該新型コロナウイルス感染症患者が第二種協定指定医療機関から受ける厚生労働省令で定める医療に要する費用を負担する。

2 第三十七條第二項の規定は前項の負担について、同条第四項の規定は前項の申請について、第三十九條から第四十一條まで及び第四十三條の規定は同項の場合について、それぞれ準用する。

(新型コロナウイルス感染症外出自粛対象者の緊急時等の医療に係る特例)
第四十四條の三の三 都道府県は、厚生労働省令で定める場合を除き、その区域内に居住する新型コロナウイルス感染症患者以外の病院若しくは診療所又は薬局から前条第一項の厚生労働省令で定める医療を受けた場合においては、その医療に要した費用につき、当該新型コロナウイルス感染症患者が第二種協定指定医療機関以外の病院若しくは診療所又は薬局から前条第一項の厚生労働省令で定める医療を受けた場合又はその保護者の申請により、同項の規定によって負担する額の例により算定した額の療養費を支給することができる。当該新型コロナウイルス感染症患者が第二種協定指定医療機関から同項の厚生労働省令で定める医療を受けた場合において、当該医療が緊急その他やむを得ない理由により同項の申請をしないで行われたものであるときも、同様とする。

2 第三十七條第四項の規定は、前項の申請について準用する。

3 第一項の療養費は、当該新型コロナウイルス感染症外出自粛対象者が当該医療を受けた当時それが必要であったと認められる場合に限り、支給するものとする。

(厚生労働省令への委任)
第四十四條の三の四 前二條に規定するもののほか、第四十四條の三の二第一項の申請の手続その他この章で規定する費用の負担に關して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第四十四條の四の次に次の二條を加える。

(他の都道府県知事等による応援等)
第四十四條の四の二 都道府県知事は、第四十四條の二第一項の規定による公表が行われたときから同条第三項の規定による公表が行われるまでの間、当該都道府県知事の行う新型コロナウイルス感染症患者に対する医療を担当する医師、看護師その他の医療従事者(以下この条及び次条において「新型コロナウイルス感染症医療担当者」という。)又は当該都道府県知事の行う当該感染症の発生を予防し、及びそのまん延を防止するための医療を提供する体制の確保に係る業務に従事する医師、看護師その他の医療関係者(以下「新型コロナウイルス感染症医療担当者」という。)の確保に係る応援を他の都道府県知事に対し求めることができる。

2 都道府県知事は、第四十四条の二第一項の規定による公表が行われたときから同条第三項の規定による公表が行われるまでの間、次の各号のいずれにも該当するときは、厚生労働大臣に対し、新型コロナウイルス感染症医療担当従事者の確保に係る他の都道府県知事による応援について調整を行うよう求めることができる。

一 当該都道府県において、第三十六条の二第一項の規定による通知（同項第五号に掲げる措置をその内容に含むものに限る。）に基づく措置及び医療措置協定（同号に掲げる措置をその内容に含むものに限る。）を締結した医療機関が行う当該医療措置協定に基づく措置が適切に講じられてもなお新型コロナウイルス感染症医療担当従事者の確保が困難であり、当該都道府県における医療の提供に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認めるとき。

二 新型コロナウイルス感染症の発生の状況及び動向その他の事情による他の都道府県における医療の需給に比して、当該都道府県における医療の需給が逼迫し、又は逼迫するおそれがあると認めるとき。

三 前項の規定による求めのみによつては新型コロナウイルス感染症医療担当従事者の確保に係る他の都道府県知事による応援が円滑に実施されないと認めるとき。

四 その他厚生労働省令で定める基準を満たしていること。

3 前項の規定によるほか、都道府県知事は、第四十四条の二第一項の規定による公表が行われたときから同条第三項の規定による公表が行われるまでの間、新型コロナウイルス感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため特に必要があると認め、かつ、第一項の規定による求めのみによつては新型コロナウイルス感染症予防等業務関係者の確保に係る他の都道府県知事による応援が円滑に実施されないと認めるときは、厚生労働大臣に対し、新型コロナウイルス感染症予防等業務関係者の確保に係る他の都道府県知事による応援を行うよう求めることができる。

4 厚生労働大臣は、前二項の規定により都道府県知事から応援の求めがあった場合において、全国的な新型コロナウイルス感染症の発生の状況及び動向その他の事情並びに第三十六条の五第四項の規定による報告の内容その他の事項を総合的に勘案し特に必要があると認めるときは、当該都道府県知事以外の都道府県知事に、当該都道府県知事の行う新型コロナウイルス感染症医療担当従事者又は新型コロナウイルス感染症予防等業務関係者の確保に係る応援を求めることができる。

5 前項の規定によるほか、厚生労働大臣は、第四十四条の二第一項の規定による公表を行ったときから同条第三項の規定による公表を行うまでの間、全国的な新型コロナウイルス感染症の発生の状況及び動向その他の事情を総合的に勘案し、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため、広域的な人材の確保に係る応援の調整の緊急の必要があると認めるときは、第二項又は第三項の規定による応援の求めがない場合であっても、都道府県知事に対し、新型コロナウイルス感染症医療担当従事者又は新型コロナウイルス感染症予防等業務関係者の確保に係る応援を求めることができる。

6 厚生労働大臣は、第四十四条の二第一項の規定による公表を行ったときから同条第三項の規定による公表を行うまでの間、全国的な新型コロナウイルス感染症の発生の状況及び動向その他の事情を総合的に勘案し、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため、その事態に照らし、広域的な人材の確保に係る応援について特に緊急の必要があると認めるときは、公的医療機関等その他厚生労働省令で定める医療機関に対し、厚生労働省令で定めるところにより、新型コロナウイルス感染症医療担当従事者又は新型コロナウイルス感染症予防等業務関係者の確保に係る応援を求めることができる。この場合において、応援を求められた医療機関は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

(他の都道府県知事等の応援を受けた場合の応援に要する費用の負担)
第四十四条の四の三 前条の規定により他の都道府県知事又は公的医療機関等その他同条第六項の厚生労働省令で定める医療機関による新型コロナウイルス感染症医療担当従事者又は新型コロナウイルス感染症予防等業務関係者の確保に係る応援を受けた都道府県は、当該応援に要した費用を負担しなければならない。

第四十四条の五第五項中「平成二十四年法律第三十一号」を削る。
第四十四条の八中「第四十四条の五」を「第四十四条の四の二から第四十四条の五までの二」、
第四十四条の五第一項を「第四十四条の四の二第一項から第三項まで、第五項及び第六項並びに第四十四条の五第二項」とし、「第四十四条の七第一項」とし、「第四十四条の七第二項」とし、
第四十四条の四の二及び第四十四条の四の三中「新型コロナウイルス感染症医療担当従事者」とあるのは「指定感染症医療担当従事者」とし、「新型コロナウイルス感染症予防等業務関係者」とあるのは「指定感染症予防等業務関係者」とし、「第四十四条の五第一項中」に改める。
第四十四条の九第一項中「第四十四条の五」を「第四十四条の四の二から第四十四条の五まで」に改める。

第四十六条第一項中「定めて特定感染症指定医療機関」の下に「若しくは第一種協定指定医療機関」を加え、「対し当該新感染症の所見がある者」の下に「これらの医療機関」を加え、同項ただし書中「特定感染症指定医療機関」の下に「及び第一種協定指定医療機関」を加え、同項ただし書中「診療所」を加え、同条第二項中「を特定感染症指定医療機関」の下に「又は第一種協定指定医療機関」を加え、同条第三項中「一病院」の下に「又は診療所」を加え、同条第四項中「一定のものに限る」の下に「次条第一項において同じ」を加え、同条第五項中「から第七項まで」を「の規定は都道府県知事が第一項の規定により報告を求めるときは、同条第五項の規定は都道府県知事が第二項の規定により報告を求めるときは、同条第六項の規定は都道府県知事が第一項又は第二項の規定により報告を求める場合について、同条第七項から第十項まで」に、「同条第八項」を「同条第十一項」に、「同条第七項」を「同条第十項」に改める。
第五十条の四を第五十条の七とし、第五十条の三を第五十条の六とし、第五十条の二の次に次の三条を加える。

(新感染症外出自粛対象者の医療)
第五十条の三 都道府県は、厚生労働省令で定める場合を除き、その区域内に居住する前条第二項の規定により宿泊施設若しくは居宅若しくはこれに相当する場所から外出しないことの協力を求められた新感染症の所見がある者（以下「新感染症外出自粛対象者」という。）又はその保護者から申請があったときは、当該新感染症外出自粛対象者が第二種協定指定医療機関から受ける厚生労働省令で定める医療に要する費用を負担する。
第三十七条第二項の規定は前項の負担について、同条第四項の規定は前項の申請について、第四十条、第四十一条及び第四十三条の規定は同項の場合について、それぞれ準用する。
(新感染症外出自粛対象者の緊急時等の医療に係る特例)
第五十条の四 都道府県は、厚生労働省令で定める場合を除き、その区域内に居住する新感染症外出自粛対象者が、緊急その他やむを得ない理由により、第二種協定指定医療機関以外の病院若しくは診療所又は薬局から前条第一項の厚生労働省令で定める医療を受けた場合においては、その医療に要した費用につき、当該新感染症外出自粛対象者又はその保護者の申請により、同項の規定によつて負担する額の例により算定した額の療養費を支給することができる。当該新感染症外出自粛対象者が第二種協定指定医療機関から同項の厚生労働省令で定める医療を受けた場合において、当該医療が緊急その他やむを得ない理由により同項の申請をしないで行われたものであるときも、同様とする。

第三十七條第四項の規定は、前項の申請について準用する。
3 第一項の療養費は、当該新感染症外出自粛対象者が当該医療を受けた当時それが必要であったと認められる場合に限り、支給するものとする。

(厚生労働省令への委任)

第五十条の五 前二条に規定するもののほか、第五十条の三第一項の申請の手続その他この章で規定する費用の負担に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第五十一条の三を第五十一条の五とし、第五十一条の二を第五十一条の四とし、第五十一条の次に次の二条を加える。

(他の都道府県知事等による応援等)

第五十一条の二 都道府県知事は、第四十四条の十第一項の規定による公表が行われたときから第五十三条第一項の政令が廃止されるまでの間、当該都道府県知事の行う新感染症の所見がある者に対する医療を担当する医師、看護師その他の医療従事者（以下この条及び次条において「新感染症医療担当従事者」という。）又は当該都道府県知事の行う当該新感染症の発生を予防し、及びそのまん延を防止するための医療を提供する体制の確保に係る業務に従事する医師、看護師その他の医療関係者（新感染症医療担当従事者を除く。以下この条及び次条において「新感染症予防等業務関係者」という。）の確保に係る応援を他の都道府県知事に対し求めることができる。

2 都道府県知事は、第四十四条の十第一項の規定による公表が行われたときから第五十三条第一項の政令が廃止されるまでの間、次の各号のいずれにも該当するときは、厚生労働大臣に対し、新感染症医療担当従事者の確保に係る他の都道府県知事による応援について調整を行うよう求めることができる。

一 当該都道府県において、第三十六条の二第一項の規定による通知（同項第五号に掲げる措置をその内容に含むものに限る。）に基づく措置及び医療措置協定（同号に掲げる措置をその内容に含むものに限る。）を締結した医療機関が行う当該医療措置協定に基づく措置が適切に講じられてもなお新感染症医療担当従事者の確保が困難であり、当該都道府県における医療の提供に支障が生じ、又は生じることがあると認められること。

二 新感染症の発生の状況及び動向その他の事情による他の都道府県における医療の需給に比して、当該都道府県における医療の需給が逼迫し、又は逼迫するおそれがあると認められること。

三 前項の規定による求めのみによつては新感染症医療担当従事者の確保に係る他の都道府県知事による応援が円滑に実施されないと認められること。

四 その他厚生労働省令で定める基準を満たしていること。

3 前項の規定によるほか、都道府県知事は、第四十四条の十第一項の規定による公表が行われたときから第五十三条第一項の政令が廃止されるまでの間、新感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため特に必要があると認め、かつ、第一項の規定による求めのみによつては新感染症予防等業務関係者の確保に係る他の都道府県知事による応援が円滑に実施されないと認めるときは、厚生労働大臣に対し、新感染症予防等業務関係者の確保に係る他の都道府県知事による応援について調整を行うよう求めることができる。

4 厚生労働大臣は、前二項の規定により都道府県知事から応援の調整の求めがあった場合において、全国的な新感染症の発生の状況及び動向その他の事情並びに第三十六条の五第四項の規定による報告の内容その他の事項を総合的に勘案し、特に必要があると認めるときは、当該都道府県知事以外の都道府県知事に対し、当該都道府県知事の行う新感染症医療担当従事者又は新感染症予防等業務関係者の確保に係る応援を求めることができる。

5 前項の規定によるほか、厚生労働大臣は、第四十四条の十第一項の規定による公表を行ったときから第五十三条第一項の政令が廃止されるまでの間、全国的な新感染症の発生の状況及び動向その他の事情を総合的に勘案し、新感染症のまん延を防止するため、広域的な人材の確保に係る応援の調整の緊急の必要があると認めるときは、第二項又は第三項の規定による応援の調整の求めがない場合であっても、都道府県知事に対し、新感染症医療担当従事者又は新感染症予防等業務関係者の確保に係る応援を求めることができる。

6 厚生労働大臣は、第四十四条の十第一項の規定による公表を行ったときから第五十三条第一項の政令が廃止されるまでの間、全国的な新感染症の発生の状況及び動向その他の事情を総合的に勘案し、新感染症のまん延を防止するため、その事態に照らし、広域的な人材の確保に係る応援について特に緊急の必要があると認めるときは、公的医療機関等その他厚生労働省令で定める医療機関に対し、厚生労働省令で定めるところにより、新感染症医療担当従事者又は新感染症予防等業務関係者の確保に係る応援を求めることができる。この場合において、応援を求められた医療機関は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

(他の都道府県知事等による応援を受けた場合の応援に要する費用の負担)

第五十一条の三 前条の規定により他の都道府県知事又は公的医療機関等その他同条第六項の厚生労働省令で定める医療機関による新感染症医療担当従事者又は新感染症予防等業務関係者の確保に係る応援を受けた都道府県は、当該応援に要した費用を負担しなければならない。

第五十三条第一項中「第六章の下に（第一節及び第二節を除く。）」を加える。

第九章の次に次の一章を加える。

第九章の二 感染症対策物資等

(生産に関する要請等)

第五十三条の十六 厚生労働大臣は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に必要な医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第一項に規定する医薬品をいい、専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。）、医療機器（同条第四項に規定する医療機器をいい、専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。）、個人防護具（着用することによつて病原体等にはく露することを防止するための個人用の道具をいう。）その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要な不可欠であると認められる物資及び資材（以下「感染症対策物資等」という。）について、需要の増加又は輸入の減少その他の事情により、その供給が不足する蓋然性が高いと認められるため、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止することが困難になることにより、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある場合において、その事態に対処するため、当該感染症対策物資等の生産を促進することが必要であると認めるときは、当該感染症対策物資等の生産の事業を行う者（以下「生産業者」という。）に対し、当該感染症対策物資等の生産を促進するよう要請することができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による要請をしようとするときは、あらかじめ、事業所管大臣（当該感染症対策物資等の生産の事業を所管する大臣をいう。以下この条及び次条第二項において同じ。）に協議するものとする。

3 第一項の規定による要請を受けた生産業者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該要請に係る感染症対策物資等の生産に関する計画（以下この条において「生産計画」という。）を作成し、厚生労働大臣及び事業所管大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

4 事業所管大臣は、自らがその生産の事業を所管する感染症対策物資等について、第一項に規定する事態に対処するため特に必要があると認めるときは、前項の規定による届出をした生産業者に対し、その届出に係る生産計画を変更すべきことを指示することができる。

5 厚生労働大臣は、事業所管大臣に対して、前項の規定による指示を行うよう要請することができる。

6 第三項の規定による届出をした生産業者は、その届出に係る生産計画（同項後段の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。次項において同じ。）に沿って当該生産計画に係る感染症対策物資等の生産を行わなければならない。

7 厚生労働大臣又は事業所管大臣は、第四項の規定による指示を受けた生産業者が正当な理由がなくその指示に従わなかったとき、又は前項に規定する生産業者が正当な理由がなくその届出に係る生産計画に沿って当該生産計画に係る感染症対策物資等の生産を行っていないと認めるときは、その旨を公表することができる。

第五十三條の十七 厚生労働大臣は、前条第一項に規定する事態に対処するため特に必要があると認めるときは、生産可能業所管大臣(感染症対策物資等の生産の事業を行っていない者であつて、当該感染症対策物資等を生産することができるものと認められるもの(以下この項及び第三項において「生産可能業者」という)が営んでいる事業を所管するものをいう。同項において同じ)に対し、生産可能業者に対して当該感染症対策物資等の生産の協力を求めるよう要請することができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による要請をしようとするときは、あらかじめ、事業所管大臣に協議するものとする。

3 第一項の規定による要請を受けた生産可能業所管大臣は、自らが所管する事業を営む生産可能業者に対し、当該感染症対策物資等の生産の協力を要請するものとする。

(輸入に関する要請等)

第五十三條の十八 厚生労働大臣は、感染症対策物資等について、第五十三條の十六第一項に規定する事態に対処するため、当該感染症対策物資等の輸入を促進することが必要であると認めるときは、当該感染症対策物資等の輸入の事業を行う者(以下「輸入業者」という)に対し、当該感染症対策物資等の輸入を促進するよう要請することができる。

2 第五十三條の十六第二項から第七項までの規定は、輸入業者に対して前項の規定による要請をする場合について準用する。この場合において、同条第二項中「生産」とあるのは「輸入」と、「この条及び次条第二項」とあるのは「この条」と、同条第三項中「生産」とあるのは「輸入」と、「この条及び次条第二項」とあるのは「輸入計画」と、同条第四項中「生産」とあるのは「輸入」と、「これに対し」とあるのは「一であつて、当該感染症対策物資等の輸入事情を考慮して当該感染症対策物資等の輸入をすることができると認められるものに対し」と、「生産計画」とあるのは「輸入計画」と、同条第六項及び第七項中「生産計画」とあるのは「輸入計画」と、「生産」とあるのは「輸入」と読み替へるものとする。

(出荷等に関する要請)

第五十三條の十九 厚生労働大臣は、感染症対策物資等について、第五十三條の十六第一項に規定する事態に対処するため、当該感染症対策物資等の出荷又は引渡しを調整することが必要であると認めるときは、当該感染症対策物資等の生産、輸入、販売又は貸付けの事業を行う者に対し、当該感染症対策物資等の出荷又は引渡しを調整するよう要請することができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による要請をしようとするときは、あらかじめ、当該感染症対策物資等の生産、輸入、販売又は貸付けの事業を所管する大臣に協議するものとする。

(売渡し、貸付け、輸送又は保管に関する指示等)

第五十三條の二十 厚生労働大臣は、特定の地域において感染症対策物資等の供給が不足し、又は感染症対策物資等の供給の状況その他の状況から合理的に判断して、その供給が不足する蓋然性が高いと認められるため、当該地域において感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止することが困難になることにより、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあり、当該地域における当該感染症対策物資等の供給を緊急に増加させることが必要であると認めるときは、当該感染症対策物資等の生産、輸入又は販売の事業を行う者に対し、売渡しをすべき期限及び数量並びに売渡先を定めて、当該感染症対策物資等の売渡しをすべきことを指示することができる。

2 厚生労働大臣は、前項に規定する事態に対処するため必要があると認めるときは、当該感染症対策物資等の貸付けの事業を行う者に対し、貸付けをすべき期限、数量及び期間並びに貸付先を定めて、当該感染症対策物資等の貸付けをすべきことを指示することができる。

3 厚生労働大臣は、第一項に規定する事態に対処するため特に必要があると認めるときは、当該感染症対策物資等の輸送の事業を行う者に対し、輸送をすべき期限、数量及び区間並びに輸送条件を定めて、当該感染症対策物資等の輸送をすべきことを指示することができる。

4 厚生労働大臣は、第一項に規定する事態に対処するため特に必要があると認めるときは、当該地域において当該感染症対策物資等の保管の事業を行う者に対し、保管をすべき数量及び期間並びに保管条件を定めて、当該感染症対策物資等の保管をすべきことを指示することができる。

5 厚生労働大臣は、前各項の規定による指示をしようとするときは、あらかじめ、当該感染症対策物資等の生産、輸入、販売、貸付け、輸送又は保管の事業を所管する大臣に協議するものとする。

6 厚生労働大臣は、第一項から第四項までの規定による指示を受けた者が、正当な理由がなくその指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

(財政上の措置等)

第五十三條の二十一 国は、第五十三條の十六第一項の規定による要請又は同条第四項の規定による指示に従つて感染症対策物資等の生産を行つた生産業者、第五十三條の十八第一項の規定による要請又は同条第二項において読み替へて準用する第五十三條の十六第四項の規定による指示に従つて感染症対策物資等の輸入を行つた輸入業者及び前条第一項から第四項までの規定による指示に従つて感染症対策物資等の売渡し、貸付け、輸送又は保管を行つた者に対し、必要な財政上の措置その他の措置を講ずることができる。

(報告徴収)

第五十三條の二十二 厚生労働大臣又は感染症対策物資等の生産、輸入、販売若しくは貸付けの事業を所管する大臣は、感染症対策物資等の国内の需給状況を把握するため、感染症対策物資等の生産、輸入、販売又は貸付けの事業を行う者に対し、感染症対策物資等の生産、輸入、販売又は貸付けの状況について報告を求めることができる。

2 前項の規定により報告の求めを受けた者は、その求めに応じよう努めなければならない。

(立入検査等)

第五十三條の二十三 厚生労働大臣又は感染症対策物資等の生産、輸入、販売、貸付け、輸送若しくは保管の事業を所管する大臣は、第五十三條の十六第一項及び第二項から第七項まで(これらの規定を第五十三條の十八第二項において準用する場合を含む)、第五十三條の十八第一項並びに第五十三條の二十の規定の施行に必要な限度において、感染症対策物資等の生産、輸入、販売、貸付け、輸送若しくは保管の事業を行う者に対し、その業務若しくは経理の状況に関し報告させ、又はその職員に、これらの者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 第三十五條第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第五十六條の二第二項中「第七十七條第九号」を「第七十七條第十二号」に改める。

第五十六條の三十一第二項を次のように改める。

2 第三十五條第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第五十六條の三十一第三項を削る。

第五十六條の三十八第三項中「第五十六條の三十一第二項及び第三項」を「第三十五條第二項及び第三項」に改める。

「第十二章 感染症及び病原体等に関する調査及び研究」を「第十二章 感染症及び病原体等に関する調査及び研究並びに医薬品の研究開発」に改める。

第五十六條の三十九に見出しとして「感染症及び病原体等に関する調査及び研究並びに医薬品の研究開発の推進」を付し、同条第一項中「活用しつつ」の下に、「感染症の患者の治療によつて得られた情報及び検体の提供等の協力を求めることその他の関係医療機関との緊密な連携を確保することにより」を、「推進する」の下に「とともに、医薬品の臨床試験の実施等の協力を求めることその他の関係医療機関との緊密な連携を確保することにより、当該基盤となる医薬品の研究開発を推進する」を加え、同条第三項中「並びに」の下に「医薬品の研究開発並びに」を加え、第十二章中同条の次に次の十条を加える。

(患者に対する良質かつ適切な医療の確保のための調査及び研究)

第五十六條の四十 厚生労働大臣は、患者に対する良質かつ適切な医療の確保に資するため、第四十四條の三の六及び第五十條の七の規定による届出により保有することとなつた情報その他の厚生労働省令で定める感染症に関する情報(以下「感染症関連情報」という)について調査及び研究を行う。

(国民保健の向上のための匿名感染症関連情報の利用又は提供)

第五十六条の四十一 厚生労働大臣は、国民保健の向上に資するため、匿名感染症関連情報(感染症関連情報に係る患者その他の厚生労働省令で定める者(次条において「本人」という。)を識別すること及びその作成に用いる感染症関連情報を復元することができないようにするために厚生労働省令で定める基準に従い加工した感染症関連情報をいう。以下同じ。)を利用し、又は厚生労働省令で定めるところにより、次の各号に掲げる者であつて、匿名感染症関連情報の提供を受けて行うものについて相当の公益性を有すると認められる業務としてそれぞれ当該各号に定められるものを行うものに提供することができる。

一 国の他の行政機関及び地方公共団体 適正な保健医療サービスの提供に資する施策の企画及び立案に関する調査

二 大学その他の研究機関 疾病の原因並びに疾病の予防、診断及び治療の方法に関する研究その他の公衆衛生の向上及び増進に関する研究

三 民間事業者その他の厚生労働省令で定める者 医療分野の研究開発に資する分析その他の厚生労働省令で定める業務(特定の商品又は役務の広告又は宣伝に利用するために行うものを除く。)

2 厚生労働大臣は、前項の規定による匿名感染症関連情報の利用又は提供を行う場合には、当該匿名感染症関連情報を高齢者の医療の確保に関する法律第十六条の二第二項に規定する匿名医療保険等関連情報その他の厚生労働省令で定めるものと連結して利用し、又は連結して利用することができ、提供することができる。

3 厚生労働大臣は、第一項の規定により匿名感染症関連情報を提供しようとする場合には、あらかじめ、厚生科学審議会の意見を聴かなければならない。

(照会等の禁止)

第五十六条の四十二 前条第一項の規定により匿名感染症関連情報の提供を受け、これを利用する者(以下「匿名感染症関連情報利用者」という。)は、匿名感染症関連情報を取り扱うに当たつては、当該匿名感染症関連情報の作成に用いられた感染症関連情報に係る本人を識別するために、当該感染症関連情報から削除された記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚に依つて認識することができない方式を用いて作られる記録をいう。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。))若しくは匿名感染症関連情報の作成に用いられた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名感染症関連情報を他の情報と照合してはならない。

(消去)

第五十六条の四十三 匿名感染症関連情報利用者は、提供を受けた匿名感染症関連情報を利用する必要がなくなつたときは、遅滞なく、当該匿名感染症関連情報を消去しなければならない。

(安全管理措置)

第五十六条の四十四 匿名感染症関連情報利用者は、匿名感染症関連情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該匿名感染症関連情報の安全管理のために必要かつ適切なものとして厚生労働省令で定める措置を講じなければならない。

(利用者の義務)

第五十六条の四十五 匿名感染症関連情報利用者又は匿名感染症関連情報利用者であつた者は、匿名感染症関連情報の利用に関して知り得た匿名感染症関連情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(立入検査等)

第五十六条の四十六 厚生労働大臣は、この章(第五十六条の三十九及び第五十六条の四十を除く。)の規定の施行に必要な限度において、匿名感染症関連情報利用者(国の他の行政機関を除く。以下この項及び次条において同じ。)に対し報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは匿名感染症関連情報利用者の事務所その他の事業所に立ち入り、匿名感染症関連情報利用者の帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第三十五条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(是正命令)

第五十六条の四十七 厚生労働大臣は、匿名感染症関連情報利用者が第五十六条の四十二から第五十六条の四十五までの規定に違反していると認めるときは、その者に対し、当該違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(支払基金等への委託)

第五十六条の四十八 厚生労働大臣は、第五十六条の四十に規定する調査及び研究並びに第五十六条の四十一第一項の規定による匿名感染症関連情報の利用又は提供に係る事務の全部又は一部を、支払基金(国保連合会その他厚生労働省令で定める者(次条第一項及び第三項において「支払基金等」という。))に委託することができる。

(手数料)

第五十六条の四十九 匿名感染症関連情報利用者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国(前条の規定により厚生労働大臣からの委託を受けて、支払基金等が第五十六条の四十一第一項の規定による匿名感染症関連情報の提供に係る事務の全部を行う場合にあつては、支払基金等)に納めなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の手数料を納めようとする者が都道府県その他の国民保健の向上のために特に重要な役割を果たす者として政令で定める者であるときは、政令で定めるところにより、当該手数料を減額し、又は免除することができる。

3 第一項の規定により支払基金等に納められた手数料は、支払基金等の収入とする。

第五十八條第一号中「第四十四条の三の二第三項」を「第四十四条の三の五第三項」に、「第五十条の三第三項」を「第五十条の六第三項」に改め、同条第四号の二中「第四十四条の三の二第六項及び第五十条の三第六項」を「第四十四条の三の五第六項及び第五十条の六第六項」に改め、同条第十四号を第十八号とし、第十三号を第十七号とし、第十二号を第十三号とし、同号の次に次の三号を加える。

十四 第四十四条の三の二第二項及び第五十条の三第二項の規定により負担する費用

十五 第四十四条の三の三第一項及び第五十条の四第一項の規定による療養費の支給に要する費用

十六 第四十四条の四の三(第四十四条の八において準用する場合を含む。)及び第五十一条の三の規定により負担する費用

第五十八條中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 第三十六条の二第一項各号、第三十六条の三第一項第一号及び第三十六条の六第一項第一号に掲げる措置に要する費用(第三十六条の二第一項、第三十六条の三第一項第三号及び第三十六条の六第一項第三号の規定により都道府県が負担する部分に限る。)

3 都道府県は、第三十六条の二第二項各号に掲げる措置を講ずる公的医療機関等、地域医療支援病院及び特定機能病院並びに医療措置協定を締結した医療機関又は検査等措置協定を締結した病原体等の検査を行っている機関等の設置者に対し、政令で定めるところにより、これらの医療機関又は病原体等の検査を行っている機関等の設置に要する費用の全部又は一部を補助することができる。

第六十一条第一項中「国は」の下に「第四十四条の四の二第五項及び第六項(これらの規定を第四十四条の八において準用する場合を含む。))並びに第五十一条の二第五項及び第六項の規定による応援に要する費用(第五十八条の規定により都道府県が支弁する同条第十六号の費用を除く。))並びに」を加え、同条第二項中「第五十八條第十号」を「第五十八條第十一号」に、「及び同条第十二号」を「同条第十三号」に改め、同条第三項中「第十八号」を「第十八号」に改める。

第六十二條第三項を同条第四項とし、同条第二項中「第六十條第二項」の下に「及び第三項」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項中「第五十八條第十一號」を「第五十八條第十二號」に、「同条第十二號」を「同条第十三號」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

国は、第五十八條第十號及び第十六號の費用に対して、政令で定めるところにより、その四分の三を補助するものとする。

第六十四條第一項中「第四章」の下に「から第六章（第一節及び第二節を除く。）まで、第七章から第九章まで及び第十章」を加え、「第五項、第六項、第八項及び第九項」を「第五項から第八項まで、第十項及び第十一項」に、「第八項及び第九項」を「第十項及び第十一項」に、「第四十四條の三第三項」を「第四十四條の三第十一項」に、「第四十四條の三の二、第四十四條の三の三、第五十條の三、第五十條の四」を「第四十四條の三の五、第四十四條の三の六、第四十四條の四の二及び第四十四條の四の三（これらの規定を第四十四條の八において準用する場合を含む。）」第五十條の六、第五十條の七、第五十一條の二、第五十一條の三に、「第六十條」を「第六十條第一項から第三項（検査等措置協定に係る部分を除く。）まで」に「及び」を「並びに」に改める。

第六十四條の二中「次条第二項」を「第六十五條第二項」に改め、同条の次に次の三條を加える。

（先取特権の順位）
第六十四條の三 流行初期医療確保拠出金等その他この法律の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

（時効）
第六十四條の四 流行初期医療確保拠出金等その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利及び流行初期医療の確保に要する費用を受ける権利は、これらを行使することができる時から二年を経過したときは、時効によって消滅する。

2 流行初期医療確保拠出金等その他この法律の規定による徴収金の徴収の告知又は督促は、時効の更新の効力を生ずる。

（期間の計算）
第六十四條の五 この法律又はこの法律に基づく命令に規定する期間の計算については、民法の期間に関する規定を準用する。

第六十五條の二中「第四十四條の三の二第六項」を「第四十四條の三の五第六項」に改め、「第三十三條」の下に、「第六章第一節（第三十六條の八第四項を除く。）、第三十六條の十九第四項及び第三十六條の二十一（第三十六條の二十三第四項及び第三十六條の二十四第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第三十六條の三十七」を、「第一種感染症指定医療機関」の下に「第一種協定指定医療機関及び第二種協定指定医療機関」を加え、「及び第五項、同条第八項及び第九項」を、「第五項、第七項及び第八項、同条第十項及び第十一項」に、「及び第八項、第四十四條の三の二、第四十四條の三の三」を、「第四項から第六項まで及び第十一項、第四十四條の三の五、第四十四條の三の六、第四十四條の四の二及び」に改め、「第四十四條の八において」の下に「これらの規定を」を加え、「第四十四條の三第四項から第七項まで」を「第四十四條の三第七項から第十項まで、第五十條の三、第五十條の四」に、「第五十一條の二第二項」を「第五十一條の四第二項」に改める。

第七十三條第一項中「次条第一項」を「第七十四條第一項」に改め、同条第二項中「第四十四條の三の二第六項及び第五十條の三第六項」を「第四十四條の三の五第六項及び第五十條の六第六項」に、「第七十七條」を「第七十七條第一項」に、「第四十四條の三第四項若しくは第五項」を「第四十四條の三第七項若しくは第八項」に、「第四十四條の三の五第三項」を「第五十條の三第三項」に、「第四十四條の三の二第四項」を「第四十四條の三の五第五項」に、「第五十條の三第四項」を「第五十條の六第四項」に、「第四十四條の三の三」を「第四十四條の三の六」に、「第五十條の四」を「第五十條の七」に改め、同条の次に次の二條を加える。

第七十三條の二 第四十四條の三第四項又は第五項（これらの規定が第四十四條の九第一項の規定に基づく政令によって準用される場合及び第五十條の二第四項において準用される場合を含む。）の規定により第四十四條の三第一項若しくは第二項（これらの規定が第四十四條の九第一項の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。）又は第五十條の二第一項若しくは第二項の規定による報告の求めの委託を受けた者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員又はこれらの者であった者が、当該委託に係る事務に関して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときは、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第七十三條の三 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第五十六條の四十五の規定に違反して、匿名感染症関連情報の利用に関して知り得た匿名感染症関連情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用したとき。

二 第五十六條の四十七の規定による命令に違反したとき。

第七十七條中第九號を第十二號とし、第八號を第十一號とし、第七號の次に次の三號を加える。

第八 第三十六條の二十二第二項（第三十六條の二十三第四項及び第三十六條の二十四第二項において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

九 第三十六條の二十七の規定による報告若しくは文書その他の物件の提出をせず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の物件を提出したとき。

十 第五十三條の二十三第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第七十七條に次の一號を加える。

十三 第五十六條の四十六第一項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第七十七條に次の一項を加える。

2 支払基金又は受託者の役員又は職員が、第三十六條の三十七第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、五十万円以下の罰金に処する。

第七十七條の次に次の一號を加える。

第七十七條の二 第五十三條の十六第三項（第五十三條の十八第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による届出をしなかつたときは、当該違反行為をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第七十八條の次に次の一號を加える。

第七十八條の二 第七十三條の三の罪は、日本国外において同条の罪を犯した者にも適用する。

第七十九條中「の代表者」を「法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの（以下この条において「人格のない社団等」という。）を含む。以下この条において同じ。」の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）に改め、「から第七十二條まで」の下に、「第七十三條の三」を加え、「若しくは第七十七條第八號若しくは第九號」を、「第七十七條第一項第十號から第十三號まで若しくは第七十七條の二」に改め、同条に次の一項を加える。

2 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第七十九條中「の代表者」を「法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの（以下この条において「人格のない社団等」という。）を含む。以下この条において同じ。」の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）に改め、「から第七十二條まで」の下に、「第七十三條の三」を加え、「若しくは第七十七條第八號若しくは第九號」を、「第七十七條第一項第十號から第十三號まで若しくは第七十七條の二」に改め、同条に次の一項を加える。

2 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第八十三条を第八十四条とし、第八十二条を第八十三条とし、第八十一条の次に次の一条を加える。

第八十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした支払基金の役員は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 この法律により厚生労働大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。
- 二 第三十六条次の二十四の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

附則第十五条を次のように改める。

附則第十五条 次のように改める。

第十五条 第三十六条の二十第一項（第三十六条の二十三第四項及び第三十六条の二十四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する延滞金の年十四・五パーセントの割合は、当分の間、第三十六条の二十第一項の規定にかかわらず、各年の延滞税特別基準割合（租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第九十四条第一項に規定する延滞税特別基準割合をいう。）が年七・二パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該延滞税特別基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合とする。

（地域保健法の一部改正）

第四条 地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五章 地域保健対策に係る人材確保の支援に関する計画（第二十一条・第二十二條）を「第六章 地域保健対策に係る人材の確保（第二十一条・第二十五條）」とし、「第七章 罰則（第二十八條）」を「第七章 罰則（第二十八條）」に改める。

第四条第二項第三号中「第二十一条第一項」を「第二十四条第一項」に改め、同項第四号中「研究」の下に「並びに試験及び検査」を加え、同項の次に次の一項を加える。

基本指針は、健康危機（国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある疾病のまん延その他の公衆衛生上重大な危害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態をいう。第二十一条第一項において同じ。）への対処を考慮して定めるものとする。

第六条第十二号中「エイズ、結核、性病、伝染病」を「感染症」に改める。

第二十条中「次条第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

第五章の章名中「人材確保の支援に関する計画」を「人材の確保」に改める。

第二十二條を第二十五條とし、第二十一条を第二十四條とし、第五章中同条の前に次の三條を加える。

第二十一条 第五条第一項に規定する地方公共団体の長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第十六條第二項に規定する新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われた場合その他の健康危機が発生した場合におけるその管轄する区域内の地域保健対策に係る業務の状況を勘案して必要があると認めるときは、地域保健の専門的知識を有する者であつて厚生労働省令で定めるものうち、あらかじめ、この項の規定による要請を受ける旨の承諾をした者に対し、当該地方公共団体の長が管轄する区域内の地域保健対策に係る業務に従事すること又は当該業務に関する助言を行うことを要請することができる。

前項の規定による要請を受けた者（以下「業務支援員」という。）を使用している者は、その業務の遂行に著しい支障のない限り、当該業務支援員が当該要請に応じて同項に規定する業務又は助言を行うことができるための配慮をするよう努めなければならない。

業務支援員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三条第二項に規定する一般職に属する職員として第一項に規定する業務又は助言を行う者を除く。以下この項において同じ。）は、第一項の規定による要請に応じて行った同項に規定する助言に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。業務支援員でなくなった後においても、同様とする。

第二十二條 国及び第五条第一項に規定する地方公共団体は、前条第一項に規定する者に対し、同項に規定する業務又は助言に関する研修の機会の提供その他の必要な支援を行うものとする。

第二十三條 国は、第二十一条第一項に規定する者の確保及び資質の向上並びに業務支援員が行う業務又は助言が円滑に実施されるように、第五条第一項に規定する地方公共団体に対し、必要な助言、指導その他の援助の実施に努めるものとする。

本則に次の二章を加える。

第六章 地域保健に関する調査及び研究並びに試験及び検査に関する措置

第二十六条 第五章第一項に規定する地方公共団体は、地域保健対策に関する法律に基づく調査及び研究並びに試験及び検査であつて、専門的な知識及び技術を必要とするもの並びにこれらに関連する厚生労働省令で定める業務を行うため、必要な体制の整備、他の同項に規定する地方公共団体との連携の確保その他の必要な措置を講ずるものとする。

第二十七条 国は、前条の規定に基づいて実施する措置が円滑に実施されるように、第五条第一項に規定する地方公共団体に対し、必要な助言、指導その他の援助の実施に努めるものとする。

第七章 罰則

第二十八條 第二十一条第三項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

（予防接種法の一部改正）

第五条 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十九條」を「第三十條」に改める。

第二条第二項第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 新型インフルエンザ等感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）以下「感染症法」という。）第六條第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症をいう。次項第二号及び第二十九條第一項第一号において同じ。）、指定感染症（感染症法第六條第八項に規定する指定感染症をいう。次項第一号及び第二十九條第一項第二号において同じ。）又は新感染症（感染症法第六條第九項に規定する新感染症をいう。次項第二号及び第二十九條第一項第三号において同じ。）であつて、その全国かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められる疾病として政令で定める疾病

第二条第三項第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症であつて政令で定める疾病

第二条第四項中「次に掲げる」を「第五条第一項の規定による」に改め、同項各号を削り、同条第五項中「次に掲げる」を「第六條第一項から第三項までの規定による」に改め、同項各号を削る。

第四条第三項中「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）附則第六條第一項において「感染症法」という。」を「感染症法」に改める。

第六條第二項中「政令の定めるところにより、同項の」を「その対象者及びその期日又は期間を指定して、都道府県知事に対し、又は都道府県知事を通じて市町村長に対し、臨時に」に改め、「都道府県知事に」を削り、同条第三項中「B類疾病のうち当該疾病にかつた場合の病状の程度を考慮して厚生労働大臣が定めるもの」を「A類疾病のうち当該疾病の全国かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものとして厚生労働大臣が定めるもの」に、「政令の定めるところにより、」を「都道府県知事に対し、又は」に改め、同項後段を削り、同条に次の一項を加える。

4 市町村長が前二項の規定による予防接種を行う場合において、都道府県知事は、当該都道府県の区域内で円滑に当該予防接種が行われるよう、当該市町村長に対し、必要な協力をするものとする。

第七条中「第五条第一項又は前条第一項若しくは第三項の規定による予防接種」を「定期の予防接種等」に、「当該予防接種」を「当該定期の予防接種等」に改める。

第二項第二号中「第二十九号第一項第一号」を「第五十三号第一項第一号」に、「第二十九号第一項第二号」を「第五十三号第一項第二号」に、「第二十九号第一項第三号」を「第五十三号第一項第三号」に改める。

第三項第一号及び第四号第一項中「第二十四号第二号」を「第四十八号第二号」に改める。

第六條の次に次の一条を加える。

第六條の二 市町村長又は都道府県知事は、定期の予防接種等を行うに当たっては、電子対象者確認の方法により、当該定期の予防接種等を受けようとする者が当該定期の予防接種等の対象者であることの確認を行うことができる。

2 前項の「電子対象者確認」とは、市町村長又は都道府県知事が、定期の予防接種等を受けようとする者の個人番号カード（行政手続における特定の個人番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）に記録された利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）の提供を受ける方法その他の厚生労働省令で定める方法により、当該定期の予防接種等の対象者であることを確認するをいう。

第七條の次に次の一条を加える。

第七條の二 市町村長又は都道府県知事は、定期の予防接種等を受けた者に対して、厚生労働省令で定めるところにより、予防接種済証を交付し、又はその内容を記録した電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。）第九條の三及び第二十五條において同じ。）を提供しなければならない。

第九條の三（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。）を削る。

第十三條第四項中「第二十三條第五項及び第二十九號第一項において」を「以下」に改める。

第三十條中「第六條」の下に「第六條の二（臨時の予防接種に係る部分に限る。以下同じ。）第七條の二（臨時の予防接種に係る部分に限る。以下同じ。）を、「から第三項まで」の下に、「第六條の二第一項、第七條の二」を加え、同條を第五十六條とし、第二十九條を第五十三條とし、同條の次に次の二條を加える。

（対象者番号等の利用制限等）

第五十四條 厚生労働大臣、都道府県知事、市町村長その他の定期の予防接種等の実施事務及びこれに関連する事務（以下この条及び第五十七條第一項各号において「定期の予防接種等の実施事務等」という。）の遂行のため対象者番号等（市町村等番号（厚生労働大臣が定期の予防接種等の実施事務等において市町村及び都道府県を識別するための番号として、市町村及び都道府県ごとに定めるものをいう。）及び対象者番号（市町村長及び都道府県知事が定期の予防接種等の対象者に係る情報を管理するための番号として、当該対象者ごとに定めるものをいう。）をいう。以下この条において同じ。）を利用する者として厚生労働省令で定める者（以下この条において「厚生労働大臣等」という。）は、当該定期の予防接種等の実施事務等の遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る対象者番号等を告知することを求めてはならない。

2 厚生労働大臣等以外の者は、定期の予防接種等の実施事務等の遂行のため対象者番号等の利用が特に必要な場合として厚生労働省令で定める場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る対象者番号等を告知することを求めてはならない。

3 何人も、次に掲げる場合を除き、その者が業として行う行為に関し、その者に対し売買、貸借、雇用その他の契約（以下この項において「契約」という。）の申込みをしようとする者若しくは申込みをする者又はその者と契約の締結をした者に対し、当該者又は当該者以外の者に係る対象者番号等を告知することを求めてはならない。

一 厚生労働大臣等が、第一項に規定する場合に、対象者番号等を告知するとき。

二 厚生労働大臣等以外の者が、前項に規定する厚生労働省令で定める場合に、対象者番号等を告知することを求めるとき。

4 何人も、次に掲げる場合を除き、業として、対象者番号等の記録されたデータベース（その者に係る対象者番号等を含む情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。）であつて、当該データベースに記録された情報が他に提供されるが予定されているもの（以下この項において「提供データベース」という。）を構成してはならない。

一 厚生労働大臣等が、第一項に規定する場合に、提供データベースを構成するとき。

二 厚生労働大臣等以外の者が、第二項に規定する厚生労働省令で定める場合に、提供データベースを構成するとき。

5 厚生労働大臣は、前二項の規定に違反する行為が行われた場合において、当該行為をした者が更に反復してこれらの規定に違反する行為をしようとするときは、当該行為をした者に対し、当該行為を中止することを勧告し、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な措置を講ずることを勧告することができる。

6 厚生労働大臣は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

（報告及び検査）

第五十五條 厚生労働大臣は、前条第五項及び第六項の規定による措置に関し必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、同条第三項若しくは第四項の規定に違反していることと認められる相当の理由がある者に対し、必要な事項に関し報告を求め、又は当該職員に当該者の事務所若しくは事業所に立ち入つて質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第二十九條第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

第二十八條を第五十二條とする。

第二十七條第一項及び第二項中「第二十五條第一項」を「第四十九條第一項」に改め、同條を第五十一條とし、第二十六條を第五十條とし、第二十五條を第四十九條とする。

七 第二十四條に次の一號を加える。

七 第二十四條第一項の規定により匿名予防接種等関連情報を提供しようとするとき。

第二十四條を第四十八條とする。

第二十三條第四項中「四」の下に「第二十三條第一項に定めるもののほか」を加え、同條を第四十七條とする。

第六章 予防接種の有効性及び安全性の向上に関する調査等

第六條 予防接種の有効性及び安全性の向上に関する調査等

（予防接種の有効性及び安全性の向上に関する厚生労働大臣の調査等）

第二十三條 厚生労働大臣は、定期の予防接種等による免疫の獲得の状況に関する調査、定期の予防接種等による健康被害の発生状況に関する調査その他定期の予防接種等の有効性及び安全性の向上を図るために必要な調査及び研究を行うものとする。

2 市町村長又は都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に対し、定期の予防接種等の実施状況に関する情報その他の前項の規定による調査及び研究の実施に必要な情報として厚生労働省令で定めるものを提供しなければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項の規定による調査及び研究の実施に関し必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、地方公共団体、病院若しくは診療所の開設者、医師又はワクチン製造販売業者に対し、当該調査及び研究の実施に必要な情報を提供しよう求めることができる。

○厚生労働省令第六十五号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第九十六号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

令和四年十二月九日

厚生労働大臣 加藤 勝信

（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部改正）

第一条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）の一部を次のように改正する。
次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	目次 第一章・第二章（略） 第三章 感染症に関する情報の収集及び公表（第三条―第九条の八） 第四章―第十二章（略） 附則	改 正 前	目次 第一章・第二章（略） 第三章 感染症に関する情報の収集及び公表（第三条―第九条の七） 第四章―第十二章（略） 附則
-------------	--	-------------	--

(感染症の発生の状況及び動向の把握)

第七条 (略)

2・3 (略)

4 法第十四条第八項の届出は、直ちに行うものとする。ただし、診断した同条第七項に規定する疑似症の患者の症状が二類感染症、三類感染症、四類感染症又は五類感染症の患者の症状であることが明らかなる場合は、当該届出をすることを要しない。

5 法第十四条第八項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 法第十四条第七項に規定する感染症の患者又は当該感染症により死亡した者(以下この項において「患者等」という。)の氏名及び生年月日

二 患者等の職業及び住所

三 患者等が成年に達していない場合にあつては、その保護者の氏名及び住所(保護者が法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地)

四 患者等の症状

五 患者等の所在地

六 当該患者の初診年月日又は当該死亡した者の検案年月日及び死亡年月日

七 診断又は検案した医師の住所(病院又は診療所で診療に従事している医師にあつては、当該病院又は診療所の名称及び所在地)及び氏名

八 その他感染症のまん延の防止及び当該患者の医療のために必要と認める事項

第九条の六 (略)

2 法第十五条の三第七項の規定により同条第二項の規定を読み替えて適用する場合における前項の規定の適用については、「報告」とあるのは、「通知」と、「連絡先、健康状態並びに同条第一項の通知をした検疫所長の氏名」とあるのは、「連絡先並びに健康状態」とする。

(情報の公表等)

第九条の八 法第十六条第三項の厚生労働省令で定める情報は、都道府県知事が必要と認める情報とする。

(経過の報告)

第二十三条の八 法第四十四条の六第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)に規定する報告は、厚生労働大臣の求めに応じて行うものとする。

(新感染症に係る検査及び報告)

第二十三条の九 第十条の二第一項の規定は、法第四十四条の十一第五項の検査について準用する。

2 第十条の二第二項及び第三項の規定は、法第四十四条の十一第六項の報告について準用する。

(新感染症に係る検体の採取を行う場合の通知事項)

第二十三条の十 第十条の規定は、法第四十四条の十一第九項及び第十項において法第十六条の三第五項及び第六項の規定を準用する場合について準用する。

(新感染症に係る検体の採取等)

第二十四条 第十条の規定は、法第四十四条の十一第十項及び第四十五条第三項において法第十六条の三第五項の規定を準用する場合について準用する。

(感染症の発生の状況及び動向の把握)

第七条 (略)

2・3 (略)

(新設)

(新設)

第九条の六 (略)

(新設)

(新設)

(経過の報告)

第二十三条の八 法第四十四条の五第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)に規定する報告は、厚生労働大臣の求めに応じて行うものとする。

(新感染症に係る検査及び報告)

第二十三条の九 第十条の二第一項の規定は、法第四十四条の七第五項の検査について準用する。

2 第十条の二第二項及び第三項の規定は、法第四十四条の七第六項の報告について準用する。

(新感染症に係る検体の採取を行う場合の通知事項)

第二十三条の十 第十条の規定は、法第四十四条の七第九項及び第十項において法第十六条の三第五項及び第六項の規定を準用する場合について準用する。

(新感染症に係る検体の採取等)

第二十四条 第十条の規定は、法第四十四条の七第十項及び第四十五条第三項において法第十六条の三第五項の規定を準用する場合について準用する。

第二案 予防接種法施行規則の一部改正
 (予防接種法施行規則の一部改正)
 第二案 予防接種法施行規則(昭和二十三年厚生省令第三十六号)の一部を次のように改正する。
 次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(予防接種の対象者から除かれる者)</p> <p>第二条 予防接種法施行令(昭和二十三年政令第九十七号、以下「令」という。)第三条第一項本文及び第二項に規定する厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>一 八 (略)</p> <p>九 肺炎球菌感染症(高齢者がかかるものに限る。)に係る予防接種の対象者にあつては、当該疾病に係る定期の予防接種を受けたことのある者</p> <p>十 (略)</p> <p>(ロタウイルス感染症の予防接種の対象者)</p> <p>第二条の二 令第三条第一項の表ロタウイルス感染症の項に規定する厚生労働省令で定めるワクチンは、次の表の上欄に掲げるワクチンとし、同項の厚生労働省令で定める日は、同欄に掲げるワクチンごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる日とする。</p> <p>(略)</p> <p>(インフルエンザの予防接種の対象者)</p> <p>第二条の三 令第三条第一項の表インフルエンザの項第二号に規定する厚生労働省令で定める者は、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者とする。</p> <p>(高齢者の肺炎球菌感染症の予防接種の対象者)</p> <p>第二条の四 令第三条第一項の表肺炎球菌感染症(高齢者がかかるものに限る。)の項第二号に規定する厚生労働省令で定める者は、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者とする。</p> <p>第二条の五 令第三条第二項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>(特別の事情)</p> <p>第二条の六 令第三条第二項に規定する厚生労働省令で定める特別の事情は、次のとおりとする。</p> <p>一 前条に規定する疾病にかかったこと(これによりやむを得ず定期の予防接種を受けることができなかった場合に限る。)</p>	<p>(予防接種の対象者から除かれる者)</p> <p>第二条 予防接種法施行令(昭和二十三年政令第九十七号、以下「令」という。)第一条の第三項本文及び第二項に規定する厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>一 八 (略)</p> <p>九 肺炎球菌感染症(高齢者がかかるものに限る。)に係る予防接種の対象者にあつては、当該疾病に係る法第五条第一項の規定による予防接種を受けたことのある者</p> <p>十 (略)</p> <p>(ロタウイルス感染症の予防接種の対象者)</p> <p>第二条の二 令第一条の第三項の表ロタウイルス感染症の項に規定する厚生労働省令で定めるワクチンは、次の表の上欄に掲げるワクチンとし、同項の厚生労働省令で定める日は、同欄に掲げるワクチンごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる日とする。</p> <p>(略)</p> <p>(インフルエンザの予防接種の対象者)</p> <p>第二条の三 令第一条の第三項の表インフルエンザの項第二号に規定する厚生労働省令で定める者は、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者とする。</p> <p>(高齢者の肺炎球菌感染症の予防接種の対象者)</p> <p>第二条の四 令第一条の第三項の表肺炎球菌感染症(高齢者がかかるものに限る。)の項第二号に規定する厚生労働省令で定める者は、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者とする。</p> <p>第二条の五 令第一条の第三項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>(特別の事情)</p> <p>第二条の六 令第一条の第三項に規定する厚生労働省令で定める特別の事情は、次のとおりとする。</p> <p>一 前条に規定する疾病にかかったこと(これによりやむを得ず法第五条第一項の規定による予防接種を受けることができなかった場合に限る。)</p>

二 臓器の移植術（臓器の移植に関する法律（平成九年法律第百四号）第一条に規定する移植術をいう。）を受けた後、免疫の機能を抑制する治療を受けたこと（これによりやむを得ず定期の予防接種を受けることができなかった場合に限り。）

三 (略)

四 災害、令第三条第二項に規定する特定疾病に係るワクチンの大幅な供給不足その他これに類する事由が発生したこと（これによりやむを得ず定期の予防接種を受けることができなかった場合に限り。）

（特定疾病）

第二条の七 令第三条第二項に規定する厚生労働省令で定める特定疾病は、ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷風、結核、H i b 感染症及び肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る。）とし、同項に規定する厚生労働省令で定める年齢は、次の表の上欄に掲げる特定疾病ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる年齢とする。

(略)	(略)
-----	-----

（予防接種に関する記録）

第三条 市町村長又は都道府県知事は、定期の予防接種等を行ったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した当該定期の予防接種等に関する記録を作成し、かつ、これを当該定期の予防接種等を行ったときから五年間保存しなければならない。

一 予防接種を受けた者の氏名、性別、生年月日及び住所

二 予防接種を行った年月日

三 (略)

四 予防接種を行った医師の氏名

五 (略)

2 市町村長又は都道府県知事は、定期の予防接種等を受けた者から前項の規定により作成された記録の開示を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

3 前二項（第一項第四号を除く。）の規定は、法第九条の三後段の場合について準用する。この場合において、第一項中「定期の予防接種等を行ったとき」とあるのは「定期の予防接種等に相当する予防接種を受けた者又は当該定期の予防接種等に相当する予防接種を行った者から当該定期の予防接種等に相当する予防接種に関する証明書の提出を受けたとき又はその内容を記録した電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。）の提供を受けたとき」と、当該定期の予防接種等に関する記録」とあるのは「当該定期の予防接種等に相当する予防接種に関する記録」と、前項中「定期の予防接種等を受けた者」とあるのは「定期の予防接種等に相当する予防接種を受けた者」とする。

二 臓器の移植術（臓器の移植に関する法律（平成九年法律第百四号）第一条に規定する移植術をいう。）を受けた後、免疫の機能を抑制する治療を受けたこと（これによりやむを得ず法第五条第一項の規定による予防接種を受けることができなかった場合に限り。）

三 (略)

四 災害、令第一条の三第二項に規定する特定疾病に係るワクチンの大幅な供給不足その他これに類する事由が発生したこと（これによりやむを得ず法第五条第一項の規定による予防接種を受けることができなかった場合に限り。）

（特定疾病）

第二条の七 令第一条の三第二項に規定する厚生労働省令で定める特定疾病は、ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷風、結核、H i b 感染症及び肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る。）とし、同項に規定する厚生労働省令で定める年齢は、次の表の上欄に掲げる特定疾病ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる年齢とする。

(略)	(略)
-----	-----

（予防接種に関する記録）

第二条の八 令第六条の二第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

(新設)

(新設)

一 (略)

二 令第四条第一項の規定による予防接種を医師により行う場合にあつては、当該医師の氏名

三 (略)

(新設)

(新設)

(削る)

(予防接種済証の様式)

第四条 定期の予防接種を行った者は、当該定期の予防接種を受けた者に対して、予防接種済証(様式第一号)を交付するものとする。

2 臨時の予防接種を行った者は、当該臨時の予防接種を受けた者に対して、その求めの有無にかかわらず、予防接種済証(様式第二号)を交付するものとし、当該臨時の予防接種を受けた者であつて、海外渡航その他の事情を有するものから求めがあつたときは、予防接種済証(様式第二号)のほかに、予防接種済証(様式第三号)を交付することができる。

3 前二項の規定は、法第九条の三後段の場合について準用する。この場合において、第一項中「定期の予防接種を行った者」とあるのは「定期の予防接種に相当する予防接種を受けた者又は当該定期の予防接種に相当する予防接種を行った者から当該定期の予防接種に相当する予防接種に関する証明書提出を受けた者又はその内容を記録した電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式をいう。)で作られる記録をいう。)の提供を受けた者」と、「定期の予防接種を受けた者」とあるのは「定期の予防接種に相当する予防接種を受けた者」と、「臨時の予防接種を受けた者」とあるのは「臨時の予防接種に相当する予防接種を受けた者又は当該臨時の予防接種に相当する予防接種を行った者から当該臨時の予防接種に相当する予防接種に関する証明書提出を受けた者又はその内容を記録した電磁的記録の提供を受けた者」と、「臨時の予防接種を受けた者」とあるのは「臨時の予防接種に相当する予防接種を受けた者」とする。

4 母子保健法(昭和四十年法律第四十一号)第十六条第一項の規定により交付された母子健康手帳に係る乳児又は幼児については、第一項の規定による予防接種済証(様式第一号)又は第二項の規定による予防接種済証(様式第二号)の交付に代えて、母子健康手帳に証明すべき事項を記載するものとする。

(厚生労働大臣への報告)
第六条 法第十二条第一項の規定による報告は、次の各号に掲げる事項について速やかに行うものとする。

- 一 予防接種を受けた者の氏名、性別、生年月日、接種時の年齢及び住所
- 二 (略)
- 三 第一号に掲げる者が報告に係る予防接種を受けた期日及び場所
- 四 六 (略)

(独立行政法人医薬品医療機器総合機構への報告)
第七条の二 法第十四条第三項の規定による報告は、次の各号に掲げる事項について速やかに行うものとする。

- 一 予防接種を受けた者の氏名、性別、生年月日、接種時の年齢及び住所
- 二 (略)

(市町村長の報告)

第三条 令第七条の規定による報告は、予防接種を受けた者の数を、疾病別並びに定期臨時の別及び定期についてはその定期別に計算して行うものとする。

(予防接種済証の様式)

第四条 法第五条第一項又は法第六条第一項若しくは第三項の規定による予防接種を行った者は、予防接種を受けた者に対して、予防接種済証を交付するものとする。

2 前項の予防接種済証の様式は、次の各号に掲げる予防接種の種類に従い、それぞれ当該各号に定める様式とする。

- 一 法第五条第一項の規定による予防接種 様式第一
 - 二 法第六条第一項又は第三項の規定による予防接種 様式第二
- (新設)

3 母子保健法(昭和四十年法律第四十一号)第十六条第一項の規定により交付された母子健康手帳に係る乳児又は幼児については、前二項に規定する予防接種済証の交付に代えて、母子健康手帳に証明すべき事項を記載するものとする。

(厚生労働大臣への報告)
第六条 法第十二条第一項の規定による報告は、次の各号に掲げる事項について速やかに行うものとする。

- 一 被接種者の氏名、性別、生年月日、接種時の年齢及び住所
- 二 (略)
- 三 被接種者が報告に係る予防接種を受けた期日及び場所
- 四 六 (略)

(独立行政法人医薬品医療機器総合機構への報告)
第七条の二 法第十四条第三項の規定による報告は、次の各号に掲げる事項について速やかに行うものとする。

- 一 被接種者の氏名、性別、生年月日、接種時の年齢及び住所
- 二 (略)

(削る)

第十八条の二 法附則第七条第一項の規定による予防接種を行った者は、当該予防接種を受けた者であつて、第四条第一項の予防接種済証とは別に当該予防接種を受けたことを証する書類（以下この条において「予防接種証明書」という。）を求めらるるものに対して、これを交付するものとする。

2 前項の予防接種証明書の様式は、様式第三とする。

3 予防接種証明書の交付は、第一項の予防接種を行った者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と当該予防接種証明書を求める者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用することができる。この場合において、当該予防接種証明書には、前項の規定にかかわらず、日本語又は英語により次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 被接種者の氏名及び生年月日その他予防接種証明書の利用に関し必要な事項
- 二 接種回数
- 三 被接種者が予防接種を受けた期日及び国
- 四 予防接種に使用されたワクチンの種類及び製造販売業者の名称
- 五 接種液の製造番号その他当該接種液を識別することができる事項
- 六 予防接種証明書の発行者、識別番号及び発行年月日

第十九条 法附則第七条第二項の規定により適用する法第十二条第一項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる症状であつて、それぞれ接種から同表の下欄に掲げる期間内に確認されたものとする。

症 状	期 間
アナフィラキシー	四時間
血栓症（血栓塞栓症を含む。）（血小板減少症を伴うものに限る。）	二十八日
心筋炎	二十八日
心膜炎	二十八日
熱性けいれん	七日
その他医師が予防接種との関連性が高いと認める症状であつて、入院治療を必要とするもの、死亡、身体の機能の障害に至るもの又は死亡若しくは身体の機能の障害に至るおそれのあるもの	予防接種との関連性が高いと医師が認める期間

(削る)

様式第一を次のように定める。
様式第一号（第四条第一項関係）

No. _____

_____ 予防接種済証(第 期)(定期)

住 所

氏 名

年 月 日生

回数	ワクチンの種類	予防接種を行った年月日	メーカー/ロット	備考
第 回		年 月 日		
第 回		年 月 日		
第 回		年 月 日		

年 月 日

都道府県

市区町村長氏名



備考 不要の文字は抹消して用いること

様式第二を次のように改める。
様式第二号（第四条第二項関係）

No. _____

_____ 予防接種済証(第 期)(臨時)

住 所
氏 名

年 月 日生

回数	ワクチンの種類	予防接種を行った年月日	メーカー/ロット	備考
第 回		年 月 日		
第 回		年 月 日		
第 回		年 月 日		

年 月 日

都道府県

知事又は市区町村長氏名



備考：不要の文字は抹消して用いること

様式第三号（第四条第二項関係）

様式第三を次のように改める。

予防接種済証
Vaccination Certificate of _____

姓（旧姓）（別姓） 名（別名）
[Surname (Former surname) (Alternative surname) Given name (Alternative given name)]

生年月日 [Date of Birth] (YYYY-MM-DD)

国籍・地域 [Nationality/Region]

旅券番号 [Passport Number]

接種回 [Dose Number]	接種年月日 [Vaccination Date] (YYYY-MM-DD)	ワクチンの種類 [Vaccine Type]	メーカー [Manufacturer]	製品名 [Product Name]	製造番号 [Lot Number]

証明書発行者 [Certificate Issuance Authority]

日本国厚生労働大臣
[Minister of Health, Labour and Welfare, Government of Japan]

証明書ID [Certificate Identifier]

備考 不要の文字は抹消して用いること

第三條 予防接種実施規則の一部改正
第三條 予防接種実施規則(昭和三十三年厚生省令第二十七号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後

改正前

(母子健康手帳の提示)

第五條 定期の予防接種等を行う者は、その対象者が母子保健法(昭和四十年法律第四十一号)第十六条第一項の規定により交付された母子健康手帳に係る乳児又は幼児である場合には、当該予防接種を行うに当たっては、その保護者に対し、母子健康手帳の提示を求めなければならない。

(接種の方法)

第十七條 (略)

2 (略)

3 予防接種法施行令(昭和二十三年政令第九十七号。以下「令」という。)第三条第二項に規定するところにより、Hib感染症の予防接種を受けることができなかつたと認められ、Hib感染症に係る法第五条第一項の政令で定める者とされた者については、初回接種の開始時に生後十二月に至つた日の翌日から生後六十日に至るまでの間にある者とみなし、第一項の規定を適用する。

(接種の方法)

第十八條 (略)

2 (略)

3 令第三条第二項に規定するところにより、肺炎球菌感染症(小児がかかるものに限る)の予防接種を受けることができなかつたと認められ、肺炎球菌感染症(小児がかかるものに限る)に係る法第五条第一項の政令で定める者とされた者については、初回接種の開始時に生後二十四月に至つた日の翌日から生後六十日に至るまでの間にある者とみなし、第一項の規定を適用する。

(接種の方法)

第二十一條 (略)

2 令第三条第二項に規定するところにより、B型肝炎の定期の予防接種を受けることができなかつたと認められ、B型肝炎に係る法第五条第一項の政令で定める者とされた者については、次の表の上欄に掲げる対象者ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる方法で予防接種を行うものとする。

(略)

(略)

附則

(日本脳炎の予防接種に係る特例)

第二條 平成十九年四月二日から平成二十一年十月一日までの間に生まれた者であり、かつ、平成二十二年三月三十一日までに日本脳炎の第一期の予防接種のうち三回の接種を受けていない者(接種を全く受けていない者を除く)であつて令第三条の表日本脳炎の項の予防接種の対象者の欄第一号又は第二号に規定するものが、六日以上の間隔をおいて残りの接種を受けたときは、第十四条の規定にかかわらず、同条に規定する日本脳炎の第一期の予防接種を受けたものとみなす。

(母子健康手帳の提示)

第五條 法第五条第一項又は第六条第一項若しくは第三項の規定による予防接種を行う者は、その対象者が母子保健法(昭和四十年法律第四十一号)第十六条第一項の規定により交付された母子健康手帳に係る乳児又は幼児である場合には、当該予防接種を行うに当たっては、その保護者に対し、母子健康手帳の提示を求めなければならない。

(接種の方法)

第十七條 (略)

2 (略)

3 予防接種法施行令(昭和二十三年政令第九十七号。以下「令」という。)第一条の三第二項に規定するところにより、Hib感染症の予防接種を受けることができなかつたと認められ、Hib感染症に係る法第五条第一項の政令で定める者とされた者については、初回接種の開始時に生後十二月に至つた日の翌日から生後六十日に至るまでの間にある者とみなし、第一項の規定を適用する。

(接種の方法)

第十八條 (略)

2 (略)

3 令第一条の三第二項に規定するところにより、肺炎球菌感染症(小児がかかるものに限る)の予防接種を受けることができなかつたと認められ、肺炎球菌感染症(小児がかかるものに限る)に係る法第五条第一項の政令で定める者とされた者については、初回接種の開始時に生後二十四月に至つた日の翌日から生後六十日に至るまでの間にある者とみなし、第一項の規定を適用する。

(接種の方法)

第二十一條 (略)

2 令第一条の三第二項に規定するところにより、B型肝炎の定期の予防接種を受けることができなかつたと認められ、B型肝炎に係る法第五条第一項の政令で定める者とされた者については、次の表の上欄に掲げる対象者ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる方法で予防接種を行うものとする。

(略)

(略)

附則

(日本脳炎の予防接種に係る特例)

第二條 平成十九年四月二日から平成二十一年十月一日までの間に生まれた者であり、かつ、平成二十二年三月三十一日までに日本脳炎の第一期の予防接種のうち三回の接種を受けていない者(接種を全く受けていない者を除く)であつて令第一条の三の表日本脳炎の項の予防接種の対象者の欄第一号又は第二号に規定するものが、六日以上の間隔をおいて残りの接種を受けたときは、第十四条の規定にかかわらず、同条に規定する日本脳炎の第一期の予防接種を受けたものとみなす。

2 平成十九年四月二日から平成二十一年十月一日までの間に生まれた者であり、かつ、平成二十二年三月三十一日までに日本脳炎の第一期の予防接種を全く受けていない者であつて令第三条の表日本脳炎の項の定期の予防接種の対象者の欄第二号に規定するものが、第十四条の例により接種を受けたときは、同条の規定にかかわらず、同条に規定する日本脳炎の第一期の予防接種を受けたものとみなす。

3 第一項の規定により第十四条に規定する日本脳炎の第一期の予防接種を受けたものとみなされた者であつて令第三条の表日本脳炎の予防接種の対象者の欄第二号に規定するもの及び前項の規定により第十四条に規定する日本脳炎の第一期の予防接種を受けたものとみなされた者に係る第十五条の規定の適用については、同条中「予防接種は」とあるのは「予防接種は、前条第二項に規定する日本脳炎の第一期の予防接種の追加接種終了後六日以上の間隔をおいて」とする。

(風しんの第五期予防接種)

第五条 令附則第三項において読み替えて適用する令第三条第一項の規定による風しんの第五期の予防接種は、乾燥弱毒生風しんワクチン又は乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

(削る)

(削る)

2 平成十九年四月二日から平成二十一年十月一日までの間に生まれた者であり、かつ、平成二十二年三月三十一日までに日本脳炎の第一期の予防接種を全く受けていない者であつて令第一条の表日本脳炎の項の定期の予防接種の対象者の欄第二号に規定するものが、第十四条の例により接種を受けたときは、同条の規定にかかわらず、同条に規定する日本脳炎の第一期の予防接種を受けたものとみなす。

3 第一項の規定により第十四条に規定する日本脳炎の第一期の予防接種を受けたものとみなされた者であつて令第一条の表日本脳炎の予防接種の対象者の欄第二号に規定するもの及び前項の規定により第十四条に規定する日本脳炎の第一期の予防接種を受けたものとみなされた者に係る第十五条の規定の適用については、同条中「予防接種は」とあるのは「予防接種は、前条第二項に規定する日本脳炎の第一期の予防接種の追加接種終了後六日以上の間隔をおいて」とする。

(風しんの第五期予防接種)

第五条 令附則第三項において読み替えて適用する令第一条の三第一項の規定による風しんの第五期の予防接種は、乾燥弱毒生風しんワクチン又は乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

(新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する特例)

第六条 法附則第七条第二項の規定により法(第二十六条及び第二十七条を除く。)の規定を適用する場合における法第七条に規定する厚生労働省令で定める者は、第六条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- 一 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。以下同じ。)に係る予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
- 二 明らかな発熱を呈している者
- 三 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかなる者
- 四 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかなる者
- 五 第二号から前号までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

(新型コロナウイルス感染症の予防接種の初回接種)

第七条 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の初回接種(次項、次条及び附則第十条において「初回接種」という。)は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

- 一 一・八ミリリットルの生理食塩液で希釈したコロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(令和三年二月十四日に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条の承認を受けたものに限る。)を十八日以上の間隔をおいて二回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回〇・三ミリリットルとする方法
- 二 コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(令和三年五月二十一日に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条の承認を受けたものであつて、イムエラソメラン及びダベソメランを含まないものに限る。)を二十日以上の間隔をおいて二回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする方法

(削る)

(削る)

三、一・三ミリリットルの生理食塩液で希釈したコロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン (SARSCOVID-2) (令和四年一月二十一日に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条の承認を受けたものうち、最初に当該承認を受けたものに限り) を十八日以上の間隔をおいて二回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回〇・二ミリリットルとする方法

四、組換えコロナウイルス (SARSCOVID-2) ワクチンを二十日以上の間隔をおいて二回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする方法

五、二・二ミリリットルの生理食塩液で希釈したコロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン (SARSCOVID-2) (令和四年十月五日に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条の承認を受けたものに限る) を十八日以上の間隔をおいて二回筋肉内に注射した後、五十五日以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回〇・二ミリリットルとする方法

2 | 前項の規定にかかわらず、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種 (次条第一項に規定する第一期追加接種、附則第九条第一項に規定する第二期追加接種及び附則第十条第一項に規定する令和四年秋開始接種を除く) を受けた後に重篤な副反応を呈した場合その他前項各号に掲げる方法以外の方法で接種を行う必要がある場合には、同項各号に掲げる方法に準ずる方法であつて、接種回数、接種間隔及び接種量に照らして適切な方法により初回接種を行うことができない。

(新型コロナウイルス感染症の予防接種の第一期追加接種)

第八条 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の第一期追加接種 (次項、次条及び附則第十条において「第一期追加接種」という) は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

一、一・八ミリリットルの生理食塩液で希釈した前条第一項第一号に掲げるワクチンを初回接種の終了後三月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・三ミリリットルとする方法

二、前条第一項第二号に掲げるワクチンを初回接種の終了後三月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・二五ミリリットルとする方法

三、前条第一項第三号に掲げるワクチンを初回接種の終了後五月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・二ミリリットルとする方法

2 | 第一期追加接種を行うに当たっては、新型コロナウイルス感染症に係る注射であつて、前条第一項各号の注射に相当するものについては、当該注射を初回接種とみなす。

(新型コロナウイルス感染症の第二期追加接種)

第九条 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の第二期追加接種 (次項及び附則第十条において「第二期追加接種」という) は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

一、一・八ミリリットルの生理食塩液で希釈した附則第七条第一項第一号に掲げるワクチンを第一期追加接種の終了後三月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・三ミリリットルとする方法

二、附則第七条第一項第二号に掲げるワクチンを第一期追加接種の終了後三月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・二五ミリリットルとする方法

2 | 第二期追加接種を行うに当たっては、新型コロナウイルス感染症に係る注射であつて、前条第一項各号の注射に相当するものについては、当該注射を第一期追加接種とみなす。

(削る)

第四條 医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)の一部を次の表のように改正する。

改 正 後	<p>第一条の十四 (略)</p> <p>256 (略)</p> <p>7 法第七条第三項に規定する厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。ただし、第五号に掲げる場合にあつては、同号に規定する医療の提供を行う期間(六月以内の期間に限る。)に係る場合に限る。</p> <p>一 都道府県知事が、都道府県医療審議会の意見を聴いて、法第三十条の七第二項第二号に掲げる医療の提供の推進のために必要な診療所その他の地域包括ケアシステム(地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第六十四号)第二条第一項に規定する地域包括ケアシステムをいう)の構築のために必要な診療所として認めるものに療養病床又は一般病床(以下この条において「療養病床等」という)を設けようとするとき。</p> <p>二 都道府県知事が、都道府県医療審議会の意見を聴いて、へき地の医療、小児医療、周産期医療、救急医療その他の地域において良質かつ適切な医療が提供されるために必要な診療所として認めるものに療養病床等を設けようとするとき。</p>
-------	--

改 正 前	<p>第一条の十四 (略)</p> <p>256 (略)</p> <p>7 法第七条第三項に規定する厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。ただし、第五号に掲げる場合にあつては、同号に規定する医療の提供を行う期間(六月以内の期間に限る。)に係る場合に限る。</p> <p>一 都道府県知事が、都道府県医療審議会の意見を聴いて、法第三十条の七第二項第二号に掲げる医療の提供の推進のために必要な診療所その他の地域包括ケアシステム(地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第六十四号)第二条第一項に規定する地域包括ケアシステムをいう)の構築のために必要な診療所として認めるものに療養病床又は一般病床を設けようとするとき。</p> <p>二 都道府県知事が、都道府県医療審議会の意見を聴いて、へき地の医療、小児医療、周産期医療、救急医療その他の地域において良質かつ適切な医療が提供されるために必要な診療所として認めるものに療養病床又は一般病床を設けようとするとき。</p>
-------	--

改 正 後	<p>(新型コロナウイルス感染症の予防接種の令和四年秋開始接種)</p> <p>第十条 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の令和四年秋開始接種(次項において「令和四年秋開始接種」という)は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。</p> <p>一 コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(令和三年五月二十一日に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条の承認を受けたものであって、エラソメラン及びイムエラソメランを含むもの又はエラソメラン及びダベソメランを含むものに限る。)を初回接種、第一期追加接種又は第二期追加接種のうち、被接種者が最後に受けたものの終了後三月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする方法</p> <p>二 コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(令和四年一月二十一日に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条の承認を受けたもの(附則第七条第一項第三号に掲げるものを除く。)であつて、トジナメラン及びリルトジナメランを含むもの又はトジナメラン及びファムトジナメランを含むものに限る。)を初回接種、第一期追加接種又は第二期追加接種のうち、被接種者が最後に受けたものの終了後三月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・三ミリリットルとする方法</p> <p>三 附則第七条第一項第四号に掲げるワクチンを初回接種、第一期追加接種又は第二期追加接種のうち、被接種者が最後に受けたものの終了後六月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする方法</p> <p>2 令和四年秋開始接種を行うに当たっては、新型コロナウイルス感染症に係る注射であつて、附則第七条第一項各号の注射に相当するものについては、当該接種を初回接種と、附則第八条第一項各号の注射に相当するものについては、当該注射を第一期追加接種と、前条第一項各号の注射に相当するものについては、当該注射を第二期追加接種とみなす。</p>
-------	--

(傍線部分は改正部分)

第五條 検疫法施行規則（昭和二十六年厚生省令第五十二号）の一部を次の表のように改正する。

改 正 後

改 正 前

三 前二号に規定する診療所に療養病床等を設置した者が、第五項第三号に掲げる事項を変更しようとする場合において、療養病床等の病床数を増加させようとするとき（次号に掲げる場合を除く。）。

四 診療所に療養病床等を設置した者が、第五項第三号に掲げる事項を変更しようとする場合において、療養病床等の病床数を減少させようとするとき又は療養病床等に係る病室の病床数を変更しようとするとき。

五 (略)

8 前項第一号又は第二号に掲げる場合に該当し、診療所に療養病床等を設けた者が、令第三条の三の規定により、都道府県知事に届け出なければならない事項は、第五項各号（当該病床が一般病床の場合にあつては、同項第三号）に掲げる事項とする。

9 第七項第三号又は第四号に掲げる場合に該当し、療養病床等の病床数又は療養病床等に係る病室の病床数を変更した者が、令第四条第二項の規定により都道府県知事に届け出なければならない事項は、第五項各号（当該病床が一般病床の場合にあつては、同項第三号）に掲げる事項とする。

10、12 (略)

13 法第七条第六項の厚生労働省令で定める条件は、法第三十条の四第十項の政令で定める事情がなくなつたと認められる場合又は同条第十一項の厚生労働省令で定める病床において当該病床に係る業務が行われなくなつた場合には、当該許可に係る病院又は診療所の所在地を含む地域（当該許可に係る病床（以下この項において「特例許可病床」という。）が療養病床等のみである場合は医療計画において定める同条第二項第十四号に規定する区域とし、特例許可病床が精神病床、感染症病床又は結核病床（以下この項において「精神病床等」という。）のみである場合は当該都道府県の区域とし、特例許可病床が療養病床等及び精神病床等である場合は同号に規定する区域及び当該都道府県の区域とする。）における病院又は診療所の病床の当該許可に係る病床の種類に応じた数（特例許可病床が療養病床等のみである場合は、その地域における療養病床及び一般病床の数）のうち、同条第八項の厚生労働省令で定める基準に従い医療計画において定めるその地域の当該許可に係る病床の種類に応じた基準病床数（特例許可病床が療養病床等のみである場合は、その地域における療養病床及び一般病床に係る基準病床数）を超えている病床数の範囲内で特例許可病床の数を削減することを内容とする許可の変更のための措置をとることとする。

三 前二号に規定する診療所に療養病床又は一般病床を設置した者が、第五項第三号に掲げる事項を変更しようとする場合において、療養病床又は一般病床の病床数を増加させようとするとき（次号に掲げる場合を除く。）。

四 診療所に療養病床又は一般病床を設置した者が、第五項第三号に掲げる事項を変更しようとする場合において、療養病床若しくは一般病床の病床数を減少させようとするとき又は療養病床若しくは一般病床に係る病室の病床数を変更しようとするとき。

五 (略)

8 前項第一号又は第二号に掲げる場合に該当し、診療所に療養病床又は一般病床を設けた者が、令第三条の三の規定により、都道府県知事に届け出なければならない事項は、第五項各号（当該病床が一般病床の場合にあつては、同項第三号）に掲げる事項とする。

9 第七項第三号又は第四号に掲げる場合に該当し、療養病床若しくは一般病床の病床数又は療養病床若しくは一般病床に係る病室の病床数を変更した者が、令第四条第二項の規定により都道府県知事に届け出なければならない事項は、第五項各号（当該病床が一般病床の場合にあつては、同項第三号）に掲げる事項とする。

10、12 (略)

(新設)

(傍線部分は改正部分)

(電子情報処理組織の使用)

第一条の三 検疫所長（検疫所の支所又は出張所の長を含む。以下同じ。）は、次の各号に掲げる事項（以下「通報等」という。）については、電子情報処理組織（厚生労働省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と、通報等を行うおとす者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

一・二 (略)

(電子情報処理組織の使用)

第一条の三 検疫所長（検疫所の支所又は出張所の長を含む。以下同じ。）は、次の各号に掲げる事項（以下「通報等」という。）については、電子情報処理組織（厚生労働省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と、通報等を行うおとす者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

一・二 (略)

三 法第十一条第二項の規定による同項第一号から第三号までに掲げる書類又は同項第四号若しくは第五号に掲げる書類の写しの提出

四 (略)

2 (略)

(指示)

第四条の四 検疫所長は、法第十六条の三第一項の規定により指示する場合には、書面その他の検疫所長が適当と認める方法により行うものとする。ただし、当該書面その他の検疫所長が適当と認める方法によらず指示する必要がある場合は、この限りでない。

三 法第十一条第二項に規定する書類の提出

四 (略)

2 (略)

(新設)

第六条 墓地、埋葬等に関する法律施行規則の一部改正

第六条 墓地、埋葬等に関する法律施行規則(昭和二十三年厚生省令第二十四号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後

第一条 墓地、埋葬等に関する法律(昭和二十三年法律第四十八号。以下「法」という。)第五条第一項の規定により、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)の埋葬又は火葬の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を、同条第二項に規定する市町村長に提出しなければならない。

一 一三 (略)

四 死因(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第二項から第四項まで及び第七項に規定する感染症、同条第八項に規定する感染症のうち同法第四十四条の九第一項に規定する政令により当該感染症について同法第三十条の規定が準用されるもの並びに同法第六条第九項に規定する感染症、その他の別)

五 一八 (略)

改 正 前

第一条 墓地、埋葬等に関する法律(昭和二十三年法律第四十八号。以下「法」という。)第五条第一項の規定により、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)の埋葬又は火葬の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を、同条第二項に規定する市町村長に提出しなければならない。

一 一三 (略)

四 死因(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第二項から第四項まで及び第七項に規定する感染症、同条第八項に規定する感染症のうち同法第七条に規定する政令により当該感染症について同法第三十条の規定が準用されるもの並びに同法第六条第九項に規定する感染症、その他の別)

五 一八 (略)

第七条 (健康保険法施行規則の一部改正)

第七条 健康保険法施行規則(大正十五年内務省令第三十六号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後

(令第四十一条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付)

第九十八条 令第四十一条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。

一 (略)

二 予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第十六条第一項第一号又は第二項第一号(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)第二十八条第五項から第七項までの規定により適用される場合を含む。)の医療費の支給

三 一 一 (略)

改 正 前

(令第四十一条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付)

第九十八条 令第四十一条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。

一 (略)

二 予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第十六条第一項第一号又は第二項第一号(同法附則第七条第二項及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)第二十八条第五項から第七項までの規定により適用される場合を含む。)の医療費の支給

三 一 一 (略)

第八條 船員保険法施行規則の一部改正
（船員保険法施行規則の一部改正）
第八條 船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）の一部を次の表のように改正する。

改 正 後	<p>（令第八條第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付） 第八十六條 令第八條第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十六條第一項第一号又は第二項第一号（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第二十八條第五項から第七項までの規定により適用される場合を含む。）の医療費の支給</p> <p>三（十二）（略）</p>
改 正 前	<p>（令第八條第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付） 第八十六條 令第八條第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十六條第一項第一号又は第二項第一号（同法附則第七條第二項及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第二十八條第五項から第七項までの規定により適用される場合を含む。）の医療費の支給</p> <p>三（十二）（略）</p>

（傍線部分は改正部分）

第九條 国民健康保険法施行規則の一部改正
（国民健康保険法施行規則の一部改正）
第九條 国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）の一部を次の表のように改正する。

改 正 後	<p>（法第九條第三項の厚生労働省令で定める医療に関する給付） 第五條の五 法第九條第三項に規定する厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十六條第一項第一号又は第二項第一号（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第二十八條第五項から第七項までの規定により適用される場合を含む。第二十七條の十二第二号において同じ。）の医療費の支給</p> <p>三（十二）（略）</p>
改 正 前	<p>（法第九條第三項の厚生労働省令で定める医療に関する給付） 第五條の五 法第九條第三項に規定する厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十六條第一項第一号又は第二項第一号（同法附則第七條第二項及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第二十八條第五項から第七項までの規定により適用される場合を含む。第二十七條の十二第二号において同じ。）の医療費の支給</p> <p>三（十二）（略）</p>

（傍線部分は改正部分）

第十條 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部改正
（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部改正）
第十條 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	<p>附則 1 3（略）</p> <p>4 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二三三号）第五條及び第六條に規定する業務（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第九十六号。以下この項において「改正法」という。）附則第十四條第一項の規定により改正法第五條の規定による改正後の予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第六條第三項の規定により行われたものとみなされた厚生労働大臣の指示に基づく予防接種に係るものに限る。）に係る労働者派遣について令第二條第一項の規定を適用する場合には、同項第一号の厚生労働省令で定めるものは、第一條第二項に規定するもののほか、予防接種法附則第七條第一項の規定により厚生労働大臣が指定する期日又は期間に限り、当該予防接種を行う病院又は診療所とする。</p>
改 正 前	<p>附則 1 3（略）</p> <p>4 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二三三号）第五條及び第六條に規定する業務（予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）附則第七條第一項の規定による予防接種に係るものに限る。）に係る労働者派遣について令第二條第一項の規定を適用する場合には、同項第一号の厚生労働省令で定めるものは、第一條第二項に規定するもののほか、予防接種法附則第七條第一項の規定により厚生労働大臣が指定する期日又は期間に限り、当該予防接種を行う病院又は診療所とする。</p>

生労働省令で定めるものは、第一条第二項に規定するもののほか、予防接種法第六条第三項の規定により厚生労働大臣が指定する期日又は期間（改正法附則第十四条第一項の規定により改正法第五条の規定による改正後の予防接種法第六条第三項の規定により指定したものとみなされた改正法による改正前の予防接種法附則第七条第一項の規定により指定した期日又は期間を含む。）に限り、当該予防接種を行う病院又は診療所とする。

5 (略)

5 (略)

(介護保険法施行規則の一部改正)
 第十一条 介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	<p>(令第二十二條の二の二第二項第二号の厚生労働省令で定める給付)</p> <p>第八十三條の二 令第二十二條の二の二第二項第二号の厚生労働省令で定める給付は、次のとおりとする。</p> <p>一 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十六條第一項第一号又は第二項第一号（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第二十八條第五項から第七項までの規定により適用される場合を含む。第九十八條第一号において同じ。）の医療費の支給</p> <p>二 七 (略)</p>	改 正 前	<p>(令第二十二條の二の二第二項第二号の厚生労働省令で定める給付)</p> <p>第八十三條の二 令第二十二條の二の二第二項第二号の厚生労働省令で定める給付は、次のとおりとする。</p> <p>一 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十六條第一項第一号又は第二項第一号（同法附則第七條第二項及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第二十八條第五項から第七項までの規定により適用される場合を含む。第九十八條第一号において同じ。）の医療費の支給</p> <p>二 七 (略)</p>
-------------	---	-------------	---

(高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部改正)
 第十二条 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第二百二十九号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	<p>(法第五十四條第四項の厚生労働省令で定める医療に関する給付)</p> <p>第十三條 法第五十四條第四項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。</p> <p>一 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十六條第一項第一号又は第二項第一号（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第二十八條第五項から第七項までの規定により適用される場合を含む。第六十一條第一号において同じ。）の医療費の支給</p> <p>二 十 (略)</p>	改 正 前	<p>(法第五十四條第四項の厚生労働省令で定める医療に関する給付)</p> <p>第十三條 法第五十四條第四項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。</p> <p>一 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十六條第一項第一号又は第二項第一号（同法附則第七條第二項及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第二十八條第五項から第七項までの規定により適用される場合を含む。第六十一條第一号において同じ。）の医療費の支給</p> <p>二 十 (略)</p>
-------------	--	-------------	--

(厚生労働省の所管する法律又は政令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令の一部改正)
 第十三条 厚生労働省の所管する法律又は政令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和三年厚生労働省令第七十五号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	<p>次の各号に掲げる法律又は政令の規定に基づく立入検査等（都道府県知事又は市町村長（特別区の区長を含む。）が行うことができることとされているものに限る。）の際に職員が携帯するその身分を示す証明書及び狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）第三條第二項（同法第</p>	改 正 前	<p>次の各号に掲げる法律又は政令の規定に基づく立入検査等（都道府県知事又は市町村長（特別区の区長を含む。）が行うことができることとされているものに限る。）の際に職員が携帯するその身分を示す証明書及び狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）第三條第二項（同法第</p>
-------------	---	-------------	---

六条第六項において準用する場合を含む。）に基づき同法第三条第一項の狂犬病予防員（同法第六条第六項において準用する場合にあつては、同条第二項の捕獲人）が携帯する証票は、他の法令の規定にかかわらず、別記様式によることができる。

一〇四十一（略）

四十二 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第十五条第一項及び第十七項（これらの規定を同法第四十四条の九第一項の規定に基づく政令において準用する場合及び同法第五十三条第一項の規定に基づく政令において適用する場合を含む。）、第十五条の二第二項（同法第四十四条の九第一項の規定に基づく政令において準用する場合及び同法第五十三条第一項の規定に基づく政令において適用する場合を含む。）、第十五条の三第三項及び第二項（これらの規定を同法第四十四条の九第一項の規定に基づく政令において準用する場合及び同法第五十三条第一項の規定に基づく政令において適用する場合を含む。）、第三十五条第一項（同法第四十四条の九第一項の規定に基づく政令において準用する場合、同法第三十五条第五項において準用する場合、同法第四十四条の四第一項の規定に基づく政令において適用する場合及び同法第五十三条第一項の規定に基づく政令において適用する場合を含む。）、第五十条第一項（同項の規定により都道府県知事が当該職員に同法第三十五条第一項に規定する措置を実施させる場合に限る。）並びに第五十条第十項

六条第六項において準用する場合を含む。）に基づき同法第三条第一項の狂犬病予防員（同法第六条第六項において準用する場合にあつては、同条第二項の捕獲人）が携帯する証票は、他の法令の規定にかかわらず、別記様式によることができる。

附則

（施行期日）

1 この省令は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（以下この項及び附則第五項において「改正法」という。）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、第一条中感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第九条の六第二項の改正規定及び第五条の規定は、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

4 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）に係る予防接種については、第二条の規定による改正前の予防接種法施行規則（以下この項及び次項において「旧予防接種法施行規則」という。）の附則（第十四条から第十六条までの規定を除く。）の規定及び第三条の規定による改正前の予防接種法実施規則（以下この項において「旧予防接種法実施規則」という。）の附則（第一条から第五条までの規定を除く。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧予防接種法施行規則附則第十七条中「法附則第七條第一項に規定する厚生労働省令で定める」とあるのは「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第九十六号。以下「改正法」という。）附則第十四条第一項の規定により行われた予防接種とみなされた旧法附則第七條第二項の規定により行われた予防接種とみなされた旧法附則第七條第三項の規定により行われた予防接種とみなされた旧法附則第七條第四項の規定により行われた予防接種」とあるのは「改正法附則第十四条第一項の規定により行われた予防接種」とあるのは「第四条第二項」と、同附則第十九条中「法附則第七條第二項の規定により」とあるのは「改正法附則第七條第二項の規定により」とあるのは「第二十六条及び第二十七条を除く。」とあるのは「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第九十六号）附則第十四条第一項の規定により行われた予防接種とみなして法」とする。

5 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧予防接種法施行規則第十八条の二の規定は、改正法第十四条第一項の規定により予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第六条第三項の規定により行われたものとみなされた改正法第五条の規定による改正前の予防接種法附則第七条第一項の規定による予防接種に相当する予防接種について準用する。この場合において、前項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧予防接種法施行規則第十八条の二第一項中「を行った者」とあるのは「に相当する予防接種を受けた者又は当該予防接種を行った者から当該予防接種に関する証明書の提出を受けた者又はその内容を記録した電磁的記録の提供を受けた者」と読み替えるものとする。